

最高人民検察院  
JICA プロジェクト

---

ベトナム刑事検察官マニュアル  
(第Ⅱ巻)  
(第11草案 日本 JICA のコメントを反映)

平成22年9月21日 於 ハノイ

## はじめに

最高人民検察院（最高院）長の承認を得て、独立行政法人国際協力機構（JICA）によって最高院に対する「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」の活動計画に基づき 2 巻からなる『刑事検察官マニュアル』の作成（2003 年から 2010 年まで）について支援していただきました。

第 I 巻の「公訴権の行使及び捜査活動の検察及び刑事第一審公判の検察」に関する技能については作成が終わり 2006 年 6 月に発行されました。

第 II 巻は 2007 年から 2010 年に作成され、次のパート 1 からパート 5 により構成されています。パート 1 は「公訴権の行使及び控訴審の検察」について、パート 2 は「公訴権の行使及び監督審の検察」、パート 3 は「公訴権の行使及び再審の検察」、パート 4 は「刑事裁判の執行の検察」、パート 5 は「暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に対する検察」についてです。

「刑事検察官マニュアル」第 II 巻は、理論の研究を深めるものではなく、実践で検証されている基本的かつ必要な経験及び技能の収集として、検察官が自身の職務実行と権限行使の過程において参考にするものとしています。

日本の専門家の情熱的なサポートのもと、本刑事検察官マニュアル第 II 巻は、検察業務で長年の実践経験を重ねてきた多くの検察官及び検察員の記事、スピーチを総合的にまとめることによって構成されました。編集の過程では、プロジェクト委員会が、最高院ならびに地方検察院の実際に活動している法曹家の意見を得るためにセミナーなどを開催して草案をまとめました。

本マニュアル作成の過程において、最高院長の十二分な指導、JICA プロジェクトのサポート、そしてベトナムや日本の検察官の情熱的な参加および貴重なコメントを頂いたことに感謝の意を述べたいと思います。

しかし、本マニュアルの第 II 巻は、更に発展させるべき点が残されていると思います。読者からのコメントをお待ちしております。

心から感謝申し上げます。

プロジェクト委員会

## パート 1

公訴権の行使及び控訴審の検察

## 公訴権の行使及び控訴審の検察

### I. 公判開始前の検察官の職務と権限

#### 1. 上訴手続上の異議申立て

##### 1.1. いくつかの共通問題

控訴審判は、第一審の裁判の適人、適罪、適法性を保証するため、上級公判においてその判決及び決定の見直しをする審判である。したがって、上訴手続の異議申立ては検察院の権利であるとともに責任でもある。

##### 1.1.1. 異議申立ての権利

- 同級の検察院又はその直属の検察院は、上訴手続に基づき、法的効力が発生していない第一審の判決及び決定について異議申立てを行う権利を有する。
- 事件について上級の検察院から指導があった場合には、下級の検察院は、異議申立てを行う前に上級の検察院において検討及び決定するため、上級の検察院に報告しなければならない<sup>2</sup>。

##### 1.1.2 異議申立て期間<sup>3</sup>

- 第一審の判決に対する異議申立て期間は、同級の検察院の場合には判決日から 15 日以内、上級の検察院の場合には判決日から 30 日以内である。
- 第一審の決定に対する異議申立て期間は、同級の検察院の場合には決定日から 7 日以内、上級の検察院の場合には決定日から 15 日以内である。
- 異議申立て期間の開始日は公判終結日の翌日である。公判終結日は、裁判所が判決を行った日又は決定を行った日である。

---

<sup>1</sup> 刑事訴訟法第 232 条

<sup>2</sup> 刑事公判検察規則第 32 条

<sup>3</sup> 刑事訴訟法第 234 条、第 239 条 1 項；人民検察院組織法第 18 条、19 条

- 異議申立て期間の満了時間は、その満了日の最終時間である。満了日の最終時間は同日の 24 時である。週末又は休日の場合には、期間の満了時間はその休日に続く最初の営業日の定時である<sup>4</sup>。

### 1.1.3. 異議申立て

- 異議申立て書は最高院が定める書式に基づいて作成する<sup>5</sup>。異議申立て書には次の事項を明記しなければならない。
  - + 刑事訴訟手続に大きく違反する第一審の判決又は決定。
  - + 刑法の条項の適用に誤りがある第一審の判決又は決定。
  - + 刑事責任の加重又は減輕の理由の適用に誤りがある第一審の判決又は決定。
  - + 事件の客觀的事実と一致しない第一審の判決又は決定の結論。
  - + 刑事制度に適せず犯罪行為の性質又はそれによる社会への危険度に比較して重すぎる又は軽すぎる第一審の判決又は決定。
  - + 事件の解決に対する検察院の観点<sup>6</sup>。
- 当該事件の第一審を行った裁判所（裁判官、審理合議体）に提出する検察院の異議申立て書<sup>7</sup>。

## 1.2. 第一審の判決又は決定の違反の指摘

### 1.2.1. 公訴権の行使及び第一審の公判活動における検察官の責任

- 事件の第一審公判の段階において裁判所（裁判官、審理合議体）が従うべき訴訟手続上の違反を指摘する。起訴決定の適法性、訴訟決定書の提出、尋問しなければならない関係者の裁判所への召喚、公判における訴訟手続の執行等<sup>8</sup>。
- 公判調書、判決評議調書、第一審の判決又は決定における違反を発見する。
- 検察官は、第一審裁判所の違反について控訴審手続に基づき異議申立ての理由となると認めた場合には、控訴審手続に基づき異議申立てを検討するよう検察院長に報告しなければならない。
- 検察官は、検察官と審理合議体の間に証拠の評価又は刑に関する意見に食い違いが生じた場合（例：審理合議体が行った判決が軽すぎ、

<sup>4</sup> 議決 No. 05/2005/NQ-HDTP

<sup>5</sup> 2007 年 9 月 17 日に公布された決定 No. 960/2007/QĐ-VKSNDTC と 1 緒に公布された書式第 138 号

<sup>6</sup> 刑事公判検察規則第 34 条；指示 03/2008/CT-VKSNDTC-VPT1 第 2 号

<sup>7</sup> 刑事訴訟法第 233 条 2 項

<sup>8</sup> 刑事訴訟法第 178 条、182 条、183 条

犯罪行為の重大性に見合わないとする検察官の意見)には、控訴審手続に基づき異議申立てを検討するよう検察院長に報告しなければならない。

#### 備考：

※第一審による事件の停止又は中止の決定に対しては、その決定の理由を確認しなければならない<sup>9</sup>。

※第一審裁判所は判決の宣告日から 10 日以内に同級の検察院に事件書類を提出しなければならない。裁判所は上級の検察院に直接事件書類を提出する責任を負わない<sup>10</sup>。したがって：

- 検察官は、第一審の書類を受け取った後に控訴審の異議申立ての理由を発見したものの、すでに異議申立て期間を過ぎている場合には、第一審級の検察院長に報告し、上級の検察院が異議申立てを行うよう求める。
- 異議申立て期間（上級の検察院の異議申立て期間も含む）が過ぎている場合で、第一審の判決又は決定に重大な違反があるときは、適切な級の検察院に報告し、監督審手続による異議申立てを行うよう求める。
- 判決の宣告日から 15 日以内、公判確定日から 10 日以内に第一審の判決又は決定、検察票<sup>11</sup>を控訴審級検察院に提出する。
- 控訴審級検察院に対する第一審の公判結果、控訴審異議申立ての報告に関する規定に適切に準拠する<sup>12</sup>。

#### 1.2.2. 控訴審級検察官の責任

- 第一審級検察院から提出された違反状況を検討し、又は控訴審級検察院が有する情報に基づいて違反を発見する。
- 検察官は、第一審の判決又は決定について検討するときは、その裏付けがあるかどうか、適法であるかどうか、違反がある場合にはどのように違反しているか等について直ちに研究及び検査する。
- 検察官は、自己の判断に対する確信を深めるため必要な場合には、第一審級検察院に対し、自己が関心を有する問題点を明らかにするための再報告を求めることができる。

<sup>9</sup> 刑事訴訟法第 180 条

<sup>10</sup> 刑事訴訟法第 229 条

<sup>11</sup> CT 03/2008/CT-VKSNDTC-VPT1 と一緒に公布された書式

<sup>12</sup> CT 03/2008/CT-VKSNDTC-VPT1 第 3 段第 3 号

- 検察官は、違反があった第一審の判決又は決定に控訴審手続に基づく異議申立ての理由となる点を発見した場合には、検察院長に報告し、検察院長が検討及び決定を行う。

### 1.3. 控訴審異議申立ての報告及び提議

#### 1.3.1. 報告の内容

- 事件の概要、判決の認定事項又は第一審の決定。
- 第一審の判決又は決定の違法性の分析。
- 判決又は第一審の決定の違法性を指摘し、どのように違法しているか、及びなぜそれが違法であるかの具体的な法律上の理由等を明らかにする。

#### 1.3.2. 報告方法

- 控訴と異なり、異議申立てには明確な理由を必要とする。
- 検察官は、控訴審異議申立ての理由に基づいて報告しなければならない<sup>13</sup>。

※検察官は、異議申立ての理由が「第一審の公判における捜査又は尋問が一方的又は不十分である」の場合には、違反分析において、第一審の公判におけるどの内容、問題又は事実が未調査又は未尋問か明らかにし、その理由について説明する。

実務上は、上記理由を次の例で示す。

- 第一審裁判所が有罪若しくは無罪を判断した証拠、又は被告人の刑事責任を加重若しくは減軽した事由を明らかにしていない場合。

例：第一審裁判所が被告人、被害者、民事原告等の欠席が事件の事実認定の妨げとなっているのに公判を行った<sup>14</sup>；訴訟に参加した関係者の証言に矛盾があり、証拠間の矛盾（被告人の証言と被害者の証言等、物証又は鑑定結果との矛盾等）が存在するのに公判において尋問が行われず、又は矛盾点が明らかにされない場合、審理合議体の認定及び評価に客観性及び網羅性が欠ける結果となる。

<sup>13</sup> 刑事公判検察規則第33条

<sup>14</sup> 刑事訴訟法第10条；第187条1項；第191条第1項第2号；第192条、第193条

- 公判における尋問が主として有罪証拠又は無罪証拠の強化のために行われ、客観性の欠けた認定及び評価又は理由不足の刑決定の結果となる。
- 審理合議体が法廷に召喚された訴訟参加者に尋問をしない、又はその他訴訟参加者の証言若しくは客観的事実と異なる意見に対する意見、証言、弁護若しくは反対尋問をさせない。

※検察官は、異議申立ての理由が「判決又は刑事第一審の決定が事件の客観的事実と符合していない」の場合には、違反分析において、その事件の「客観的事実関係」を挙げて論証し、それがどのように行われているか、それに対して判決又は刑事第一審の決定の結論がどのようになっているか比較論述し、不適切な点を導き出す。

実務上は、上記理由を次の例で示す。

- 判決又は第一審の決定の内容が事件書類にある証拠又は公判における尋問結果に基づいていない場合。

例：公判における尋問の結果によると、H が被告人 D の家に来て罵倒した。被告人 D が H に家から出るように求めた。H が罵倒しつつ家の中から外の方へ後ろ向きに後退し階段のところで足を踏み外し、後ろに仰向きで転んで頭をコンクリートの床に打って死亡した。審理合議体は事件書類にある証拠及び上記尋問結果に基づくことなく、被告人 D が意図的に損傷させ死亡につながったと結論した（刑法第 104 条の 3）。

※検察官は、異議申立ての理由が「刑法適用上の違反」の場合には、第一審裁判所が根拠とした証拠を詳細に分析し、審理合議体による認定が刑法の規定と合致しない理由を明らかにしなければならない。

実務上は、上記理由は次の例で示す：

- a) 犯罪行為をしていない者に対する判決。実務上は、犯罪行為をしていない者について、法曹機関が起訴、公判、裁判を行う場合がある。例：被疑者又は被告人が他人の代わりに罪を認めたのに、検察院又は裁判所が発見できなかった場合。
- b) その行為が刑法上犯罪を構成しない又は刑事責任を負う必要がない者に対する判決。次のような場合である。

- ▶ 予期しない出来事により社会に大きな損失を及ぼす行為を行った者（刑法第 11 条）。
  - ▶ 刑事責任能力がなく社会に大きな損失を及ぼす行為を行った者（刑法第 13 条）。
  - ▶ 正当防衛による行為を行った者（刑法第 15 条）。
  - ▶ 緊急状況において行為を行った者（刑法第 16 条）。
  - ▶ 重大でない犯罪の準備行為（刑法第 17 条）。
  - ▶ 200 万ドン未満に値する金品の窃盗のような犯罪に至らない程度の違法行為であって重大な結果を引き起こさない行為又は行政処分を受けた領得行為若しくは判決を受けた領得行為。
- c) 刑事責任を負う年齢未満の者を判決する 2 つの場合：
- ▶ 刑法第 12 条に規定されているように判決を受けた人が刑事責任を負う年齢に達していない場合。  
例：満 14 歳以上 16 歳以下の者の重大でない罪、故意による重大な罪、過失による極めて重大な罪の判決。
  - ▶ 第一審級の訴訟執行機関が罪名又は犯罪行為の重大性を誤って認識し、被告人が刑事責任を負うべき年齢と判断した場合。  
例：「満 14 歳以上 16 歳未満」の者が故意による重大な罪を犯し、訴訟執行機関が誤って判断した結果、その犯罪行為が故意による極めて重要な罪として判決を下し、その行為に対する責任を負わせた。
- d) 検察院は被告人を有罪と主張するものの第一審級裁判所が検察院の意見に同意せず、被告人に無罪を宣告した場合。
- dd) 罪名不適切判決は次の 2 つの場合に下される。
- ▶ 第一審裁判所がより重い又はより軽い、被告人の犯罪行為の重大性に見合わない判決を行った場合。
  - ▶ 第一審裁判所が被告人が犯した罪に「見合う」罪による判決を下し、その刑も犯罪行為の性質又は程度に見合う場合。
- e) 第一審級裁判所が次のように刑法の条項を適切に適用しなかった場合：刑の範囲の適用の誤り（より重く又はより軽く）

又は犯罪行為に対する刑事責任の追及に関するその他刑法の規定の適用の誤り。

例：1. 実務上は、被告人は刑法第 93 条の 2 に規定する殺人罪を犯したのに、審理合議体が刑の種類及び区分を誤って認定したことから、刑法第 93 条の 1 に規定する殺人罪として判決を行った。2. 第一審裁判所が被告人の執行猶予の決定又は犯罪に直接関連証拠物件としての金銭の差押えに関する刑法の規定を誤って適用した。

上記以外にも、実務上は控訴審への異議申立ての理由となる状況が存在する。例：第一審裁判所が被告人の刑事責任を加重し、若しくは減輕する事実関係に関する規定又は損害賠償における民法の条項を誤って適用した。

※検察官は、異議申立ての理由が「第一審の審理合議体の構成が法律の規定に反している、又は訴訟手続に関して重大な違反がある」の場合には、刑事訴訟法のどの規定に違反しているか、第一審裁判所にどのような適用の誤りがあるか、なぜその違反が「重大」であるか等を明らかに分析しなければならない。

+ 第一審審理合議体の構成が法律の規定に反している。

例：事件の公判を担当する第一審審理合議体は 3 人のみ（裁判官 1 名、参審員 2 名）で構成されるのに被告人を最高刑である死刑の罪名により審理した場合。又は未成年犯罪者の公判の審理合議体に教師又はホーチミン共産青年団の参審員がいない場合<sup>15</sup>。

+ 訴訟手続に関して重大な違反があるとは、刑事訴訟法に規定する手続に基づき訴訟執行機関又は個人が訴訟を執行しなければならないのに執行しない、又は適切に執行しないことにより、被疑者、被告人、民事原告、民事被告、利害関係者への重大な権利の侵害となるか、又は事件の解決が客観的、多角的でない場合をいう<sup>16</sup>。

実際に異議申立てを検討しなければならない場合の訴訟手続の違反：

<sup>15</sup> 刑法第 185 条、第 307 条

<sup>16</sup> NQ 4. 4 04/2004/NQ-HDTP 参照

- 裁判所による事件の停止又は中止の決定の理由が不十分で刑事訴訟法第 180 条の規定に符合しない、又は訴訟執行機関が刑法 105 条に規定する状況の事件を無断で起訴した場合（起訴は被害者の請求がある場合のみ）。
- 訴訟参加者の資格を誤って確定させた。尋問のために法廷に召喚する者について、不十分な召喚を行った又は誤って召喚した場合<sup>17</sup>。
- 次の場合においては、第一審裁判所が公判を中止せず審理を継続する。
  - ▶ 被告人が欠席し、その欠席が事件の事実認定のための調べ及び尋問を妨げる、又は被告人が正当な理由により欠席したのに裁判所が審理を継続した場合<sup>18</sup>。

次のいずれかの場合に限り、被告人が欠席のまま公判を行うことができる。被告人が逃亡し、勾引が指揮されているものの結果が出ていない場合。被告人が国外に滞在しており、法廷に召喚できない場合。被告人の欠席が公判の妨げとならず、適切に召喚状を交付した場合<sup>19</sup>。

- ▶ 被害者、民事原告、民事被告、利害関係者、証人、鑑定人等のいずれかが欠席し、その欠席が事件の事実認定のための調べ及び尋問を妨げる場合<sup>20</sup>。
- 裁判所による決定の交付が刑事訴訟法第 182 条の規定に基づいていない場合。
- 弁護人が刑事訴訟法第 57 条 2 項に規定する公判を欠席した場合。
- 未成年犯罪者の公判において、その組織若しくは学校の代表が欠席した場合、又は被告人の家族代表者が正当な理由なく故意に欠席した場合<sup>21</sup>。
- 裁判長が起訴状を朗読しない、又は被告人に一切の発言をさせない等刑事訴訟法の規定に準じない場合。
- 判決の認定事項が判決評議の内容と異なる場合。

<sup>17</sup> 刑事訴訟法第 183 条

<sup>18</sup> 刑事訴訟法第 187 条

<sup>19</sup> 刑事訴訟法第 187 条

<sup>20</sup> 刑事訴訟法第 191 条、192 条、193 条

<sup>21</sup> 刑事訴訟法第 306 条

- 裁判管轄権に関する違反等の公判における手続上のその他の違反<sup>22</sup>

### 備考：

※刑事公判検察規則においては、第一審裁判所による刑法の条項の適用上の違反が重大である場合のみ異議申立ての理由となるとは規定していないものの、第一審裁判所による刑法の条項の適用上の違反すべてが異議申立ての理由となるわけではなく、その事件の判決が法律の規定に違反することにつながり、検察官が異議申立てが必要と判断した違反のみ理由となる。

※第一審裁判所による訴訟手続上の違反すべてが控訴審の異議申立ての理由となるわけではなく、重大な違反でなければならない。

※検察官は、第一審裁判所による違反が控訴審の異議申立ての理由とならない場合には、受理合議体に対し、是正措置を講じるよう直ちに提議し、又は適切な対応のために整理して検察院長に報告しなければならない。

## **1.4. 異議申立て書の作成及び異議申立て書の送達**

### **1.4.1. 異議申立て書の作成**

- 検察官は、上訴手続に基づく異議申立てについて検察院長が検討し、異議申立てを決定した場合、最高院の定める書式に基づき、異議申立て書を作成しなければならない<sup>23</sup>。
- 異議申立ては、明確かつ首尾一貫した論理により記載されなければならない。かつ、事件の基本的な内容の概要及び判決又は第一審の決定に関し、明らかな分析に裏付けられたその違反内容（すなわち、どのような理由に基づきその判決又は第一審の決定が違反と判断したか）について明らかにしなければならない。

### 備考：

※検察官は、判決又は第一審の決定の全部又は一部の内容について異議申立てをする場合には、異議申立て決定において、どの裁判所におけるいつの公判の判決又は第一審の決定におけるどの部分か等、事件解決に対する検察院の意見を明らかにしなければならない。

<sup>22</sup> 刑事訴訟法第170条、171条、172条、173条

<sup>23</sup> 2007年9月17日に公布された決定No. 960/2007/QD-VKSNDTCと一緒に公布された書式第138号

#### 1.4.2. 異議申立て書の送達

##### - 異議申立て書の送達先

- + 裁判所が訴訟参加者に周知するための第一審公判を行った裁判所。
- + 上級の検察院が異議申立てを行う場合には、直属の上級の検察院又は第一審級の検察院。
- + 当該地域の公訴権行使及び控訴審公判検察院。プロビンス級検察院が同級の裁判所の判決又は第一審の決定に対して異議申立てをする場合には、最高院の公訴権行使及び刑事事件捜査検察局。
- + 公訴権行使及び控訴審公判検察院が異議申立てをする場合には、公訴権行使及び刑事事件公判検察のブロック及び局を担当する最高院の次長検事<sup>24</sup>。

#### 1.5. 異議申立ての内容の追加、変更又は取消し

- 検察官は、公判期日又はそれまでに、異議申立ての内容について、正確であるものの不十分、又は適切でない部分がある、又は内容の追加が必要なその他の内容がある場合には、検察院に対し、異議申立ての内容の追加又は変更を提議する。

例：検察官は、当初の異議申立ての内容に刑の上限の適用の誤りがあり、裁判所が刑の上限の適用は正しいものの犯罪行為の重大性に見合わない刑を宣告した場合、異議申立ての内容を追加又は変更しなければならない。

- 検察官は、異議申立ての一部又は全部の内容に理由がないことを発見した場合、一部又は全部の内容を取り消すよう検察院に提議する<sup>25</sup>。

#### 備考：

- ※公判期日の前に異議申立ての全部の内容を取り消し、控訴審異議申立て期間を過ぎていない場合で、新たな理由を発見したときは、検察院は異議申立ての権利を有する。
- ※異議申立ての内容の一部を取り消した場合には、受理合議体は、取り消されていない部分のみを対象とする。

<sup>24</sup> 刑事公判検察規則第 35 条

<sup>25</sup> 刑事訴訟法第 238 条

※検察院は、被告人に有利又は不利な方向に異議申立ての内容を追加又は変更する権利を有する。被告人に不利な方向に異議申立て内容を追加又は変更する場合には、異議申立て期間に行わなければならない。

※異議申立ての内容の追加、変更又は取消しの調書は、最高院が定める第 139 号、第 140 号の書式を用いるものとし、次の内容を含む<sup>26</sup>：

- 異議申立ての概要。
- 異議申立ての内容の追加、変更又は取消しの理由となる不十分な内容又は適切でない内容及びその分析を明らかにする。
- 異議申立ての内容の一部を取り消す場合には、その決定内容において異議申立てのどの部分を取り消すか明らかにしなければならない。

※公判期日前における異議申立ての内容の追加、変更又は一部若しくは全部の取消しは検察院長が決定する。

※公判期日に検察院長に指示を求める状況でない異議申立ての内容の追加、変更又は一部若しくは全部の取消しは検察官が自ら決定し、その決定に対して責任を負わなければならない。検察官は公判期日終了後に直ちに検察院長に報告しなければならない。

## 2. 異議申立て又は異議申立ての追加、変更又は取消しにおける第一審級検察院と控訴審級検察院の調整

- 検察官は、第一審級検察院と控訴審級検察院の関係の調整において積極的な役割を果たさなければならない。
- 控訴審異議申立てを決定した後、第一審級検察官は、同級の検察院長に対し、控訴審級の検察院に具体的で十分な第一審級における事件解決過程、とりわけ異議申立てに関する理由及び根拠を明らかに報告できるよう助言しなければならない。
- 控訴審級検察院検察官は、第一審級検察院の報告内容、異議申立ての理由又はその根拠について詳細に検討しなければならない。検察官は、必要と判断した場合には、検察院長に対し、第一審級検察院に追加報告させるよう求めることができる。
- 控訴審級検察院検察官は、第一審級検察院の異議申立てが正確でない又は理由が不十分な場合、第一審級検察院に対し、異議申立ての内容の追加、変更又は取消しについて協議するよう所属級の検察院長に報

<sup>26</sup> 決定 No. 960/2007/QD-VKSNDTC と一緒に公布されたモ書式 139、140；刑事公判検察規定第 37 条

告する。第一審級による異議申立て期間を過ぎ、控訴審級検察院による異議申立て期間を過ぎていない場合には、控訴審級検察院が異議申立ての内容の追加、変更又は取消しを決定する。

### 3. 控訴及び控訴受理における法律遵守の検察

#### 3.1. 控訴権を有する主体の適法性及び控訴制限の検察

- 被告人、被害者、その合法的代理人は、法的効力を有していない判決の内容の全部又は第一審の決定について控訴を行う権利を有する。被害者が死亡し、当該被害者に2人以上の合法的代理人が存在する場合には、次のように区別する。
  - + 合法的代理人が代表者を指定し、それまでの訴訟過程に参加させていた場合には、判決の内容の全部又は第一審の決定について控訴権を有する。控訴はそれぞれの人が行い、又はその中から代表者を選出しすることができる。
  - + それまにおける訴訟過程に参加した代表者がいない、又は参加した代表者はいるものの合法的代理人が代表者に指定した者でない場合で、第一審公判終了後に当該者から「異議申立て」又は控訴審公判請願書が提出されたときは、次のように処理する。
    - a) 請願書の内容が訴訟過程に参加した合法的代理人の請願書の内容と一致する場合には、控訴審裁判所が通常の手続による公判を許可する。
    - b) 当該者の請願書の内容が訴訟過程に参加した合法的代理人の請願書の内容と一致しない、又は訴訟過程に参加した合法的代理人は控訴しないものの事件に関して別の被告人が控訴する若しくは検察院が異議申立てをする場合には、控訴審裁判所は、判決又は第一審の決定に対する不服申立て書又は控訴審公判請願書に関する部分を破棄し、再捜査又は再審しなければならない。
- 未成年者又は身体障害者若しくは精神障害者の被告人の弁護人は、被告人の利益の保護のために控訴を行う権利を有する。
- 民事原告、民事被告及びその合法的代理人は、損害賠償請求訴訟に関する判決又は決定の部分について控訴する権利を有する。
- 事件の利害関係者及びその合法的代理人は、自己の権利及び義務に関する判決又は決定の部分について控訴する権利を有する。

- 未成年者又は身体障害者若しくは精神障害者の権利の保護人は、被保護者の権利及び義務に関する裁判の判決又は決定の部分について控訴する権利を有する。
- 裁判所から無罪を宣告された者は、無罪を宣告した第一審の判決における当該宣告の理由に関する部分について控訴する権利を有する<sup>27</sup>。

### 備考：

※検察官は、控訴を検討するときは、後続の不必要な作業を回避するため、まず主体の適法性及び控訴の制限を考慮し、違法又は控訴の制限を超える控起訴状を除外し、検察院長に報告し、対応しなければならない。

※実務上は、成年者の親が控起訴状を作成する、又は機関、組織が判決に対する不服申立てをする等、控訴の権利を有しないにもかかわらず控訴する状況が存在する。このような状況においては、それは事件解決に向けた参考としての建議書又は念願書として扱う。

### **3.2. 手続の執行、控訴期間及び控訴受理の検察**

- 控訴人は、第一審裁判所又は控訴審裁判所に控起訴状を送達しなければならない。被告人が暫定留置されている場合には、拘置所の監視委員会は、被告人に対し、その控訴権の行使を保障しなければならない。
- 控訴人は、書面又は口頭で控訴を行うことができる。口頭で控訴した場合には、第一審裁判所は、刑事訴訟法第 95 条に規定する控訴の調書を作成しなければならない。
- 異議申立て期間は、判決の宣告日から 15 日である。
  - + 公判期日に欠席した被告人又は参加者については、控訴期間は、判決が当該者に交付され又は掲示された日から起算する。
  - + 控訴状を郵送した場合には、控訴期間は封筒に押印された郵便局の消印日に基づいて起算する。
  - + 控訴状を拘置所の監視委員会（拘置所長）を通じて送達した場合には、控訴日は、拘置所の監視委員会（拘置所長）が当該控訴状を受け取った日とする。
- 控訴期間の起算<sup>28</sup>：

<sup>27</sup> 刑事訴訟法第 231 条と議決 05/2005/NQ-HDTP 参照

<sup>28</sup> 刑事訴訟法第 234 条、第 239 条の B；議決 05/2005/NQ-HDTP の第 4 条 I 項

- + 控訴期間の開始日は公判終結日の翌日である。公判終結日は、宣告日に被告人又は参加者が出頭した場合には、裁判所による判決日又は決定日である。
- + 宣告日に被告人又は参加者が欠席した場合には、法律の規定に基づき判決又は決定の内容が交付され又は掲示された日である。

例 1：裁判所は、2005 年 10 月 10 日に被告人 B の出頭の下、刑事事件第一審公判において判決を宣告した。この場合の公判終結日は 2005 年 10 月 10 日であり、控訴期間の開始日は 2005 年 10 月 11 日である。

例 2：被害者 A の欠席の下で行われた第一審公判の判決が 2005 年 10 月 12 日に宣告された。裁判所は、2005 年 10 月 20 日に判決の内容を A に交付し、又は A が居住する町の人民委員会の事務所に掲示した。この場合の公判終結日は 2005 年 10 月 20 日であり、控訴期間の開始日は 2005 年 10 月 21 日である。

- 控訴期間の終了時間は終了日の最終時間である。終了日が週末（土日）又は祝日の場合には、期間の終了時間はその休日に続く最初の営業日の定時である。終了日の最終時間は同日の 24 時である。
- 期間満了後の控訴は、正当な理由がある場合には受理することができる。この正当な理由とは、重病、天災、洪水等又はやむを得ない又はその他客観的な障害により、規定に基づいて控訴期間に控訴をすることができない場合をいう。期間満了後の控訴の可否の検討は、裁判官 3 名からなる控訴審裁判所の合議体が行う。
- 控訴人は、公判期日又はそれ以前において、控訴の内容の追加、変更、一部又は全部の取消しを行うことができるものの被告人に不利になることはできない。控訴の内容の全部を取り消す場合には、控訴審公判を中止するものとする<sup>29</sup>。
- 第一審裁判所は、控訴状を受け取ってから 7 日以内に書面により同級の検察院及び訴訟参加者に通知しなければならない<sup>30</sup>。

#### 4. 事件記録の検討

---

<sup>29</sup> 刑事訴訟法第 238 条

<sup>30</sup> 刑事訴訟法第 236 条

#### 4. 1. 事件記録を検討する前に検察官が深く考慮すべき諸問題

検察官は、品質、効率、時間節約のため事件記録を検討する前に次のことを行わなければならない。

- 控訴、異議申立ての内容を詳細に把握する。

検察官は、控訴、異議申立ての内容を詳細に把握し、何が問題なのか、なぜ問題なのか、第一審の判決又は決定のどの点が受け入れられないかを把握しなければならない。検察官は、それに基づいて事件記録の検討において重点的に研究及び検討が必要な問題の制限又は範囲を決定する。

- 研究制限の決定：

検察官は、原則として控訴、異議申立てに関する問題のみについて検討する。必要な場合には、控訴、異議申立てされていない、第一審の判決又は決定に関するその他の部分についても検討することができる。

例：複数の被告人が参加した事件において、被告人全員が第一審の決定に基づいて誠実に損害賠償を行ったものの、1人目の被告人のみが控訴し、刑の減軽を求めた。この場合、検察官は、控訴をした被告人の控訴の内容について検討し、残りの被告人についても刑の減軽の理由が存在する可能性があることから、これらの者に関するその他の部分についても検討しなければならない。

#### 備考：

※検察官は、控訴が、控訴審級裁判所に対し、刑の減軽、執行猶予付与等の具体的問題の解決を請求せず、寛刑、判決の内容の全部の見直し等のような曖昧な提議、又は無罪を主張するとともに刑の減軽を求める状況等である場合には、控訴審公判において控訴人の目的を明らかにしなければならない。

※実務上は、刑法の条項の適用上の違反なのか、司法措置又は訴訟費用等に関する違反なのか等、第一審級裁判所による違反の内容を明らかにしていない異議申立てもあり、また、第一審の判決又は決定を破棄する理由を挙げることができず、異議申立ての理由、根拠を明らかにしていない異議申立てもある。したがって、検察官は、異議申立て者

に対し、異議申立ての内容の追加（異議申立て期間が満了していない場合）又は異議申立てを取り消すよう求めなければならない。

- 事件記録にある書類のあり方について検討する。

検察官は、第一審級が収集した書類が適法かどうか、時間、署名者、場所、構成等が訴訟手続に準拠しているかを検討する。これは、手続が適法でない場合、これらの書類又は証拠の内容に証明する価値がなくなるためである。

- 事件記録にある書類の内容について：

検察官は、これらの書類の内容、とりわけ控訴又は異議申立てに関する証拠について検討しなければならない。

#### 4.2. 事件記録の検討方法

- 控訴審公判の準備段階における事件記録は、第一審公判の準備段階における事件記録とは検討方法が異なる。

- 控訴審公判の準備段階における事件記録の検討は、控訴、異議申立ての内容を中心に、検察官が控訴、異議申立てを受理するかどうかの方向を確定させ、受理する場合には、どの内容を受理するか、又はどのように異議申立てについて内容の追加、変更を行うかを検討する。

例 1：無罪を求める控訴又は罪名に関する控訴については、被告人に犯罪行為があったかどうか、そして犯罪行為があった場合には、どの罪名を適用するか等を中心に記録検討及び証拠評価の作業を行わなければならない。

例 2：検察官は、刑（加重又は減軽の請求）に関する控訴及び異議申立てについては、第一審裁判所が被告人の犯罪行為の性質、程度、結果を適切に評価したかどうか、被告人の刑事責任を加重又は減軽する事実関係を十分に適切に適用したかどうか等を検討するために、刑の決定に関する記録又は証拠を中心に検討しなければならない。

- 検察官は、さまざまな異なる方法により記録を検討することができる。とりわけ多角的な検討方法及び分析、比較、総合的な検討方法について留意し、証拠における矛盾点を発見し、客観的事実を反映した事実関係又は証拠、更に詳細に明らかにする又は証拠の追加が必要な事実関係等を確定しなければならない。
- 検察官は、事件記録の検討にあわせ、必要な場合には、証拠評価又は事件の事実関係の理解に対する確信を増すため、差押えた証拠物又は

書類を直接に検討又は調査し、被告人、証人、被害者等の供述を聴取することができる。

- 検察官は、記録を検討した後に、その内容を次の点に基づいて分類しなければならない。

+ 検察官は、理由がある若しくは理由がない控訴、又は異議申立ての内容については、証明のため関連性を有する証拠、書類を系統的に整理しなければならない。

+ 控訴又は異議申立てを受理する又は却下する理由を得るため、更に詳細に調査し、明らかにすることが必要な内容。

+ 公判期日に重点的に尋問し、明らかにすることが必要な内容。

#### 4.3. 第一審の判決又は決定、公判調書、判決評議の調書の検討

##### 4.3.1. 第一審の判決又は決定の検討

- 検察官は、控訴及び異議申立ての検討を行った後、刑事訴訟法第 224 条第 2 項、第 3 項の規定に基づき、控訴又は異議申立てが行われた第一審の判決又は決定の適法性又は必要性を確定しなければならない。

- 次に、検察官は、控訴、異議申立て又は第一審の判決又は決定に矛盾がないか、それぞれの書類の立論又は合理的で説得力がある書類について分析、比較、評価を行う。

##### 4.3.2. 公判調書の検討

- 公判調書は、審理合議体、検察官、弁護士、公判参加者の質問、回答を含み、起訴から宣告までの公判の進行をすべて反映した訴訟上の重要な書類である<sup>31</sup>。

- 検察官は細心の注意を払い、とりわけ控訴、異議申立てに関して公判調書を検討しなければならない。公判調書を詳細に検討することによる検察官に対する利点は次の通りである。

- 各種事実関係若しくは証拠がどのように審理されたか、又は訴訟参加者が新たに提出した証拠が審理合議体により十分に審理されたかどうかについて確実に把握できる。
- 事件の事実関係又は証拠に関する第一審公判参加者の主張及びその根拠について確実に把握できる。

---

<sup>31</sup> 刑事訴訟法第 200 条

- 公判における取調べ又は尋問が完全に客観的に行われたかを評価、検討し、それに基づき、控訴、異議申立てに理由があるかどうかについて検討することができる。
- 検察官は、十分に記録し、公判調書の内容と控訴、異議申立ての間に矛盾がないか検討し、矛盾がある場合には、どう解決するか比較しなければならない。

#### 4.3.3. 判決評議調書の検討

- 審理合議体による評議は、調書を作成し、討論されたすべての意見を記録しなければならない。
- 審理合議体のすべての決定は、判決宣告前に評議室において審理合議体の構成員が署名しなければならない<sup>32</sup>。
- 第一審の判決は、原則として判決評議調書に示される評議結果に基づかなければならない。判決評議調書に公判において審理されていない事実関係が含まれる場合には、その判決評議調書は刑事訴訟手続上の重大違反の事例となる。

例：判決評議調書において刑が修正され又は刑の欄が記載されていない、刑と宣告された刑の間に相違がある、又は開示された刑と判決評議調書若しくは判決書記載刑の間に相違がある等。

#### 備考：

※検察官は、判決、公判調書、判決評議の調書を検討するときは、重要な事実関係について十分に記録し、次の内容を抽出しなければならない。

- 被告人による犯罪行為の実行、犯罪行為が行われた時間及び場所
- 被告人の無罪を確定させる証拠、有罪を確定させる証拠、有罪証拠又は無罪証拠の系統的整理。
- 被告人がどの罪を犯したか。刑法のどの条項を適用するか。無罪と認める場合には、その理由。
- 被告人の身上の問題、刑事責任の加重又は減輕に関する事実関係。
- 損害賠償に関する問題又は損害賠償の責任

<sup>32</sup> 刑事訴訟法第 222 条第 3 項、第 4 項

※検察官は、次に、重要な問題点について系統的に整理する必要がある。控訴、異議申立ての内容はどのようなものか。その内容がどう判決に反映されたか。判決と判決評議調書との矛盾点及びこれらの調書における違反。

#### 4. 4. 事件記録のその他の調書の検討

##### 4. 4. 1. 被疑者、被告人の供述が記載された調書の検討

- 被疑者、被告人の供述が記載された調書は、犯罪行為の有無を判断するための重要な証拠の一つである。
- 検察官は、検討するときは、まず被疑者、被告人（以下あわせて「被告人」という）の供述を録取した調書について、刑事訴訟法の規定、手続に基づいて適切に作成されているかどうかを確認しなければならない。
- 検察官は、被告人の供述内容その他の関連証拠を系統的に整理し、控訴審の公判期日に追加取調べ、尋問が必要な問題を確定し、公判において弁論される可能性のある問題を想定しなければならない。

#### 備考：

※被疑者、被告人の取調べ調書は、訴訟を執行する権限を有する人が執行しなければならない<sup>33</sup>。

※被疑者、被告人の取調べ調書は、取調べを遅延できない場合を除いては、夜間に行わない。やむを得ず行う場合には、その理由を調書に明記しなければならない<sup>34</sup>。

※被疑者、被告人の取調べ調書の修正は、これらの者による確認及び署名を受けなければならない<sup>35</sup>。

※検察官は、無罪を主張する控訴における取調べ調書を検討するときに、被告人の捜査段階における供述、第一審公判における供述を系統的に検討し、次の内容を確定しなければならない：

- 被告人が何回にわたって供述をしたか（被告人が自ら供述した回数も含む）。これらすべての回の内容の要約。
- 罪を認めた回数、否認した回数と否認の理由。

<sup>33</sup> 刑事訴訟法第 132 条

<sup>34</sup> 刑事訴訟法 131 条第 2 項

<sup>35</sup> 刑事訴訟法第 95 条

- 第一審公判及び捜査段階における被告人の供述（検察院による再捜査を含む）の相違点及びその相違の理由、
- 被告人の供述の矛盾点を、捜査機関がどう解決したか。どのような矛盾点が明らかにされていないか。

#### 4.4.2. 被害者、証人、民事原告、民事被告及び事件の利害関係者の供述の検討

被害者、証人、民事原告、民事被告及び事件の利害関係者は、事件に関して知っていること又は関連事実関係を供述する責任を負う。

- 訴訟執行機関は、供述された事実関係について、供述者がなぜその事実関係を知り得たのか明らかに供述しない限り、証拠として採用することはできない<sup>36</sup>。

#### 備考：

※被害者、証人、民事原告、民事被告及び事件の利害関係者の取調べ調書の適法性を検討する。

※証人間又は証人と被告人と被害者の関係を明らかにし、これらの者の供述の客観性を確定させる。

※被害者、証人、民事原告、民事被告及び事件の利害関係者の供述と判決、公判調書を比較し、矛盾がないかどうか調査し、矛盾を発見した場合には、検察院は原因を調査しなければならない。

※被害者、証人、民事原告、民事被告及び事件の利害関係者の供述は客観的、総合的、具体的に検討及び評価しなければならない。

#### 4.4.3. 証拠物の検討

- 証拠物とは、犯罪行為の道具又は方法として使用された物、犯罪の痕跡を有する物、犯罪の目的物及び犯罪及び犯罪行為を証明することができる金銭その他の物のことをいう<sup>37</sup>。
- したがって、検察官が事件（とりわけ被告人が無罪を主張する場合）の記録を検討するときに行わなければならないことは次の通りである。
  - + 証拠物の収集及び保管が刑事訴訟法の規定に準拠しているか検討する。

<sup>36</sup> 刑事訴訟法第 67 条、第 68 条、第 69 条、第 70 条

<sup>37</sup> 刑事訴訟法第 74 条

+ 第一審裁判所が証拠物をどう評価し、証拠物に基づいてどう犯罪行為の認定を導き出したか、それが客観的であったかを検討する。

### 備考：

※証拠物の収集は原則として捜査機関の責任であり、証拠物の標本が鑑定結果を担保するかどうかは鑑定機関の権限及び責任である。

※捜査機関は、鑑定結果が出る前に証拠物の標本を自ら消滅させる権限を有しない。

※証拠物は喪失、混同、変形、置換してはならず、完全なものでなければならない。

※訴訟執行機関が上記原則に基づき執行しない場合、訴訟手続上の重大違反となる。

#### 4.4.4. 現場検証調書（ある場合）の検討

- 実際の控訴審級における事件解決に向けた現場検証については、検証活動が法の規定に基づかず、現場における証拠の収集又は評価が不十分で正確でない等不備点が多いと見られている。

### 備考：

※現場検証調書の検査：

- 現場検証調書は、現場検証の構成員、条件、手順を示さなければならない。
- 実務上は、現場検証が適切な構成員で執行されないことにより控訴審級における証拠の検討及び評価、並びに事件（とりわけ交通事故事件）の解決に大きな影響を及ぼすことにつながる状況が複数ある。
- 現場検証調書は、現場において収集した物品、書類の保存、保管の責任、手順を明らかに示さなければならない<sup>38</sup>。

※現場図面の検査：

- 現場図面は、現場において確認された事象（とりわけ現場証拠となる証拠物又は痕跡）について、特徴、寸法、色等を完全、正確に描写しなければならない。

---

<sup>38</sup> 刑事訴訟法第150条

- 現場図面は、現場において確認された証拠物若しくは痕跡の位置関係を明らかに示さない、又は修正、変更が加えられ客観性に欠ける等粗略に描写してはならない。

※現場において確認された痕跡、書類、物品、証拠物の収集、保管の完全性、妥当性を検討する。

#### 4.4.5. 捜査実験調書（ある場合）の検討

- 検察官が捜査実験の内容及び実行手順について検討する<sup>39</sup>。
- 実務上は、捜査実験が必要な状況であっても第一審級の訴訟執行機関が捜査実験を執行しない、又は執行したとしても犯罪行為の進行を忠実に反映していない場合がある。  
例：捜査実験の場所が、事件が発生した現場と異なる。実験者が被疑者、被告人ではない。道具又は方法が犯罪行為の道具又は方法と異なるか又は類似していない。捜査実験の時間が犯罪行為の時間と一致していない—等。

#### 4.4.6. 鑑定調書（ある場合）の検討

- 鑑定者又は機関の権限等鑑定調書の適法性について検討する。
- 鑑定意見の請求が必要な状況：死亡原因の特定；負傷の性質；健康又は労働能力の損害程度；被疑者、被告人の精神状態等<sup>40</sup>
- 鑑定結果の調書は、鑑定の内容、方法及び結果等を明記しなければならない<sup>41</sup>。
- 検察官は、記録を検討するときは、当該事件が鑑定意見の請求が必要な状況に当たるかどうか、第一審級が執行したかどうか、鑑定は行ったものの刑事訴訟法の規定を順守しなかった等について確定させなければならない。
- 実務上は、被疑者、被告人に精神疾患若しくは精神疾患歴があるのに第一審級の訴訟執行機関が鑑定意見を請求しなかった、又は鑑定は行ったものの刑事訴訟法の規定に基づいていなかった場合がある。

#### 4.4.7. 世論及び報道の検討

<sup>39</sup> 刑事訴訟法第 153 条

<sup>40</sup> 刑事訴訟法第 155 条

<sup>41</sup> 刑事訴訟法第 157 条

- 事件に関する世論及び報道を検討することは重要な活動の一つであり、検察官が事件の法理、政治、社会のそれぞれの側面について包括的で十分な見方を持つ助けとなる。
- 検察官は、世論及び報道を検討するときは、次の原則を徹底しなければならない：事件の客観的事実を尊重する；世論を軽視しない；世論と「競争」しない。

### 備考：

※検察官は、世論が関心を示した立論又は事実関係を十分に記録し、事件記録、第一審公判の捜査及び尋問結果と比較し、それに基づいて控訴、異議申立ての合理性及び方法性を評価しなければならない。

※検察官は、事件の事実関係が報道内容を完全に反映していない場合には、第一審級検察院において事件の捜査に当たった捜査官、検察官と再協議し、報道された事実関係を評価、検討するための確信を強化しなければならない。

#### 4.4.8. 弁護人、被告人、事件の利害関係者の意見の検討

- 訴訟参加者の意見を検討することは非常に重要な活動であり、証拠の評価又は事件解決、刑事責任の加重又は減軽に関する事実関係の適用、罪名、刑、損害賠償等について検察官が包括的な観点を持つために必要な情報源の開拓となる。
- 検察官は、検討するときは、訴訟参加者が挙げた問題、とりわけ弁護人が第一審級の検察官の有罪主張の観点に反論した問題、立論、証拠又は法律上の理由について十分に記録しなければならない。
- 弁論時の検察官の反論内容、第一審審理合議体の、弁護人が関心を示した問題に関する観点を検討する。

### 5. 控訴審級の確認

- 検察官は、第一審級において収集した証拠が矛盾する又は希薄で、控訴又は異議申立てにおいて指摘された問題を結論するのに不十分な場合には、次のように対応しなければならない。

＋再捜査又は再審理を執行するよう検察院長に提議、報告する。

＋再審理が必要な問題、審理計画、再審理の方針及び執行方法に関しての検察官の想定について、検察院長に指導意見を仰ぐ<sup>42</sup>。

<sup>42</sup> 刑事訴訟法第 246 条

- 検察官は、検察院が再審理を決定した場合には、具体的状況に基づいて確認作業を迅速有効にするため適切な確認方法を次の方法から選択し、行うことができる。
  - + 検察官が自ら再審理を執行する。
  - + 検察官が下級の検察院に対し、再審理を行うよう求める<sup>43</sup>。
- 検察官は、再審理が複雑で、確認するために多くの時間が必要又は再審理ができない問題がある場合には、再捜査のため第一審の判決を破棄するよう控訴審級裁判所に求める<sup>44</sup>。
- 新たな再審理の執行は、刑事訴訟法第 95 条その他の規定に基づき、調書を作成しなければならない。

### 備考：

- ※控訴審級の調査、確認は、簡単で時間を要しない場合に限り執行する。
- ※被告人の取調べ、供述聴取のための証人及び事件関係者の召喚は、第一審段階においてこれらの者に聴取していなかった、聴取したものの不明な点がある、又は供述に矛盾があつて再尋問若しくは再聴取が必要と判断した場合に行われる。
- ※被告人が暫定留置されている場合には、拘置所において取調べをする。検察官は、被告人が保釈されている、又は証人若しくは事件関係者の供述の聴取が必要な場合には、具体的状況に基づいて検察院若しくは当該者の居住する地域の人民委員会の事務所にこれらの者を召喚し、聴取することができる。
- ※検察官は、事前に尋問の供述聴取の摘要を準備しなければならない。
- ※訴訟参加者の供述に矛盾があり、明らかにしなければならない等の場合には、対質をする。
- ※検察官は、事前にどの問題について対質をするか、どのように質問を行うか、誰にまず質問するか等の摘要を決めなければならない。経験上では、まず供述が客観的事実に符合し、誠実に供述する者を供述させる必要がある。
- ※現場の再検証は、記録、検証調書、現場図面を検討したときに次の点を発見した場合に行われる。

<sup>43</sup> 刑事公判検察規則第 38 条第 2 項

<sup>44</sup> 刑事訴訟法第 250 条第 1 項、刑事公判検察規則第 38 条

- 現場検証結果と鑑定結果又は被告人、証人の供述の間に矛盾がある。
- 被告人、証人の供述に疑問点があり、その信頼性を検査する必要がある一等。

※検察官は、控訴者、控訴及び異議申立ての利害関係者、弁護士、参加者の権利保護者が新たに書類、物品を追加し、又は新たな証拠の確認を求めた場合には、書類又は物品の出所又は内容について検査、取調べを行い、その書類又は物品の適法性及び必要性を評価しなければならない。

※控訴審級の検察院による記録検討期間は非常に短い（控訴審級がプロビンス級又は同級の場合には10日、控訴審級が最高院の場合には20日。検察院が延長できるものの5日を超えないものとする<sup>45)</sup>）ため、検察院の再審理が必要な問題、再審理の範囲及び方法等を直ちに特定しなければならない。

## 6. 尋問の摘要、検察院の観点を示す論告の準備、弁論及び反論内容の想定

### 6.1. 尋問の摘要の準備

- 控訴審公判の尋問は第一審公判と同様に行われる<sup>46)</sup>。したがって、検察院は、尋問の作業が重点的、有効に行われるよう控訴、異議申立ての内容に基づき、尋問の摘要を立てなければならない<sup>47)</sup>。
- 尋問の摘要は、原則として事件の内容すべてを検討した上で、熟考し、慎重に準備しなければならない。検察官は、尋問の摘要を万全に準備するため次のことを行わなければならない。
  - + 供述内容を想定するため第一審級において事件の事実関係、被告人、被害者、証人等の供述の態度を確実に把握し、どの内容について弁護するかという弁護人の意見を捉え、それに基づいて尋問の摘要を準備する。
  - + 短く、分かりやすい質問を想定し「事前教授尋問、誘導尋問」若しくは事件に関係ない質問をしない、又は控訴、異議申立ての内容以外の質問をしない。

<sup>45)</sup> 議決 No. 05/2005/NQ-HDTP 第三項

<sup>46)</sup> 刑事訴訟法第247条

<sup>47)</sup> 刑事公判検察規則第39条

+ 検察官は、状況に基づいて適切な質問戦術を想定しなければならない。

例 1：検察官は、被告人が尋問に反論する、犯罪行為を否定する、訴訟参加者の過去の供述内容と異なる供述を行う、又は確実に証明できる証拠がない内容があり、弁護人がそれを利用して弁護する可能性がある場合には、これらの者の供述の矛盾点を指摘し、理由に基づき虚偽の供述を排除し、これらの者に事実のとおり供述させるため、これらの者の過去の供述内容に関する細部を掘り下げて尋問する戦術を想定しなければならない。

例 2：被告人が無罪を主張する場合には、有罪証拠ならびに無罪証拠を明らかにするために尋問の概要を慎重に準備しなければならない。控訴に理由がない場合には、検察官は控訴を却下するための事実関係を明らかにするために質問をしなければならない。

+ 有効な尋問のために、とりわけ強固で犯罪行為を否認している被告人の場合には、検察官は直接的に尋問するか、遠回りして尋問するか、探査的な質問を行うか、まず何を質問するか、後に何を質問するか等の尋問戦術も想定しなければならない。

+ 控訴審公判における証明に備えるため、第一審の段階及び控訴審級の捜査段階において収集した書類、証拠を事前に準備する。

- 検察官は、尋問の効率性を確保するため必要な場合には、公判の裁判長と尋問の順序、まず質問する人、次に質問する人、いつ隔離を執行するかについて協議することができる。
- 尋問の内容には、単純な業務的内容のみならず、技術的な要素が含まれる。尋問を行う者は事件の内容、被告人及び捜査、受理段階で尋問しなければならない対象者の供述内容を確実に把握するのみならず、心理学又は社会についても精通しなければならない。したがって、検察官は、尋問の概要を準備するときには、検察官は尋問対象者の身上、家族事情についても研究しなければならない。

## 6.2. 検察院の観点を示す論告の準備

- 検察官は、控訴審公判に参加する前に、検察院の観点を示す論告案を準備しなければならない<sup>48</sup>。検察院の観点を示す論告案は、事件記録及び控訴、異議申立ての内容を検討した結果に基づかなければならない。
- 検察院の観点を示す論告案は最高院が定める書式により準備する<sup>49</sup>。論告案は 3 つの部分（序文、内容、結論）から構成される。検察官は、とりわけ内容の部分に関しては、次の内容を準備しなければならない：
  - + 控訴、異議申立てが行われた第一審の判決（決定）の内容を要約する（犯罪行為の概要、被告人が犯罪行為した空間、時間、場所、判決の認定事項、控訴、異議申立ての概要）。
  - + 控訴、異議申立ての適法性の分析（控訴、異議申立ての期間、控訴、異議申立ての権限を有する主体）。
  - + 控訴、異議申立ての内容分析：検察官は、事件記録にある書類、証拠に基づいて控訴、異議申立ての内容を分析し、刑法、刑事訴訟法その他法律調書の規定と比較し、控訴、異議申立ての理由性に対する意見、評価を導き出す。
  - + 控訴、異議申立て（一部又は全部）を受理するかどうかについての検察院の観点を示す。
  - + 第一審の判決又は決定の違法性を分析し明らかにし、控訴、異議申立てが行われた判決又は決定に対する検察院の解決の観点を提議する。
  - + 検察院の観点を示す論告案は、必要な場合には、控訴、異議申立てが行われていないものの、被告人が有利な方向となるように修正しなければならない部分の分析と結論を含むことがある。
- 控訴審公判における検察院の観点を示す論告案は、事件解決の方向性を示す検察院の観点であり、審理合議体が決定を検討するためのものである。したがって、検察院の論告は慎重に準備しなければならない。公判における検察官の成功はこの論告の質に大きく依存する。

### 6.3. 弁論、反論が必要な状況の想定

<sup>48</sup> 刑事公判検察規定第 40 条第 1 項

<sup>49</sup> 2007/09/17 に公布された決定 No. 960/2007/QD-VKSNDTC と一緒に公布された書式第 141 号

- 裁判に参加する前に弁論、反論の計画を立てることが検察官の重要な仕事である。検察官は、有効な弁論、反論計画を立てるため、次のことを行わなければならない：
  - + 第一審公判における検察官と弁護人、被告人その他の訴訟参加者との弁論内容を十分に検討する。
  - + 第一審公判後の世論、報道、法曹機関の観点等を検討する。
  - + 新たな証拠、事実関係（ある場合）を検討する。
  - + 控訴審公判において被告人、弁護人、被告人その他の訴訟参加者がどの内容について弁論してくるか想定する。
  - + それぞれの内容についての弁論、反論計画を立てる。
  - + それぞれの内容についての弁論、反論のために必要な書類、証拠を準備する。
- 経験上は、検察官が弁論、反論の計画を工夫し、慎重に準備するほど、公判においては主導的で安定した弁論を行うことができる。

## 7. 事件報告

- 検察官（及び部署長）は、控訴審公判に参加する前に、検察院長に事件解決に向けた状況について報告しなければならない<sup>50</sup>。
- 実務の経験上は、検察官は、控訴審事件については、次の内容を重点的に報告しなければならない。
  - + 控訴、異議申立てをした被告人の経歴。
  - + 事件の概要及び第一審の判決の認定事項、各被告人の犯罪行為（異議申立て又は控訴に関係する被告人）
  - + 有罪証拠ならびに無罪証拠、刑事責任の加重及び減軽に関する事実関係、事件記録にある書類、証拠の矛盾点の系統的整理。
  - + 第一審の判決の観点。
  - + 控訴、異議申立ての内容。
  - + 控訴、異議申立てを受理するかどうかの理由、根拠。
  - + 異議申立てを取り消す又は異議申立てを保護する（理由がある場合）、控訴の受理又は拒否（理由を示す）等、事件解決の方針を提議する。
- 被告人が無罪を主張する事件については、事件報告においては、次の内容について重点的に報告しなければならない：

<sup>50</sup> 刑事公判検察規定第6条

- + 控訴内容に関する証拠の系統的整理。
  - + 第一審級が適用した法律上の根拠を示す。
  - + 事件解決についての第一審級の訴訟執行機関の観点。
  - + 刑法又は刑事訴訟法（ある場合）の違反点、世論又は報道（ある場合）。
  - + 被告人がどの罪を犯したのかを認定する理由を得る、又は追加捜査若しくは再捜査のため、犯罪の構成要件を分析する。
- 量刑をめぐる控訴、異議申立ての事件については、事件報告において次の内容について重点的に報告しなければならない：
- + 犯罪行為の性質、程度、刑事責任の加重又は減輕に関する事実関係、損害賠償責任。
- + 第一審級の不備点、違反点（ある場合）。
  - + 控訴審級における事件の解決に対する検察院の観点。

## 8. 検察記録の作成

- 事件記録の作成は、検察官の極めて重要な業務の一つである。検察官は、控訴又は異議申立ての通知を受け取った時点から検察記録を作成し、最高院の規定に基づき記録を整理しなければならない。
- 刑事検察記録は、公訴権行使及び控訴審公判の検察の段階に作成し、次の書類を含む。
- 事件に控訴、異議申立てがある第一審の通知書。
  - 控訴状（写し）。異議申立て決定書。
  - 刑事事件の控訴審公判に関する控訴審級裁判所から同級の検察院に対する通知書。
  - 控訴審級裁判所による予防措置の適用、変更又は取消しに関する決定、及び控訴審公判に参加する検察官の指名決定。
  - 控訴審級裁判所との準備会議の議事録の抜粋（ある場合）。
  - 捜査官、検察官の事件記録検討ノート（又は報告書）（控訴又は異議申立てが行われた事件の問題点、事件解決に向けた提議としての検察院の観点、検察院長の意見を明確に反映しなければならない）。
  - 請示及びその答復（ある場合）。
  - 第一審公判後に収集した事件に関する書類（増究書類）。

- 検察官の控訴審の結論の案。
  - 控訴審公判における尋問の摘要、弁論及び反論計画。
  - 控訴取消の書類の写し（ある場合）。
  - 検察院による異議申立ての内容の追加、変更又は取消しの決定（ある場合）。
  - 控訴審公判の中止決定（ある場合）、公判期日の延期に関する書類（ある場合）。
  - 検察官の控訴審公判の筆跡。
  - 控訴審判決。検察院の起訴状。
  - 判決評議調書及び第一審公判の調書。
  - 控訴審公判の結果通知書。
  - 公判調書、控訴審判決及び決定の結果を記載された検察官作成書類。
  - 違反の原因、条件、犯罪（ある場合）を改善する建議。業務反省通知書（ある場合）。
  - 控訴審級裁判所が、再捜査のため第一審判決を破棄した場合の追加捜査指示書類（ある場合）。
  - 監督審の提議報告書（ある場合）。
  - 控訴審公判段階におけるその他の調書、書類（ある場合）。
  - 控訴審公判段階の事件解決における司法官に対する不服申立て書、告発書及びその解決結果（ある場合）。
- － 検察官は、上記書類のうち、刑事訴訟法において控訴審級裁判所が同級の検察院に送達することを規定していないもの、及び検察院が確認したもの（再尋問調書、対質調書等）については、内容を抜粋して記載し、又は写しをし、控訴審公判の検察側記録として保管しなければならない<sup>51</sup>。

<sup>51</sup> 2006年1月12日付決定 No. 07/QD と一緒に公布された刑事事件検察記録の作成に関する規定第6条

## Ⅱ. 控訴審公判における公訴権を行使する検察官の職務及び権限

- 刑事訴訟法第 37 条、人民検察院組織法第 17 条、第 18 条は、刑事事件の公判に参加する検察官の職務及び権限について明確に規定している。
- 検察官は、職務を順調に遂行するため、尋問技術、弁論及び反論技術等基本的な手法を身につけなければならない。

### 1. 尋問

#### 1.1. 尋問の方法

- 尋問は公判活動の中心的段階であるとともに、事件記録にある証拠（とりわけ控訴、異議申立てに関する証拠）を再審理するための検察官の重要な職務である。
- 尋問は主として審理合議体の責任だが、検察官は、控訴、異議申立ての内容に基づき、適切な尋問の順序を想定しなければならない：
  - + 誰にまず質問するか、誰に後から質問するか、どの事実関係をまず質問するか、どの事実関係を後から質問するか、どの被告人が先か、どの被告人が後か（事件に複数の被告人がいる場合）。
  - + 尋問に対質方法をいつ、どのように適用するか等。
  - + 適切な尋問の順序は、客観的、包括的な供述内容につながる。
  - + 検察官は、控訴審公判の裁判長に対し、自己の尋問の順序を提議することができる。
- 検察官は、控訴審公判において再尋問が必要な事実関係又は問題（とりわけ被告人又は弁護人により新たに提出された証拠）を確定するため、積極的、主導的に尋問及び観察を行い、審理合議体又は弁護人の尋問内容を記録し、被尋問者の供述内容を記録する。
- 公判における検察官の尋問は原則として準備されていた尋問の摘要に基づいて行われる。ただし、検察官は、公判の実際の進行及び進展状況に基づいて柔軟に質問をしなければならない。
- 検察官は、どの問題をどのような目的で明らかにしたいか等の目的を持ち、明確で分かりやすい質問をしなければならない。意味が不明、複雑で分かりにくい又は長い説明が必要な質問を避けなければならない。例：犯罪行為が起こった夜に被告人がどこにいたか知るために検

察官は次のように質問する：．．．年．．．月．．．日の夜、被告人は誰と一緒にいて、どこで、何をしていたか等。

- 検察官は、尋問するときは、謙虚、冷静、厳正な尋問態度を示し、教養のある人であることを示さなければならない。検察官は主語のない質問をしてはならず、質問するときは質問される人を見つめない等。

例：検察官は、誠実で誠実に供述する人で、法律の認識が不十分で無意に罪を犯した人等に対しては、穏やかに相手をよく理解した態度を示し、被質問者を落ち着かせ、誠実に供述するよう努める。検察官は、頑固で嘘をつき犯罪行為を否認している被告人に対しては、厳格、謙虚、断固たる尋問態度を示し、当該者を誠実に供述するよう強制的にさせなければならない。

- 検察官は、単一の具体的問題を明らかにするため、単一の質問だけでもよければ、複数の質問をしなければならないこともある。
- 検察官は、誠実に供述する人ではあるものの供述の方法を知らない又は当人の記憶力が良くない場合には、当該者が自ら供述するように質問を行うか、又は聞きたい事件に関する条件、時間、空間、場所、進行を思い出すような質問を行うことができる。
- 頑固な被告人で対処経験を有し、被害者又は証人が尋問に積極的に協力をしない場合でも、検察官は自己の意図を悟られるべきではない。検察官は、単一の問題を調べるため、複数の細かい質問に分けて、想定が困難な順序により質問をする。
- 検察官は、事実と異なる供述をした者に対し、その虚偽の供述を排除するような質問をしなければならない。
- 尋問の方法は被尋問者の性質、内容、対象、条件、環境及び心理により異なる。通常、控訴審公判においては、次の 2 つの尋問方法がある。
  - + 直接尋問は、控訴、異議申立ての内容の重点的な問題点を中心に尋問する方法である。本方法は通常、控訴、異議申立ての内容が明確で具体的な場合に用いることができる。
  - + 廻り尋問は、検討すべき問題点には直接触れず、関連する問題点についてまず尋問する方法である。その後、徐々に控訴、異議申立ての内容に直接的にアプローチしていく。本方法は通常、被告人が無罪を主張する状況、又は被告人が誠実に供述をしない場合に用いることができる。

- 上記尋問方法の分類は相対的なものである。検察官は、公判の実際状況に基づいて2つの方法を組み合わせ、用いることができる。
- 検察官は、控訴審公判においては、進行を詳細に観察し、審理合議体がすでに質問した内容については再度質問しない。検察官は質問したものの明らかな回答がなかった内容についてのみ尋問を行うことができる。
- 検察官は、捜査段階における供述を開示しなければならない場合には、次の場合のみ開示する。
  - + 公判における被尋問者の供述が捜査段階における供述と異なる場合。
  - + 被尋問者が公判において供述しない、又は尋問されるべき人が欠席又は死亡している<sup>52</sup>。
- 供述の開示は、検察官が審理合議体に委任して行うか、又は検察官が自ら行うことができる。
- 検察官は、公判において訴訟参加者に新たに書類を提出した人がいる場合には、その書類の出所について検査、尋問し、当該者がなぜ当該書類を持っていたのに第一審段階において提出しなかったかについて尋問しなければならない。検察官は、次にその書類を検討し、内容を把握し、正確な結論のため関連書類、証拠について検討する<sup>53</sup>。

### 1.2. 異議申立てが行われた事件における尋問技術

- 検察院が裁判所に対し、被告人を無罪に行う又は刑事責任を免除する、刑を免除する又は刑を加重するよう求める異議申立ての場合には、「1.2.2 控訴が行われた事件の尋問技術」の当該部分を参照し、尋問の方法及び内容を参考にする。

#### a) 被告人の執行猶予の取消しを求める異議申立ての場合の尋問技術

- 尋問の方法：まず被告人に尋問し、次にその他の訴訟参加者に尋問する。
- 尋問の内容：

<sup>52</sup> 刑事訴訟法第208条第2項

<sup>53</sup> 刑事公判検察規則第22条第3項、第39条第3項

- + 被告人の犯罪行為の性質、程度、被告人の刑事責任の加重又は減軽に関する事実関係、身上に関する尋問。
- + 執行猶予の条件を適用し、認めた第一審判決の法律違反を特定するための尋問。

### 備考：

※現状の第一審級裁判所が被告人の執行猶予を決定するとき。実務上よく間違われる問題は次の通りである。

- 第一審裁判所が被告人の身上に関する事実関係又は被告人の家族等を重点的に置きすぎ、犯罪行為の重大性及び結果を適切に評価していない。
- 被告人の身上に関して不明な事実関係がまだ明確に捜査、審理されていないにもかかわらず、第一審裁判所が執行猶予の事実関係として検討対象とする。
- 第一審級裁判所が「被告人又はその家族が損害賠償を行った」という事実関係を濫用し、執行猶予を認めた。
- 交通安全の一部事件において、第一審級裁判所が罪の程度又は「犯罪者が出頭した」事実関係を不適切に評価し、執行猶予を認めた。
- 第一審級裁判所が執行猶予期間中に犯罪行為をしたかどうか認定するとき、執行猶予期間の計算方法を適切に認識していない、又は刑法第 51 条第 5 項の規定に基づいて刑を併合しない。

#### *b) 罪名又は刑法の条項の適用に関する異議申立ての場合の尋問技術*

- 尋問の方法：適切な順序によりまず被告人に尋問し、次に証人、被害者その他の訴訟参加者を尋問する。

- 尋問の内容：

- + 被告人及び関係者に対し、犯罪構成要件、犯罪の認定、刑の類型の区分について尋問しなければならない。
- + 犯罪行為の性質、程度及び法律の規定に基づく適切な罪名及び刑のための法律適用の理由を明らかにするために尋問する。

#### *c) 有罪確定方向で再度公判又は再捜査のために控訴審級に第一審の判決又は決定の破棄を求める異議申立ての場合の尋問技術*

- 尋問の方法：証人、被害者、鑑定人の供述が有罪の証拠となった場合には、まずこれらの者に尋問し、次に被告人に尋問する。
- 尋問の内容：
  - +適用された刑法の条項に規定する犯罪の基本要件を明らかにするために尋問する。
  - +被告人を無罪とした結論及び宣告における第一審判決又は決定の法律違反を特定するために尋問する。
  - +被告人の有罪を主張する異議申立ての理由を特定するために尋問する。
  - +有罪の証拠について証人、被害者、鑑定人に尋問し、それに基づいて有罪の理由について被告人に尋問する。

### 備考：

※検察官は、尋問を通して有罪確定の可能性がある理由があるものの不十分な場合には、事件を破棄し、再捜査及び再審するよう審理合議体に提議する。

※上記尋問方法及び内容は、被告人が未成年者である事件についても同様に適用する。

※ただし、検察官は、被告人が未成年者である場合には、被告人の態度、心理、年齢、体質及び精神的発達状況、犯罪行為に対する認識の程度、教唆した成年者がいるかどうか、犯罪行為を行った理由及びその条件を把握しなければならない。検察官は、それに基づいて初めて適切な尋問方法を選択することができる。

### **1.3. 控訴が行われた事件における尋問技術**

実務上は、複数の異なる控訴が想定される。次に複数の控訴における一般的に尋問技術を示す。

#### **a) 無罪を主張する控訴事件における尋問技術**

- 尋問の方法：
  - +検察官は、被告人又はその合法的代理人が控訴審公判において無罪を主張する場合には、主導的に、まず誰に尋問し、次に誰に尋問するか等について詳細に検討しなければならない。

- + 検察官は、検察院が被告人を有罪とする訴訟上の観点を主張している場合には、被害者又はその代理人をまず尋問する（有罪証拠が主としてこれらの者の供述に基づく場合）又は鑑定人をまず尋問する（有罪証拠が主として鑑定の書類及び結果に基づく場合）。
- + 有罪の証拠が主として証人の供述に基づく場合には、まず証人に尋問し、次にその他の訴訟参加者に尋問しなければならない。
- + 検察官は、尋問する前に必要と判断した場合には、証人を隔離し、個別に尋問するよう裁判長に提議する<sup>54</sup>。

- 尋問の内容：

- + 控訴審公判における尋問は、被告人の行為が犯罪を構成するかどうかについて評価するための作業である。犯罪構成要件である場合には、被告人の行為が第一審級裁判所による判決の内容と一致するかどうかについて尋問する。
- + 矛盾が存在する事実関係、証拠を明らかにし、証拠、証拠源の適法性、証拠の法理上の価値を明らかにするために尋問する。
- + 捜査機関並びに第一審公判において確認された有罪の証拠及び無罪の証拠、事実関係、証拠について詳しく検査、尋問する。
- + 被告人、弁護人がアリバイであると主張する事実関係については確実に把握し、尋問する。
- + 第一審における有罪判決の必要性及び適法性を確認するために検査、尋問する。
- + 尋問の結果、被告人について、第一審級の訴訟及び公判が理由に基づき、その理由が十分であると判断した場合には、控訴を棄却する。
- + 検察官は、尋問の結果、証拠が不明、不十分又は矛盾点が多く控訴審公判においては改善できないと判断した場合には、第一審の判決を破棄し、再捜査するよう提議する。

b) 刑の減輕を主張する控訴事件における尋問技術

実務上は、控訴審手続を通じて刑の減輕を求める控訴が比較的高い比率を占めている。

---

<sup>54</sup> 刑事訴訟法第 211 条

- 尋問の方法:

- + 被告人による控訴：被告人の刑の減軽を主張する控訴について把握するため、まず被告人に尋問する。その上で、被告人の主張の矛盾の有無を判断し、ある場合には、どのように適切に解決できるか等、被害者の主張を聴取する。
- + 被害者による控訴：まず被害者の主張について尋問し、次に被告人に尋問する。尋問においては、被害者が被告人のために刑の減軽を求める控訴を行った理由を明らかにする。その上で、被害者の主張に対する被告人の主張について聴取する。被害者の控訴と被告人の主張の間に矛盾がある場合、控訴の動機、目的について尋問し、明らかにしなければならない。
- + 被告人又は被害者の合法的代理人による控訴の場合には、被告人又は被害者の合法的代理人に控訴の理由について尋問して、次にその他の訴訟参加者に尋問する。

- 尋問の内容:

- + 検察官は、刑の減軽を主張する理由、根拠、第一審における判決、適用した刑事責任の加重又は減軽に関する事実関係、とりわけ確定したもののまだ執行していない刑事責任の減軽又は第一審公判終結後に確認された刑事責任の減軽に関する事実関係について尋問しなければならない。
- + 検察官は、被告人が刑の減軽を主張し、公判期日に無罪の証拠を提出したものの第一審級が検討していなかった場合には、被告人が無罪を主張する控訴の場合と同様な方法及び内容を適用する。

c) 損害賠償額の減少を主張する控訴事件における尋問技術

- 尋問の方法:

- + 被告人が損害賠償額の減少を主張する場合、検察官の尋問方法としては、まず被告人に尋問した上で、被害者の主張について尋問する。
- + 民事被告が控訴した場合には、検察官の尋問方法としては、民事被告にまず尋問した上で、民事原告の主張について尋問する。

- + 民事被告又は原告の合法的代理人が控訴した場合、検察官は改めて民事被告又は原告の合法的代理人に尋問した上で、被害者又は利害関係者に尋問する。
- + その他の訴訟参加者が最後に尋問を受ける。
- + この尋問方法により控訴の内容に変更があるかどうか確認する。
- + 検察官は、控訴人が控訴の内容を変更した場合には、審理合議体に対し、変更内容に基づいて対応するよう提議する。
- + 控訴の内容に変更がない場合には、控訴人の主張を基礎としてその他の訴訟参加者に尋問する。

- 尋問の内容：

- + 損害賠償額の減少の主張に関しては、どのような項目について、具体的減少額がいくらかについてまず尋問した上で、第一審の判決に対し損害賠償額の減少を主張する控訴の理由（根拠）等について尋問する。
- + 減少があるかどうかを決定する理由として、損害発生における被害者の過失影響又は被告人、民事被告の経済的能力を考慮しつつ尋問する。
- + 検察官は、「道路交通規則違反」の事件については、損害賠償の責任がある者、事故を起こした者を明らかにするため、注意を払って尋問する。

d) 刑の加重、損害賠償額の増加を主張する控訴事件における尋問技術

- 尋問の方法：

- + 検察官は、控訴を主張する人に尋問をした上で、被告人その他の訴訟参加者を適切な順序により尋問しなければならない。
- + 検察官は、控訴の内容に取り上げられた問題について、直接的に質問をしなければならない。

- 尋問の内容：

- + 被害者、民事原告、利害関係者に対し、刑の加重、損害賠償額の増加を主張する控訴に導いた理由、理由に関する反論を求め（具体的増加額はいくらか、どのような項目に賠償額の増加を請求するのか等）。

- +被害者が支払った経費の領収書、扶養義務に関する諸内容（ある場合）等の賠償額の増加の主張を裏付ける証拠の提出を求める。
- +犯罪行為の性質及び程度、刑事責任の加重又は減軽に関する事実関係等について尋問する。
- +被告人がどのように賠償したか、被害者、民事原告又は利害関係者の損害賠償額の増加の主張に対する被告人（又はその合法的代理人）の主張等について尋問する。
- +民事被告、利害関係者に賠償額について尋問する。

e) 執行猶予を主張する控訴事件における尋問技術

- 尋問の方法：

- +被告人又はその合法的代理人が控訴した場合、被告人又はその合法的代理人に改めて尋問した上で、被害者の主張について尋問する。
- +被害者又はその合法的代理人が控訴した場合、被害者又はその合法的代理人に改めて尋問した上で、被告人の主張について尋問する。
- +その他の訴訟参加者は最後に尋問を受ける。

- 尋問の内容：

- +執行猶予を主張する控訴の理由について尋問する。
- +被告人の犯罪行為の性質及び程度、犯罪行為の結果、刑事責任の加重若又は減軽事実関係、被告人の身上等について尋問する。

g) 被告人の刑事責任又は刑の免除を求める控訴事件における尋問技術

- 尋問の方法：

- +被告人又はその合法的代理人が控訴した場合には、被告人又はその合法的代理人に改めて尋問した上で、その他の訴訟参加者に尋問する。
- +被害者又はその合法的代理人が控訴した場合、被害者又はその合法的代理人に改めて尋問した上で、被告人その他の訴訟参加者に尋問する。

- 尋問の内容：

+ 検察官は、刑法第 25 条に基づく刑事責任の免除を求める控訴の場合には、次の内容について尋問する。

- 刑事責任又は刑を免除する主張の理由。
- 犯罪行為の性質及び程度。刑事責任の加重又は減軽に関する事実関係。
- 被告人自身又は犯罪行為の社会に対する危険性が減少した状況の変化。
- 被告人の自首の事実関係、態度、供述内容がどのように犯罪の発覚、捜査過程に影響したか。
- 被告人の（犯罪行為）制限及び克服、損害賠償について。

+ 検察官は、刑法第 25 条に基づく刑事責任の免除を求める控訴の場合には、尋問の内容は次の点に注目する。

- 被告人の犯罪行為の性質、程度及び結果を明らかにする。
- 被告人の身上、刑事責任の減軽を明らかにする（刑法第 46 条第 1 項）。
- 被告人の家族事情を明らかにする。
- 被告人の刑事責任又は刑の免責に対する被害者その他の訴訟参加者の主張。

#### *h) 罪名、刑法の適用条項に対する控訴事件における尋問技術*

##### *- 尋問の方法：*

+ 被告人又はその合法的代理人が控訴した場合には、被告人又はその合法的代理人に改めて尋問する。

+ 被害者又はその合法的代理人が控訴した場合には、被害者又はその合法的代理人に改めて尋問した上で、証人その他の訴訟参加者に尋問する。

##### *- 尋問の内容：*

+ 罪名、刑法の適用条項に対する控訴の理由について尋問する。  
これは控訴人の立論を把握するための重要な尋問内容である。

+ 罪名、法適用の見直しに関する事件の事実関係について尋問する。犯罪構成要件の事実関係、加重又は減軽に関する事実関係等を考慮しつつ尋問する。

### *i) 第一審の判決全体に対する控訴事件における尋問技術*

#### *- 尋問の方法:*

- + 被告人又はその合法的代理人が控訴した場合には、被告人又はその合法的代理人に改めて尋問する。
- + 被害者又はその合法的代理人が控訴した場合には、被害者又はその合法的代理人に改めて尋問した上で、被告人その他の訴訟参加者に尋問する。

#### *- 尋問の内容:*

- + 第一審の判決又は決定全体に対する控訴の理由について尋問する。
- + 第一審の判決又は決定の各内容に対する具体的異議について尋問する。
- + 実務上は、判決を十分に確認しなかった又はある事項に対して不服を感じたことから、控訴権者が判決全体に対して控訴し、控訴申立ての具体的各項目について尋問されたときに、これらの者が控訴を取下げることがある。

以上は控訴、異議申立てが行われた一般的な事件に対する複数の尋問技術である。実務上は、さまざまな内容及び請求が含む控訴、異議申立てがあり、検察官は、事件記録の記載事実、証拠等を踏まえ、適切な尋問の方法及び尋問の内容を選択しなければならない。

上記状況又は尋問の技術も相対的なものである。事件にはそれぞれの特徴があり、どのように尋問し、最大の効果を得ることができるかは、検察官の公判参加前における準備及び対応能力による。

### **1.3. 控訴審公判期日に新たに提出された証拠に対する尋問技術**

- 旧証拠又は新たに提出された証拠、書類、物品は、いずれも公判において検討されなければならない。控訴審級裁判所の判決は旧証拠及び新証拠のいずれをも理由としなければならない<sup>55</sup>。
- 実務上は、控訴審公判期日に新たに確認される証拠が多い。控訴審公判における新証拠の出現は、第一審級の捜査又は公判に客観性が欠けており、証拠の評価が一方的であることが、被告人の無罪又は犯罪者の見逃しにつながることを示している。

---

<sup>55</sup> 刑事訴訟法第246条第2項

- 検察官は、公判期日に新たに書類、物品を提出した訴訟参加者が存在する場合には<sup>56</sup>、次のことを行わなければならない。
  - + 当該書類、物品を詳細に検査し、これらの出所について尋問する。提出された書類、物品の適法性又は必要性の結論理由を得るため、これらの内容について尋問する。
  - + 検察官は、尋問の結果、これらの新たな書類、物品に証拠能力が存在するという結論に達しない、又は尋問の結果、これらの新たな書類、物品について、事件の内容、性質を変えることができるものと判断した場合には、検察院が事件の解決に関する観点を示す前に検査、確認するために公判期日を延期するよう審理合議体に求める。
- 検察官は、新たな種類、物品が事件のその他の証拠と関係する、又は控訴審級が問題を解決できず、鑑定意見の請求が必要なことから、検査及び確認に時間を要する場合には、審理合議体に対し、第一審の判決を破棄して事件記録を第一審級に差し戻し、再捜査又は再審理するよう求める<sup>57</sup>。

## 2. 弁論及び反論

### 2.1. 検察院の観点を示す論告の修正及び変更

- 検察官は、尋問終了後、事件解決に関する検察院の観点を発表する<sup>58</sup>。
- 検察院の観点を示す論告案は、公判前に準備し、検察院長が承認する。しかし、実際の公判においては、控訴審公判期日における尋問、弁論の過程を経て、初めて明らかになる事実関係が多い。したがって、検察官は、公判過程において新たに出現し、審理された事実関係を十分に記録し、論告案の内容を適切に修正及び追加しなければならない。
- 検察官は、新たな事実関係が出現し、検察院長から指示を受ける時間が必要と判断した場合には、公判期日を延期するよう審理合議体に求める。検察官は、延期ができない場合には、自ら公判の進行状況に適した判断を行い、その責任を負わなければならない。公判終了後は、直ちに変更内容を所属長、検察院長に報告しなければならない<sup>59</sup>。

<sup>56</sup> 刑事訴訟法第 50 条、51 条、52 条、246 条

<sup>57</sup> 刑事訴訟法第 250 条

<sup>58</sup> 刑事訴訟法第 247 条；刑事公判検察規則第 40 条

<sup>59</sup> 刑事公判検察規則第 40 条第 3 項

- 現時点においては、いかなる事実関係が判決の根本的な内容を変えることができるかについて、具体的ガイドラインは存在していないものの、実務上の経験からすると、次のような新たな事実関係が該当する。
  - 有罪又は無罪を証明するに値する事実関係
  - 刑事責任を加重又は減輕に関する事実関係
  - 罪名又は刑の区分を決定する理由となる事実関係

次の性質を有する新たな事実関係：

- 事件の解決の観点の変更につながる事実関係
- 控訴審公判段階で提出、確認されたもの

## 2.2. 検察官による「検察院の観点」を發表する技術

- 検察官は、尋問終了後、事件解決に関する検察院の観点を發表する。検察官による事件解決に関する検察院の観点を發表する技術は、非常に重要なものである。
- 検察官の観点を示す論告は事前に準備されているものの、検察官は、「朗読する」のではなく、「發表」するという方法によりその發表を進めなければならない。事件解決に関する検察院の観点を發表する態度、風格は、厳肅、冷静、明確、整然と説得力を持ったものでなければならず、「大げさなことをいう」、又は長文若しくは専門用語の使用を避けなければならない。
- 検察官は、發表するときは、話題の対象者に視線を向けるよう心がけなければならない。検察官は、發表の内容に基づいて抑揚又は声を変える方法を習得しなければならない（例：証拠について述べるときははっきり整然とした声、批判の観点を發表するときは、同情、共感を示す観点の發表の時と異なり、鋭い声による等）。検察官の抑揚又は声が聞き手を感化し、魅了しなければならない。
- 検察官は演繹、分析、総合、比較、帰納等の方法により發表することができ、それぞれの内容は厳密、論理的に整理されたものでなければならない。例：検察官は証拠を分析するときには、具体的で明確に、とりわけ控訴、異議申立てが行われた問題については、証拠の証明価値を明確にした上で、聞き手が分かりやすいよう帰納する。
- 検察官のすべての立論は、根拠を有し、公判の進行状況にふさわしく詭弁、主観的推測、誇張又は問題の表面的な評価を避けることにより説得力が生まれる。

- 検察官は、公判において審理、検討された証拠及び被告人、弁護人、訴訟参加者の意見のみに基づき、控訴、異議申立ての解決に関する自分の観点を補強するために分析及び証明する。
- 検察官の観点を示す論告は次のようなものでなければならない：
  - 犯罪行為の方法、動機、目的を強く批判し、被告人の犯罪行為による被害を分析したもの。
  - 刑事責任を加重又は減軽する事実関係を明らかにしたもの。
  - (共産) 党の政策及び国家の法律を宣伝、教育し、地方における犯罪及び法律違反を防止するため、地方の実際の状況に符合したもの。

## 2.3. 控訴審公判における検察官の弁論、反論

### 2.3.1. 複数の共通問題

- 検察官、被告人、弁護人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係者並びにこれらの合法的代理人及び参加者の権利の保護人は、裁判所に証拠、書類、物品を提出し、法廷において民主的に弁論の執行を請求する平等な権利を有する<sup>60</sup>。
- 弁論、反論は、控訴人、控訴、異議申立てを行った人、被告人の弁護人その他の訴訟参加者が検察院の事件解決に向けた観点到同意せず、自己の意見又は請求を申し出るときに行われる<sup>61</sup>。
- 公判における弁論、反論は非常に重要な意義を有し、有罪主張側(検察官等)と無罪主張側(被告人、弁護人等)が証拠等を提出し、自らの観点を補強する手順であり、公開で平等に行われる。これはまさに検察官の生産性、責任感及び思考活動の独創性を最大限に発揮する段階でもある。
- 弁論、反論の目的は、公判において発表された正当な観点を補強するため、事件の事実関係を明らかにすることである。

### 2.3.2. 弁論、反論の態度及び方法

- 検察官は、弁論のときは次のことを行わなければならない。
  - + 客観的事実を尊重し、弁論、反論は事件書類、証拠に基づいたものでなければならない。検察官は、被告人、弁護人、訴訟参

<sup>60</sup> 刑事訴訟法第 19 条

<sup>61</sup> 刑事訴訟法第 218 条

加者が事件の客観的な進行状況に基づく理由ある意見を述べるときは、真っ向から向き合い、法律に合致した解決を検討するよう審理合議体に求めなければならない。

- + 弁論、反論は平等原則を守らなければならない。弁論、反論の内容又は証拠、物品を平等に取り上げる。検察官は弁論相手を威嚇する又は軽蔑した態度により接する権利を有しない。
- + 冷静、客観的に、弁論参加者の意見を尊重する。
- + 検察官の弁論、反論の意見は法律の規定に基づくものでなければならない。独善的又は主観的推測をすることはできない。
- + 弁論、反論は弁論相手に対して重点的に行い、冗長な弁論、反論は避けなければならない。
- + 弁論、反論においては、モラル又はマナーを守らなければならない。弁論における検察官の態度又は言葉は、謙虚、丁寧でなければならない。弁論又は公判の参加者を傷つけ、急かし、又は落ち着きをなくさせるような言葉を避けなければならない。

### 2.3.3. 弁論、反論の内容

- 検察官は、事前に弁論及び反論の計画を準備するものの、公判においては、被告人、弁護人その他の訴訟参加者が取り上げる問題についてのみ弁論する。したがって、検察官は、公判参加過程において、公判の進行状況に基づき、弁論及び反論計画を追加、修正するため、被告人、弁護人その他の訴訟参加者が取り上げる内容を記録する。
- 実務上は、控訴審公判においては、次のような基本的な弁論状況が想定される。
  - + 被告人、弁護人が無罪の方向に弁護する。
  - + 弁護人が被告人の有罪を認定するには証拠が不十分又は被告人の行為は犯罪を構成しない方向に弁護する。
  - + 法律の改正により被告人の行為が犯罪ではなくなる。
- + 被告人の犯罪行為が、検察院が求める罪名より軽い罪名に該当する。
- + 被告人の犯罪行為は、検察院が結論した条項より軽い条項に当てはまる。
- + 検察院の求刑が重すぎる。

- + 第一審の公判過程において複数の違反があり、判決を破棄し、再捜査、再審理が必要である。
  - + 被害者又はその弁護人が、被告人に適用した罪名、適用条項、刑、司法措置に同意しない、又は事件に犯罪を見逃す現象があると判断する。
  - + 被害者、民事原告、民事被告、利害関係者、参加者の権利保護者が、損害賠償額に関する第一審の判決に同意しない。
- 検察官は、弁論、反論が重複し、冗長となる状況を避けるため、意見を整理して弁論しなければならない。検察官は、同じ問題に関する意見が重複する場合には、整理して弁論することができる。
  - 検察官は、弁論における被告人、弁護人その他の訴訟参加者の観点又は立論に理由がある場合には率直に受け止め、理由がない場合には理由に基づいて反論しなければならない。
  - 弁論、反論のために検察官が取り上げる法律上の理由、証拠は慎重に審理され、正確性を保障されなければならない。

例 1：罪名について弁論するときは、弁論、反論の中心は犯罪構成要件となり、通常は決定的な 1 点又は 2 点に絞り、重点的に弁論する。

例 2：刑の区分について弁論するときは、区分を確定する事実関係の理由が中心となる。

例 3：刑について弁論するときは、弁論、反論の内容は、犯罪の性質、程度、結果、刑を加重又は減輕する事実関係、犯罪の環境及び条件、犯罪者の身上、犯罪行為が行われた時間及び場所における当該犯罪の予防措置要求等を中心とする。

- 実務上、検察官は、弁論、反論を有効にするため、次のような基本的なことを行わなければならない。
  - + 被告人、弁護人等の意見又は請求事項（とりわけ検察院の観点に対する意見又は誤った意見<sup>62</sup>）をすべて記録する。
  - + 検察官による弁論、反論の内容は、検察院の観点の根拠性、適法性を明らかにするため、高い正確性を有し、明確厳密に立論

---

<sup>62</sup> 刑事公判検察規定第 41 条

され、証拠又は法律の規定を参照しなければならず、決して主観的推測をすることはできない。

- + 検察官は、弁論及び反論のときには、冗長で間延びした弁論、弱点を見抜かれるような長い説明を避けなければならない。
  - + 検察官は、被告人、弁護人の誤った観点、立論に対し、公判において審理された事件記録の法的根拠、証拠に基づき、重心的ポイント、重点、又は接点を中心に証明、分析し、これらを排除しなければならない。
  - + 検察官は、弁護人の弁論内容又は被害者の権利保護者（いる場合）の弁論、反論の内容における矛盾点を指摘して弁論、反論に活用し、検察官の弁論及び反論を客観的で立体的なものとしなければならない。
  - + 検察官による弁論、批判は、実情に基づき、理論的で筋道が通り、被告人の犯罪行為に見合った処分を示すものでなければならない。検察官が重すぎる刑を適用するため犯罪行為を誇張すると、その提議は被告人を説得して更正させることはできず、その家族を説得して自らの家族の過ちを認識させ、その更正を手助けさせることはできない。これとは逆に、検察官が犯罪行為を低く評価し、軽い処分を求めると、被害者側が納得せず、説得又は犯罪抑制効果が少なくなってしまう。
  - + 検察官は弁論及び反論のポイントがどのような内容かを特定し、その中で被告人、弁護人が取り上げたもので、根拠が不十分又は矛盾がある又は法律の規定に合致していないものに注意を払って抽出し、まず弁論する。次に、検察官は、法理的に十分かつ確かな根拠がある内容を選択し、弁論、反論する。検察官が完全には把握していない、又は情報が不十分な内容は、最後に弁論及び反論する。
  - + 検察官は、主導的で弁論、反論が必要な内容が複数ある場合には、弁論、反論の重複を避けるため、記録をとり、内容を問題別に整理して検討することができる。
- 例1：検察官は、同一の被告人に対して複数の弁護人がいるものの一つの問題のみについて弁論している場合には、これらの意見について一括して反論する。

例２：検察官は、被告人、弁護人が長く話したものの内容が実質的に非常に単純である場合には、弁論、反論の前に弁護人の観点を整理した上で、弁論、反論することができる。

### III. 控訴審における法遵守の検察に関する検察官の職務及び権限

#### 1. 公判前の法遵守の検察

##### 1.1. 裁判所の控訴審期間に関する法遵守の検察

- 控訴審裁判所は、公判前 15 日以内に同級の検察院及び訴訟参加者に対し、控訴審公判の時間、場所等を書面で通知する。
- 控訴審期間は、控訴審裁判所が事件を受理してから控訴審公判終了日までの期間であり、検察官による公判準備のための事件検討、補足捜査等の時間も含める。
- 検察官は、控訴審期間及び控訴審公判の時間、場所等の通知期間を確定するため、控訴審の裁判所による事件受理日を記録しておく。
- 控訴審の裁判所は、事件を受理してから 7 日以内に、同級の検察院が検討できるよう事件記録を交付する。
- 事件検討期間は、省、政府直轄市の検察院は事件受理日から 10 日、最高人民検察院は事件受理日から 20 日である。
- 検察院は、延長が必要な場合には、改めて裁判所に通知しなければならない。ただし、延長は 5 日を上限とする。

##### 1.2. 控訴審公判の被告人に対する予防措置の適用、変更又は取消しに関する法遵守の検察

- 検察官は、事件記録を受け取った後、第一審公判、控訴審公判が刑事訴訟法第 80 条、第 88 条、第 243 条に基づいて、適用する被告人に対する予防措置に関する検討をする。
- 被告人に対する予防措置の適用、変更又は取消しに関する検察の内容は次の通りである。
  - 適用、変更又は取消し執行者の権限。
  - 控訴審公判のための勾留状、勾留措置、勾留期間等を適用する理由。
  - 判決執行を保障するための審理合議体の被告人に対する勾留状、勾留措置、勾留期間。
- 検察官は、検察において、控訴審級裁判所が適用した予防措置の法律の規定違反を発見した場合には、裁判所と協議又は建議をし、迅速な改善を求めなければならない。

##### 1.3. 審理合議体の訴訟参加者召喚に関する法遵守の検察

- 検察官は、事件記録について検討するときは、第一審裁判所の控訴、異議申立てについての通知、控訴及び異議申立ての内容、被告人の年齢、第一審の判決において被告人に適用した刑法の条項等を踏まえ、控訴審に証人を召喚する。

例：被告人が刑の減軽及び執行猶予付与等を求める控訴を行った場合には、被告人及び被害者（いる場合）のみを召喚する。被告人が無罪を求める控訴を行った場合には、被告人及びその弁護人その他の訴訟参加者等の控訴関係者を召喚する。

- 検察官は、審理合議体から召喚される者の一覧を受け取った後、その他の関係者を召喚する必要がある場合には、裁判所に対し、追加召喚を提議できる。

## 2. 控訴審公判における訴訟手続執行の検察

### 2.1. 審理合議体の構成の検察

- 控訴審合議体は3名の裁判官からなるものの、必要な場合には、2名の参審員が参加できる。
- 公判前の裁判官、参審員等の変更は、裁判長が指名決定する。
- 公判期日における裁判官、参審員等の変更は、控訴審審理合議体が尋問前に多数決により指名決定する。
- 控訴審審理合議体の新たな構成員の指名は裁判長が決定する。

### 2.2 控訴審公判における手続執行に関する検察

- 控訴審公判における手続は第一審公判の手続と同様である。

注：

※控訴審公判における手続と第一審公判における手続との違いは次の通りである。

- 審理合議体の構成員1名は、尋問をする前に、事件の内容、第一審の判決の認定事項、控訴又は異議申立ての内容を要約し、供述しなければならない。
- 検察官は、弁論前に、事件の解決に向けた検察院の観点を発表する。

※控訴審公判における手続執行を厳密に検察し、とりわけ控訴審公判期日に参加する被告人又は公判関係者の身分について調査しなければならない

らない。検察官は、控訴審審理合議体が十分に調査しない場合には、補足捜査を行う。

※ 実際の公判においては、第一審公判において判決が行われた事件であることを理由にして、審理合議体が控訴審公判において、被告人の身分及び経歴を詳細に調査しない又は形式的に実施するだけにとどまり、これにより重大な問題が生じることがある。

実務上は、控訴審裁判所が同一の氏名を持つ他の事件の被告人を誤って召喚した事例がある。しかも、公判期日において、召喚の誤り、公判の誤りがだれにも発見されることがなく、被告人を刑の執行に連れて行くときに初めて発見された。

※ 検察官は、検察過程において訴訟手続上の違反を発見した場合には、次の内容に基づいて処理をする。

- 重大な違反でなく公判過程に影響を与えない場合には、公判期日に審理合議体に対し、修正を求める。直ちに審理合議体に要求できない場合には、違反点を整理し、検察院長を通じて裁判所に求める。
- 重大な違反である場合には、検察院長を通じ、監督審の手続により裁判所に求める。

### 2.3. 公判期日の延期における法遵守の検察

- 控訴審公判期日に、裁判所が適切に召喚した者の一覧と適切に召喚しなかった者の一覧、出頭した者、欠席した者、理由があり欠席した者、理由なく欠席した者を把握する。
- 検察官は、欠席者がいる場合には、法律の規定に基づき、審理合議体に対し、公判期日の延期又は当該者の欠席のままの公判の執行を提議できる。

#### 注:

※ 弁護人、当事者の権利保護者、控訴人、利害関係者が召喚状を直接に受け取った、又は召喚状が控訴機関に提供した住所に届いたときは、公判期日に召喚したものとみなす。

※ 弁護人、当事者の権利保護者、控訴人、利害関係者が公判期日に召喚されない場合、公判期日を延期しなければならない。

※弁護人、当事者の権利保護者、控訴人、利害関係者が法廷に召喚されたものの欠席した場合、次のような状況に区分する。

- 弁護人又は当事者の権利保護者が欠席した場合で、当該者の出頭の必要がないときは、控訴審公判は通常通り行われる。
  - 被告人が正当な理由により欠席した場合には、公判期日を延期しなければならない。正当な理由がない場合には、事件を停止し、捜査機関に被告人を追跡するよう求める。
  - 被告人が行方不明、追跡の結果が出ていない若しくは被告人が外国に滞在し召喚できない、又は被告人の欠席が公判に影響を与えず、被告人が正式な召喚状を受け取った場合には、裁判所は被告人が欠席のまま公判を行う。
  - 控訴、異議申立ての利害関係者又は被告人ではない控訴及び異議申し立て人が正当な理由なく欠席した場合には、控訴、異議申立ての権利を放棄したものとみなし、控訴審公判は通常通り行われる。
  - 他の控訴に利害関係者が欠席した場合で、控訴審公判を実行できるものの正当な理由がある欠席のときは、控訴審公判を行うことができるが、欠席者に不利な判決を言い渡すことはできない。
  - 被告人又は利害関係者に不利となる控訴、異議申立ての事件である場合には、控訴審裁判所が控訴、異議申立てを棄却し第一審の判決を変更しない時のみに、その被告人又は利害関係者の欠席のまま公判を行う。控訴、異議申立てを受理する理由がある場合には、公判期日を延期しなければならない。
- 検察官は、審理合議体が法律上の理由がないのに公判期日を延期又は公判を行った場合には、具体的状況に基づいて審理合議体に迅速な修正を求め、又は上司を通じ、裁判長に迅速な修正を求め、又は監督審手続により異議申立てを行う。

#### **2.4. 控訴審公判における尋問、証拠物の取調べに関する法遵守の検察**

- 検察官は、審理合議体が尋問が必要な者に尋問しない、又は尋問しても問題を明らかにしない場合には、審理合議体に尋問するよう求める又は自ら尋問することができる。

- 尋問者は、尋問において、事前教授、誘導、強制するような質問をしてはいけない。
- 検察官は、審理合議体による証拠物の取調べ又はその調書作成に関する法遵守の検査を行い、控訴審公判期日に提出された証拠物に対する評価を述べる。
- 審理合議体が犯罪現場又は犯罪関連場所において検証を行うときは、検察官も参加し、審理合議体による調書作成を検察しなければならない。

#### IV. 控訴審公判後の検察官の職務と権限

##### - 公判調書の検察

+ 公判進行の記録結果と公判調書の内容を比較し、公判調書の正確性及び適合性を検査する<sup>63</sup>。検察官は、不備又は矛盾を発見した場合には、審理合議体に対し、直ちに修正、追加検討するよう求めなければならない。

実際の公判においては、公判調書に重大な法律違反があるものが多いものの、検察官が詳細に検査していない、又は適時発見し、改善に向けて建議をしていないことから、監督審の手續により見直しが必要なものがある。

##### - 控訴審合議体の判決評議調書の検察

+ 判決評議調書に記載されている討論意見が十分か、審理合議体が討論した問題に関する評議結果がどうであったか、審理合議体が決定した問題に対しての少数意見等、審理合議体が討論した問題の内容について検査、検討する<sup>64</sup>。

+ 判決の認定事項に討論に持ち込まれていない、又は審理合議体の多数評決されていないものがないか検査する。ある場合には、訴訟手續上の重大な違反であり、監督審手續による異議申立てを検討するよう検察院長に報告しなければならない。

##### - 控訴審合議体による判決又は決定の検察

+ 控訴審合議体による判決又は決定を公判調書又は判決評議調書と比較し、適切であるかどうか検討する。

+ 裁判所による判決又は決定に法律違反を発見した場合には、処理対策のため直ちに検察院長に報告する。

##### - 控訴審級裁判所が第一審判決を破棄し、事件を中止した場合<sup>65</sup>：

+ 控訴審合議体による第一審の判決の破棄及び事件の中止の理由の検察

+ 検察官は、第一審の判決の破棄及び事件の中止に理由がない場合には、直ちに検察院長に報告しなければならない。

---

<sup>63</sup> 刑事訴訟法第 200 条

<sup>64</sup> 刑事訴訟法第 222 条

<sup>65</sup> 刑事訴訟法第 251 条

+ 検察官は、報告書において、控訴審の判決又は決定の非根拠性について取り上げ、解決の方針（監督審又は再審、異議申立て等）を提議しなければならない。

- 控訴審公判の違反の改善建議

+ 検察官は、控訴審公判手続による事件解決の過程において発見した違反を、検察記録に系統的に記録し、残さなければならない。

+ 検察官は、異議申立てを必要としない違反については、裁判所に改善建議するため違反を整理する。検察官は、違反の程度に基づいて次のように行動する。

- 審理合議体に自ら建議する。
- 建議書を提出するため検察院長に報告する。
- 検察院長は、共通の建議書を提出するため、複数の異なる事件の違反を取りまとめる。

+ 共通建議書においては、違反を態様別に分類しなければならない（例：刑事訴訟法の違反、刑法の違反）。取り上げたそれぞれの違反は、具体的で違反認定の理由が明らかでなければならない。

- 控訴審の判決、決定の交付の検察

+ 控訴審の裁判は、10 日以内に（最高裁が控訴審公判を行った場合には 25 日以内）控訴審級検察院、第一審公判が行われた地を管轄する裁判所、検察院、公安局、控訴人、控訴及び異議申立ての利害関係者又はその合法的代理人、権限を有する民事事件執行機関（控訴審の判決に罰金刑、財産の差し押さえその他の民事決定がある場合）それぞれに交付され、書面で被告人が居住する町の地方自治体、又は勤務機関、組織に通知されなければならない<sup>66</sup>。

- 公判結果の通知：

+ 検察官は、事件の控訴審級公判の結果が検察院の観点と一致した場合には、最高院が定める共通書式<sup>67</sup> により公判結果を通知すれば足りる。

**備考：**

<sup>66</sup> 刑事訴訟法第 254 条

<sup>67</sup> 2007/09/17 に公布された決定 No. 960/2007/QD-VKSNDTC と一緒に公布された書式第 142 号

※第一審の判決又は決定が控訴審級により再捜査又は再審理のために破棄された場合：

- 検察官は、再捜査又は再審理のための第一審の判決又は決定の破棄が検察院の観点と一致する場合には、第一審級検察院に対して事件の再解決を指導する書類を作成する（再捜査又は再審理の手續に準ずる）。
- 検察官は、再捜査又は再審理のための第一審の判決又は決定の破棄が検察院の観点と一致しない場合には、その判決又は決定の破棄理由すべてを再度検査し<sup>68</sup>、公判の進行、控訴審の判決又は決定に対する検察官の観点、監督審又は再審、異議申立ての提議（理由がある場合）等について報告しなければならない<sup>69</sup>。

+ 控訴審の判決又は決定の内容の写しを、公訴権行使及び刑事公判検察機関に送達し、公判の結果を広報する。

+ 検察官は、検察院長が反省会議の開催を許可した場合には、内容を準備し、反省するべき点を提議し、参加メンバーを想定する等<sup>70</sup>。

- 判決又は決定が控訴審級において再審理のために監督審合議体、再審合議体により破棄された場合の検察官の職務

+ 検察官は、これらの事件に関する公訴権行使及び控訴審公判の検察において、監督審合議体、再審合議体が根拠として基づき法的効力を有する判決又は決定を破棄した理由について検討しなければならない。

- 検察官は、判決又は決定の破棄が検察院の観点と一致する場合には、監督審、再審の異議申立てに取り上げられた理由に基づき、控訴審公判における観点を示す論告を準備し、弁論の摘要を作成しなければならない。
- 検察官は、判決又は決定の破棄が検察院の観点と一致しない、又は控訴審級の重大な法律違反により破棄された場合には、その判決又は決定を破棄した理由について詳細に研究し、事

<sup>68</sup> 刑事訴訟法第 250 条

<sup>69</sup> 刑事訴訟法第 273 条；指示 03/2008/CT-VKSNDC-VPT1 第 5 号

<sup>70</sup> 刑事公判検察規則第 43 条

件記録の書類、理由と比較し、控訴審公判における観点を示す論告を準備し、弁論の摘要を作成しなければならない。

+ 検察官は、この場合には、通常控訴審公判による事件と異なり、公判の前における尋問の摘要の準備、検察院の観点を示す論告の準備、弁論の摘要の準備は、いずれも監督審合議体、再審合議体による判決又は決定の破棄理由を明らかにすることを中心に行わなければならない。

パート 2

公訴権の行使及び監督審の検察

## 公訴権の行使及び監督審の検察

### I. 総則

#### 1. 監督審手続に基づき再審する確定決定又は判決の発見源

- 確定決定又は判決における法律違反の発見源は、次の通りである。
  - 各級検察院による異議申立て請求に関する報告。
  - 有罪判決を受けた者及びすべての公民による異議申立て書又は各機関、組織の提議。
  - 報道機関による報道。
  - 検察業務の結果<sup>71</sup>。
- 検察官は、上記「発見源」の検査により、裁判所による確定決定又は判決に重大な違反があると認める理由がある場合には、当該決定又は判決を行った裁判所に対し、事件を検察院に委任し、検察院において監督審手続に基づく異議申立てを検証、検討するよう提議書を提出する<sup>72</sup>。

#### 2. 監督審手続に基づく異議申立ての理由

確定決定又は判決に対し、監督審手続に基づく異議申立てを行う理由には、次の4つがある。

- 理由 1：裁判所の公判における審理及び尋問が一方的又は不十分である。
- 理由 2：決定又は判決の決定部分が事件の客観的事実と符合しない。
- 理由 3：捜査、起訴、裁判における訴訟手続に重大な違反がある。
- 理由 4：刑法の適用上の重大な過失がある<sup>73</sup>。

##### 2.1. 理由 1：裁判所の公判における審理及び尋問が一方的又は不十分である

<sup>71</sup> 刑事訴訟法第 274 条、刑事公判検察規則第 46 条

<sup>72</sup> 人民検察院組織法第 18 条第 4 項、刑事公判検察規則第 47 条

<sup>73</sup> 刑事訴訟法第 273 条

- 裁判所の公判における審理及び尋問が一方的であるとは、事件の客観的事実を明確にするべき審理及び尋問を全面的かつ十分に行わないことをいう。例えば、次のような場合がある。
  - + 審理において、有罪を主張する証拠に偏り、無罪を確定する証拠及び被告人の刑事責任を減輕するほどの事情を見落とす。
  - + 各証拠に矛盾があるものの公判においてその審理、尋問、照合を行って明確にしていない。
- 裁判所の公判における審理及び尋問が不十分であるとは、事件の各罪状に関する事実の単一若しくは複数を見落としつつ審理及び尋問をする、又は訴訟参加者に対する審理及び尋問を行わないことをいう。

監督審公判の実務上、よく見られる違反は次の通りである。

- 被告人が出頭せず、かつその欠席が事件の事実を確定する審理及び尋問の妨げとなるのに、裁判所が審理を行った<sup>74</sup>。
- 被害者、民事原告、民事被告、利害関係者、証人又は鑑定人が出頭せず、その欠席が事件の事実を確定する審理及び尋問の妨げとなるのに、裁判所が審理を行った<sup>75</sup>。
- 捜査機関における訴訟参加者の供述内容がその他訴訟参加者の供述内容と矛盾するのに、裁判官評議会が当該訴訟参加者に尋問を行わないまま、当該者の捜査機関における供述内容を事件の事実を確定する理由とした。
- 各証拠源に矛盾（例：被告人の供述内容と被害者の供述内容の矛盾、民事原告と民事被告間の矛盾、証人間又は証人と鑑定人間の矛盾、供述内容と証拠物の矛盾、供述内容と鑑定結果の矛盾等）があるのに、裁判官評議会が裁判所の公判において、その審理、尋問、照合等を行って明らかにしないまま、これらの証拠のいずれかに基づいて判決を言い渡した。

事例<sup>76</sup>：

---

<sup>74</sup> 刑事訴訟法第187条第1項、第245条

<sup>75</sup> 刑事訴訟法第191条第1項、第2項、第245条第2項、第192条、第193条、第245条第3項

<sup>76</sup> 法務出版社、ハノイ「最高人民検察院長官による監督審手続に基づく異議申立て決定書選集」（主作者 Duong Thanh Bieu 博士、2007年）第17頁参照。

最高人民検察院は、2001年12月31日、Pham Thi Ut が「殺人」罪と「国民財産破壊」罪を犯したとされた事件について、監督審手続に基づく異議申立て書第 93/VKSNDTC-V3 号を発行した。

## 1. 異議申立てが行われた判決

H 市最高人民裁判所控訴審裁判所は、2000年11月3日付控訴審刑事判決第 2857/HSPT 号において、1943年生で H 市 G 区に居住する Pham Thi Ut に「殺人」罪と「国民財産破壊」罪を犯したとする判決を言い渡した。

## 2. 異議申立て決定書の内容

### *a) 事件の進展状況及び公判過程の概要*

1992年8月、被告人 Pham Thi Ut は Manh に月 20 万ドンで部屋を貸し出し、Manh は 24K 金 0.2 テールを担保として提供した。生活の過程において、被告人 Ut の家族と Manh の家族間に紛争が生じたことから、被告人 Ut は Manh に対する部屋の賃貸を中止し、部屋を 1993年9月19日に返還するよう求めた。両者は、賃貸借契約をその日に終了させることで合意した。Manh は 24K 金 0.2 テールの返還を求めたところ、被告人 Ut は 1993年9月12日の期日をもって返還する約束をした。しかし、返還期日の夜まで待っても被告人 Ut から返還がないため、Manh は被告人 Ut の元を訪れ、返還を求めた。被告人 Ut は、翌日の昼時間まで延期を求めた。1993年9月13日午前3ときに、Manh 氏が賃借する部屋に火災が発生した。火災により Manh 氏及び妻の N は焼死し、Manh の子供である T は、軽い火傷を負った。

H 市人民裁判所は、1999年9月28日付刑事判決第 2231/HSST 号において、1985年刑法第 101 条第 1 項、第 160 条第 2 項、第 38 条第 1 項第 c 号及び第 g 号、第 2 項、第 41 条の規定に基づいて、被告人 Ut に対し、「殺人」罪により懲役 20 年、「国民財産破壊」罪により懲役 2 年の判決を言い渡した。刑の併合により、被告人 Ut には、2つの罪状により懲役 20 年の刑が宣告された。また、裁判所は 1995年民事法第 34 条に基づき、被告人 Ut に対し、被害者である Manh 及び N の埋葬費用、財産的賠償金 3,500 万ドンを賠償するよう命令した。

1999年10月8日、被告人 Ut は無罪を主張する上訴を行った。1999年10月7日、H 市人民検察院は、上記第一審刑事判決の一部につ

いて控訴審手続に基づく異議申立てを行い、被告人 Ut に対する「殺人」罪による刑の加重を求めた。

2000 年 11 月 3 日付控訴審刑事判決第 2857/HSPT 号において、最高人民裁判所控訴審裁判所は、被告人 Ut の罪状及び刑について、第一審判決における各決定を維持した。

#### b) 検察院の見解

1993 年 9 月 13 日午前 3 時 15 分ごろ発生した Manh の部屋の火災事件、これにより Manh 及び N が焼死したのは事実である。ただし、事件書類によると、第一審裁判所及び控訴審裁判所が被告人 Ut に対し、「殺人」罪及び「財産破壊」罪により有罪判決を言い渡したことは確たる理由がなく、さらに検証して明確にしなければならない事項が依然として存在していると思われる。その理由は次の通りである。

- Manh の部屋を燃やすための燃料について検証する。Go Vap 区消防支群による 1993 年 9 月 13 日午前 4 時 15 分付火災調書には、「1993 年 9 月 13 日午前 3 時 15 分ごろ、Manh の賃借部屋である第 1 号室に火災が発生した。…現場に到着したころには、火気が部屋の外側に広がっていた。強い灯油の臭いを確認した。」との記載がある。これに対し、1993 年 11 月 30 日付消防室報告書第 1034 号には「消火後に、Manh の部屋からガソリンの臭いがした」との記載がある。すなわち、Manh の部屋において火災時、消火後にガソリン若しくは灯油のいずれの臭いがしたか、又はいずれの臭いもしたかは不明である。また、これら 2 つの報告書のうち、臭いについて正確な記載があるのがいずれの文書か明らかにされていない。このように、上記矛盾内容を明確に確定しない限り、火災時、消火後にガソリン又は灯油のいずれの臭いがしたかを確定すべき確たる理由はない。したがって、裁判所が上記 2 つの文書に基づき、被告人がガソリンと灯油の両方を使用し Manh の部屋を燃やしたと認定した結論には確たる理由がない。また、被害者の子供 T の供述内容によると、Manh の家族は灯油コンロで炊事しており、灯油容器は約 5 リットルの容量を有し、台所に置かれていた。Manh の家族は、1 回に 1~2 リットルの灯油を購入していた。したがって、火災の場合には容器内とコンロ内に残っている灯油も燃えるため、灯油の臭いがしたのは当然といえる。T の供述は、1993 年 9 月 13 日 4 時 15 分付調書及び火災のときには容器内とコンロ内に残っていた灯油も燃えたとの事実符合する。ただし、上記点は、調査により明確に確定されていない。

- Manh の部屋の中及び被告人 Ut の自宅の後方から収集された鉄製缶 2 個については、次の通り考えることができる。Go Vap 区公安消防群の 1993 年 9 月 13 日午前 4 時 15 分付火災調書には、「被告人 Ut の自宅の後方において、灯油の付着した缶（容量 0.8kg）1 個を見つけた」との記載がある。1993 年 9 月 13 日 14 時 30 分付現場検証調書には、「自宅の後ろにある敷地に 1 リットル容量缶を見つけた。その中に多少のガソリンが残っていた。また、2 つの部屋の壁から 1.8m 離れたところに 1 リットル容量缶 1 個を見つけた。その中で燃焼が起り黒煙が残っていた。」との記載がある。1993 年 11 月 30 日付消防室報告書第 1034 号には、「Manh 氏部屋から、相当量のガソリンが入った缶を見つけた。」との記載がある。上記 3 つの文書において、現場において確認された証拠物は缶 2 個であり、1 個は被告人の自宅の後方に、もう 1 個は Manh の部屋の中にあった。被告人の自宅の後ろに見つけた缶には、文書 1 においては、灯油の付着した 0.8kg 容量缶、文書 2 においては多少のガソリンが入っていた 1 リットル容量缶と記載されている。すなわち、被告人 Ut の自宅の後方で見つかった缶が、0.8kg 容量か 1 リットル容量か、また灯油が付着していたか、多少のガソリンが入っていたかは不明である。この矛盾内容は、未捜査であり、明確に確定されていない。Manh の部屋から見つかった缶についても、文書 1 においては、1 リットル容量缶であり、その中で燃焼が起り黒煙が残っていた、文書 2 においては、相当量のガソリンが入った鉄製缶であると記載されている。すなわち、Manh の部屋から見つかった缶について正確に反映したのはどの文書であるか、またこの缶が被告人の自宅の後方に見つかった缶と同一のものは不明である。一方、T の供述内容によると、Manh の部屋には、N が持ち帰って蓋を開けたものの使用していない Castrol ブランド缶がいくつかあった。Manh の部屋から見つかった缶が N が持ち帰った Castrol ブランド缶と同一の形状、寸法であるかについても、未捜査で明確に確定されていない。

- 部屋を燃焼させたガソリン、灯油の数量について：捜査、公判過程における被告人 Ut の供述においては、被告人は 4 リットル容量缶に灯油 2 リットル、2 リットル容量缶にガソリン 1 リットルを購入して注入したと断定した。被告人の供述は、現場検証調書の内容と符合する。すなわち、被告人の自宅の後方において、1 リットルのガソリンが残っていた白色缶（容量 2 リットル、プラスチック製）、2 リットルの灯油

が残っていた黄色缶（容量 4 リットル、プラスチック製）が見つかったということである。捜査、公判過程においては、被告人が購入したガソリン及び灯油の数量がどの程度か、また、2 リットルの灯油と 1 リットルのガソリンを残したのかを確定していないのに、被告人が購入したガソリン及び灯油の一部を使って部屋を燃焼したと裁判所が認定したのは、全くの推論であり、理由がない。

- 犯罪行為の実行について：現場検証調書によると、被告人 Ut の家族の部屋と Manh の部屋の煉瓦壁は高さ 3.4m、上方に二等辺三角形、高さ 1.2m の共通空間があり、互い違いに配置した梁受縦材がある。このように、被告人が真っ暗の夜間に、どのように犯罪行為を順調に遂行し、Manh の家族に発見されなかったのかについても未調査であり、明確に確定されていない。

- 被告人家族の物品の梱包について：裁判所による公判及び捜査過程における被告人の供述によると、被告人の家内物品は、火災発生後に家の外に運ばれた。2 つの麻袋に梱包されていた衣類は、夫との喧嘩を原因とする別所への引越しの準備として梱包されていたものであり、娘が 1 緒に引越しするのに同意していなかったことから、被告人もいまだ引越ししていなかった。夫の衣類は相変わらず保管ケース内に置かれていた。被告人の供述は、被告人の娘 L の供述にと符合する。L の供述によると、火災発生後、L は被告人 Ut と一緒に物品を庭に運び、米の保管ケースの運搬を Teo に求めた。L の父親と母親間には、過去から商品の下請加工、金銭をめぐる紛争があった。火災の発生前に、被告人 Ut は L に下の部屋に移動し一緒に就寝するよう求めたものの、L が同意しなかったことから、被告人 Ut も 1 人では怖いという理由で行かないことにした。ただし、捜査段階においては、衣類を収めた 2 つの麻袋に入っていたのが被告人衣類のみか、これとも家族全員の衣類か、また、家族の物品が外に運ばれたのが火災発生前か、これとも火災発生後か、また、Teo が L による米の保管ケースの外部運搬を手助けした個人であるかについて、未調査で明確に確定していない。また、事件書類には Teo の供述資料もない。

- 被告人が犯罪に至った原因及び動機について：第一審裁判所及び控訴審裁判所が、被告人が Manh の家族との紛争を原因としてガソリン、灯油を購入し、物品を事前に梱包した上で自分の家を燃やしたとする結論を出したのは、確たる理由がない。これは、被告人の供述による

と、Manh が部屋を借りて居住する過程において、日常生活上の多少の諍いはあるものの、大きな紛争はなかったためである。被告人の供述は T の供述に符合する。T の供述によると、2 つの家族が喧嘩することはなく、たまに多少の諍いがあるにとどまっていた。被告人及び T の供述に基づく家族間の紛争は、被告人が自分の家を燃やしてまで報復する程度のものではない。また、被告人がなぜ被害者から預かった担保 0.2 テールのため数十倍もの価値を有する自分の家を燃及びし、Manh を殺害してまで金 0.2 テールを自分のものとしたかったのか、この点についても、未調査で明確に確定していない。

上記のように事実、理由を勘案すると、各級の裁判所が被告人 Ut に有罪判決を言い渡すべき各証拠には不一致、矛盾が残っているのに、これらは未調査で明確に確定されていないと結論することができる。したがって、第一審判決、控訴審判決をいずれも破棄し、法律の規定に基づく再捜査を行う必要性がある。

#### c) 最高人民検察院の決定

H 市最高人民裁判所控訴審裁判所による 2000 年 11 月 3 日付控訴審刑事判決第 2857/HSPT 号に対する異議申立てを決定する。最高人民裁判所裁判官評議会に対し、控訴審手続に基づいて上記控訴審判決及び H 市人民裁判所による 1999 年 9 月 28 日付第一審刑事判決第 2231/HSPT 号を破棄し、法律の規定に基づいて事件を再捜査し、解決するよう求める。

### 3. 異議申立ての理由

- 第一審裁判所及び控訴審裁判所が被告人 Ut に「殺人」の有罪判決を言い渡すべき各証拠には不一致、矛盾が残っているのに、これらは未調査で明確に確定されていないこと。

- 被告人 Ut による殺人の原因及び動機についても、未調査で明確に確定されていないこと。

### 4. 監督審公判の結果

最高人民裁判所裁判官評議会は、2002 年 9 月 27 日付監督審決定第 75/UBTP-HS 号において、上記異議申立ての内容と同一の見解をによる「H 市最高人民裁判所控訴審裁判所による 2000 年 11 月 3 日付控訴審刑事判決第 2857/HSPT 号及び H 市人民裁判所による 1999 年 9 月 28 日付第一審刑事判決第 2231/HSPT 号を破棄し、一般手続に基づく再捜査を行う」と宣告した。

## 2.2. 理由 2 : 決定又は判決の決定部分が事件の客観的事実と符合しない

これは、決定又は判決の「評価部分」、「決定部分」に、事件書類において収集され、裁判所の公判において審理した客観的事実、又は裁判所の公判における尋問及び弁論により明確に確定客された観的事実に符合しない判断があることである。

### 事例<sup>77</sup> :

2005年10月24日、最高人民検察院は、「Hoang Ba Quang が職業規則違反による業務上過失致死行為を行った」とされた事件に対し、異議申立て書第 22/VKSNDTC-V3 号を発行した。

#### 1. 異議申立てが行われた判決

B 省人民裁判所は、2004 年 10 月 27 日付控訴審刑事判決第 104/HSPT 号において、1956 年生で B 省 Viet Yen 県に居住する Quang に対し、「職業規則違反による業務上過失致死」罪を犯していないと宣告した。

#### 2. 異議申立て決定書の内容

##### a) 事件の進展状況及び公判過程の概要

K と O 夫婦は、木炭販売のため Cau 川堤防脇に家を建てた。2002 年 8 月 1 日午前、O と娘の U が水位の確認に堤防に行ったとき、小舟を使った水上輸送を行っていた D に出会った。O の家から電線を張り、小舟場の照明に電気を使用している D は、川の水位がまもなく電源ボードの位置まで達することから、村の電力技術者である Quang に対し、O の自宅への送電を一時的に中止するよう O に告げた。O と U は、Quang 宅を訪ね、自分の家への送電を中止するよう求めた。Quang は、U に対し、電気メーターを設置してある電柱まで梯子を持って来るよう依頼した。また、Quang が梯子に登って電気を切断する間、梯子を支えるよう U に依頼した。

<sup>77</sup> 法務出版社による、ハノイ「最高人民検察院長官による監督審手続に基づく異議申立て決定書選集」（主作者 Duong Thanh Bieu 博士、2007 年）第 97 頁参照。

Quang の供述は次の通りである。1 回目に電気を切断したときは、0 の木炭販売家屋につながる電線の先端を電気メーターから取り出した。2 個の磁器絶縁体に巻かれ、低圧の裸電線（アルミ電線）に縛り付いた継ぎ目（村落の電線網を配線したときに、Hoang Ba Q 宅への電線が偏向しないように低圧電線に縛ったもの）をほどかなかった。

同日 8 ときに、U は小舟場において D と出会った。D は電源ボードの抜き取りのため、木炭販売屋の鍵を渡すよう U に依頼した。また、電線を回収するため、小舟場の菩提樹に掛けてある側の電線を外すよう S に依頼した。その後、D は、自宅のドアを開けて中に入った。S は菩提樹の電線を外さずに、バイクに乗って堤防に向かって走って行った。堤防に到達した S は、服を脱いで 0 宅に行き、D の名を呼んだものの返事はなかった。S は自宅を出て、Quang が電気を切断したのか確認しに行くよう U に求めた。Quang は U の自宅の電気メーターから 2 本の電線の先端を外したと答えた。堤防脇の境界柱で出会ったときに、電気テスターを S に渡し、家内の電気が切られたか確認するよう求めた。S は Quang に、磁器絶縁体に縛ってある Q 宅への電線を地表に落すよう求めた。Quang は変圧施設に赴き、総合電気メーターを切断してから、電柱に登って、磁器絶縁体に縛ってある家への送電線を外して道路に落とした。Quang がこれらの作業を終了した後に、S は、D の甥である N と一緒に自宅に行ったところ、水没した床に横になっていた D を発見した。D は高地に搬送して応急措置を施されたものの既に死亡していた。

現場検証：平坦な天井の家であり、Cau 川堤防脇に位置し、Phu Tai 小舟場の出入路に近接する。正門は 2 つの扉があり、金具で閉じられ、東向きである。正門前方に衣服を乾すための紐が張っており、紐に Viet Tiep ブランドの錠が掛けてあり、錠に鍵が入った状態にある。正門は解放状態である。床上の水位は床から 1.2m、財産のすべてが別所に移されていた。屋内には、北方に向いて電源ボードが掛けてある。電源ボードは水面から 20cm、天井から 80cm 離れている。西方の壁には、屋外から電源ボードに接続する電線 2 本がある。電気は、堤防脇の電柱から屋内に送電される。電柱から屋内までの電線の長さは 70m、電柱の先端に 0 宅の電気メーターを含めた 6 個の電気メーターを収容した容器がある。0 宅の電気メーターと接続する 2 本の電線の先端は電気メーターから外れ、下の道路に捨てられていた。

B 省法医学鑑定機関は、2002 年 8 月 5 日付法医学鑑定書第 65/GDPY 号において、「被害者の遺体には、電気の被害として手の甲にある火傷であり、皮膚の最後まで深い火傷が幾つかあった。他に特別な傷害がなかった。」と結論した。

Y 県人民裁判所は、2003 年 8 月 15 日付第一審刑事判決第 28/HSST 号において、1999 年民事法第 99 条第 1 項及び第 3 項、第 46 条第 2 項の規定に基づき、Quang に対し、「職業規則違反による業務上過失致死」罪で、懲役 18 月を宣言し、また懲役刑執行終了後の 4 年間は農村送電システムの管理業務をすることを禁止し、Quang が Nguyen Thi H に 1,200 万ドンを賠償、Le Van H 君（1997 年 6 月生）及び Le Van V 君（2000 年 8 月生）に対し、2003 年 9 月から満 18 歳まで、扶養金を 1 名 1 月当たり 15 万ドン支払うよう命令した。

2003 年 8 月 18 日、Quang は無罪を主張し、上訴をした。

B 省人民裁判所は、2003 年 11 月 17 日付控訴審刑事判決第 90/HSPT 号において、1988 年刑事訴訟法第 220 条第 3 項、第 222 条第 1 項の規定に基づき、Y 県人民裁判所による 2003 年 8 月 15 日付第一審刑事判決第 28/HSST 号を破棄し、事件を再捜査するよう請求した。

2004 年 3 月 5 日、Y 県の捜査機関は検察院、地方自治体及び B 省工業局の参加の下で、現場再現を行い、見分を行った。ただし、2004 年 3 月 5 日の見分の結果によると、Quang が電気を切断する作業（0 宅の電気メーターから 2 本の電線の先端を外す作業）を行ったときは、電気が切られていた。その理由は、見分を行った場所の環境条件により壁及び電線及び電源ボードに湿気が発生するのを防ぐためである。

職業規則違反による感電事故に関する 2004 年 3 月 9 日付 B 省工業局の鑑定見解書 53/CN-QLD 号には、感電死につながった可能性のある原因として、「D は、Quang が電気を切断した後に、電気ボードを外したものとあるものの K 宅に電線が依然として送電されていた原因には、次の 2 つの可能性がある。第 1 の可能性は、Quang が間違えて他の世帯の電気メーターを切断した。第 2 の可能性は、Quang が正確に電気メーターを切ったものの電線に電気が依然として存在し、主観的な自己判断で再検査しなかった。実際の現場の状況によると、第 2 の可能性が高いと思われる。K 宅に向かう電線は古く、継目、外側にスクラッチがあり、アルミの裸電線の上に、磁器絶縁体に巻かれていたからである。磁器絶

縁体に巻かれた箇所、低品質の状態にある電線、さらに 2002 年の湿潤な雨季といった複数の条件により、送電網から K 宅に漏電が発生したた可能性が高い。したがって、Quang が電気を切断した後でも、K 宅の電線には依然として送電がされていた。」との記載がある。

結論：2001 年 8 月 30 日付工業省大臣決定第 41/2001/QD-BCN 号に伴って公布した農村電力安全規則に基づき、Quang が農村電力安全手順規則に違反したと結論する。このように、Quang が電気を切断したと告げたものの K 宅の電線に電気がまだ存在し、死亡事故に至ったことから、Quang は法律の規定に基づく責任を負うべきである。

Y 県人民裁判所は、2004 年 8 月 2 日付第一審刑事判決第 15/HSST 号において、1988 年刑事訴訟法第 222 条の規定に基づき、Quang が「職業規則違反による業務上過失致死」罪を犯していないと宣告した。

2004 年 8 月 4 日、被害者の合法的代理人 Nguyen Thi H は上訴し、Quang に「職業規則違反による業務上過失致死」罪による判決を言い渡すよう控訴審公判に求めた。

2004 年 8 月 12 日、Y 県人民検察院長官は、控訴審手続に基づく異議申立てを決定し、1999 年刑法第 99 条の規定に基づいて、Quang に「職業規則違反による業務上過失致死」罪による判決を言い渡すよう提議した。

B 省人民裁判所は、2004 年 10 月 27 日付控訴審刑事判決第 104/HSPT 号において、刑事訴訟法第 248 条第 2 項 a 号の規定に基づき、被害者の合法的代理人及び検察院の異議申立てを却下し、第一審判決を維持し、Quang が「職業規則違反による業務上過失致死」罪を犯していないと言いつ渡した。

#### *b) 検察院の見解*

Phu Tai 合作社取締委員会と照明電気サービス群 (Quang が群長) 間の「2003 年照明電気サービス管理請負契約書」によると、村の電気群は、変圧器以下の送電網を含む電力工事及び村落の低圧電力システムのすべてを管理する責任を負う。2001 年 8 月 30 日付工業省大臣決定第 41/2001/QD-BCN 号に伴って公布した農村電力安全規則第 10 条第 2 項は、「同一の磁器絶縁体に複数の電線を掛ける必要がある場合には、多重の磁器絶縁体を採用しなければならない」と規定する。ただし、Hoang Ba

Q は低圧の裸電線及び各世帯に向かう電線を配線するときに、電線の偏向を避けるため、この規定を遵守していなかった。具体的には、Quang は電気メーターから 0 宅まにおける電線の先端を、磁器絶縁体 2 箇所にアルミ製裸電線の上に重ねて巻いていた。

2001 年 8 月 30 日付工業省大臣決定第 41/2001/QD-BCN 号に伴って公布した農村電力安全規則第 23 条は、「電気メーターを設置する又は取り外す場合には、電気を切断してから行う。電気メーターを取り外した後の電線の先端は、絶縁性のあるテープを使用して確実に覆う。電気メーター及び計測回路を検査する場合には、電気を切らないことも認めることができるものの、この作業をするのは専門の訓練を受けた者でなければならず、かつ、作業のときには 2 人体制で行動する。」と規定する。同規則第 37 条第 1 項及び第 3 項には、「変圧回路が複数ある電柱における電力の修復をするときには、すべての回路の電気を切断しなければならない。」、「電気を切断する作業は遮断機を使ってする。遮断機が電源ボードの後方に位置し、遮断機ボックスの中にある場合、蓋を開けて検査する。遮断機の接触子 3 個が切断された状態にあると確認しなければならない。」と規定する。また、同規則第 38 条第 1 項も、「作業場においては、電気テスターを使って電気の存在の有無を確認しなければならない。3 つのフェース及び中性線も確認の対象とする。電気テスターは電気のある場所において事前に検査し、正常な動作を確認する。」と規定する。2002 年 8 月 1 日、Quang は、0 の家族から電気の切断を求められた後、2 回にわたり電気の切断を行った。Quang は、1 回目においては、電柱に登って、0 宅の電気メーター以降の電線の先端のみを外した。2 回目においては、変圧所の総合遮断機を切断した後、電柱に登り、2 個の磁器絶縁体の所に裸電線に重ねて巻かれていた継目をほどもぎ、0 宅の電線を道路に捨てた。このように、Quang は 1 回目の電気切断のときには遮断機の切断を行っていない。また、電位を検査せず、電気の再発生を防止する対策を講じなかった。これは上記各規定に違反する行為であり、これにより、D が 0 宅にある電気ボードを取り外すときに感電し、死亡するに至ったのである。

B 省法医学鑑定機関による 2002 年 8 月 5 日付法医学鑑定書第 65/GDPY 号は、「被害者の遺体には、手の甲に電気の被害による火傷があり、皮膚の深部まで達する深い火傷が幾つかあった。」と結論した。

Quang は、自分が 1 回目の電気切断を行う前に D が死亡していたと主張するもののこれには理由がない。証人 O、Ta Duy K、Hoang Ba D は、Quang が O 宅に向ける電気を最初に切断したときに、これを見ていた D を見かけたと供述しているためである。Vuong Thi U は、Quang が 1 回目の電気切断を行った後に、家の鍵を D に引渡した。したがって、Quang の供述は理由がない。Quang 以外に電気切断の作業を行った者は皆無である。また、D の死亡につながった客観的な原因は他に存在しない。

上記理由により、次の通り結論する。2002 年 8 月 1 日、Phu Tai 村落の電力工事のすべてを管理するべき電気群の群長である Quang は、O 宅の電気を直接に切断した者であるものの農村電力安全規則に違反し、電力業の規則及び手順を遵守せず、その結果、D の感電死事故が発生した。したがって、Quang はその影響に関する責任を負うべきである。このように、B 省人民裁判所による 2004 年 10 月 27 日付控訴審刑事判決第 104/HSPT 号及び Y 県人民裁判所による 2004 年 8 月 2 日付第一審刑事判決第 15/HSST 号を破棄し、捜査段階から事件を再解決するべきである。

### *c) 検察院の決定*

B 省人民裁判所による 2004 年 10 月 27 日付控訴審刑事判決第 104/HSPT 号について、異議申立てを決定する。最高人民裁判所刑事裁判所に対し、監督審手続に基づいて上記控訴審刑事判決及び Y 県人民裁判所による 2004 年 8 月 2 日付第一審刑事判決第 15/HSST 号を破棄し、法律の規定に基づいて再捜査するよう求める。

### 3. 異議申立ての理由

Quang に言い渡された無罪の判決が、事件の客観的事実及び Quang の犯罪行為を適正に反映していないことによる。

### 4. 監督審公判の結果

最高人民裁判所刑事裁判所は、2006 年 3 月 16 日付監督審決定第 08/2006/HS-GDT 号において、上記異議申立ての内容及び同見解に基づいて「B 省人民裁判所による 2004 年 10 月 27 日付控訴審刑事判決第 104/HSPT 号及び Y 県人民裁判所による 2004 年 8 月 2 日付第一審刑事判決第 15/HSST 号を破棄し、再捜査を命じる。」と言い渡した。

### 2.3. 理由3：捜査、起訴、裁判における訴訟手続に重大な違反がある

-監督審手続に基づく異議申立ての理由は、控訴審手続に基づく異議申立ての理由と異なり、捜査、起訴又は判決の各段階における訴訟手続に重大な違反があることでなければならない。

- + 訴訟手続の重大な違反とは、訴訟手続のうちの1つ又は複数が、刑事訴訟法の規定に基づいて実行することが義務付けられ、又は当該訴訟手続に基づいて実行することが義務付けられているのに、訴訟執行機関又は訴訟執行者がこれらを見落とし、又は適正に執行せず、被告人、被告人、被害者等の利益に重大な侵害を及ぼすことをいう。

例：刑事訴訟法第57条第2項第a号及び第b号に規定する場合で、検察院又は裁判所が捜査機関が弁護団に対し、被告人、被告人の弁護をする法律事務所を指定するよう請求しない、又はベトナム祖国戦線委員会又は祖国戦線構成員組織に対し、構成員の弁護をする者を配置するよう請求しないときは、訴訟手続の重大な違反に該当するものとする（被告人、被告人又はその合法的代理人が弁護人を既に確保している、又はこれらの者が弁護を拒絶した場合を除く）<sup>78</sup>。

- + 訴訟手続の重大な違反行為により事件の解決が客観的かつ全面的に行われなかった。

#### 備考：

監督審公判の実況においてよく見られる違反は次の通りである。

#### \* 捜査、起訴の段階における違反

- 現場検証、検死、証拠物の検査及び押収等における違反。
- 被告人の尋問及び被害者又は証人の供述の聴取における違反（供述の強制、拷問、後見者又は弁護人の非参加下における未成年者、身体障害者又は精神障害者の供述の聴取）。
- 照合、身分証明、見分又は鑑定における違反で、かつ、これにより捜査結果又は鑑定結果が客観的事実を適正に反映していない。
- 事件の分割、併合における違反<sup>79</sup>。

<sup>78</sup> 議決第04/2004/NQ-HDTP号第I部第4項

<sup>79</sup> 刑事訴訟法第117条

- 犯罪に至った未成年者に対する特別手続の規定の違反。
- 弁護人の配置が義務付けられた事例に関する規定の違反<sup>80</sup>。
- 訴訟執行者の配置の拒絶又は変更に関する規定の違反<sup>81</sup>。
- 権限外の起訴。

\* 公判段階における違反

- 事件の停止又は中止の決定に理由がないことによる刑事訴訟法第 180 条の規定違反。
- 訴訟参加者の資格の不適正な認定。
- 裁判所に尋問のため出頭するべき者を不十分又は不適正に召喚した、又は召喚される者が自己の過失によらず召喚状を受け取ることができなかった<sup>82</sup>。
- 裁判所の各決定の送達が刑事訴訟法第 182 条の規定に基づいて行われなかった。
- 裁判官評議会の構成員が法律の規定に従わない<sup>83</sup>。
- 権限外の裁判<sup>84</sup>。
- 被告人又は弁護人の欠席に正当な理由があるにもかかわらず、裁判所が審理を行った（刑事訴訟法第 187 条第 2 項、第 57 条第 2 項）。
- 被害者その他の訴訟参加者が欠席し、かつ、その欠席が事件の事実を確定すべき審理及び尋問の妨げとなったにもかかわらず、裁判所が審理を行った。
- 未成年者である被告人の家族代表者の欠席に正当な理由があるにもかかわらず、事件の裁判が行われた（刑事訴訟法第 306 条第 3 項）。
- 裁判官評議会の会長が公判において、次の通り、刑事訴訟法の各規定に基づいて行動しなかった。
  - 公判において訴訟参加者らの供述内容の矛盾について尋問し、明確に確定しなかった。
  - 被告人に最終陳述をさせなかった。
  - 判決書の決定部分が審議議事録の内容と符合しない一等。

<sup>80</sup> 刑事訴訟法第 57 条第 2 項

<sup>81</sup> 刑事訴訟法第 44 条、第 45 条

<sup>82</sup> 刑事訴訟法第 183 条

<sup>83</sup> 刑事訴訟法第 185 条、第 307 条

<sup>84</sup> 刑事訴訟法第 170 条ないし第 173 条

状況<sup>85</sup>：

2006年6月23日、最高人民検察院は、Vu Chi Tanが「児童強姦罪を犯した」とされた事件について、監督審手続に基づく異議申立て書第15/VKSNDTC-V3号を発行した。

### 1. 異議申立てが行われた判決

1986年生、D省K県に居住するTanに「児童強姦罪」の有罪判決を言い渡した2005年6月28日付最高人民裁判所控訴審裁判所による控訴審刑事判決第478/HSPT号。

### 2. 異議申立て決定書の内容

#### *a) 事件の進展状況及び公判過程の概要*

2004年6月6日13時ごろ、TanはBui Thi P宅に遊びに行った時、1名でベッド上に横になっていたTran Thi T (Pの姪)を見かけ、Tを強姦しようと思いついた。Tanが家に入ったところで、Tは起き上がり外に出ようとした。Tanは、Tに抱きつき、手でその口を封じ、寝室内に連れ込み、床に押し付け、ズボンを脱がせ上で強姦行為を行った。強姦行為の最中にTran Minh H (1991年生、Pの子)が帰宅し、寝室を訪れたときに行方を発見した。見つかったTanはTran Thi Tを離し、米容器の近くに身を隠し、その後コーヒー畑に向かって走り去った。一方、Tは自ら立ち上がり、ズボンを履いて泣き出した。5分後、Tanは手にザボン1個を持ち、Tran Minh Hに手渡しつつ、「人に言わないでね。お金が欲しいなら言ってね」と小声で言った。事件発生後、Tran Thi TはPの家族にこのことを告げた。2004年6月10日、Tの母親Bui Thi TはTanの犯罪行為を主張し、D省K県公安機関に告訴状を提出した。

D省法医学鑑定機関は、2005年6月15日付法医学鑑定書第590/GDPY号において、Tran Thi Tは処女膜が破れ、性器に炎症が起き、その健康障害率が30%であると結論した。

D省人民裁判所は2005年11月29日付第一審刑事判決第27/HSST号において、1999年刑法第112条第1項、第46条第1項p号及び第2項の規定に基づき、Tanに「児童強姦」罪による懲役8年の刑を言い渡

---

<sup>85</sup> 法務出版社による、ハノイ「最高人民検察院長官による監督審手続に基づく申立て異議申立て決定書選集」(主作者Duong Thanh Bieu博士、2007年)第105頁参照。

し、また Tran Thi T に健康障害賠償金及び精神損害賠償金計 650 万ドルを支払うよう命令した。

2005 年 1 月 29 日、Bui Thi P (Tran Thi T の叔母) は、Tan に強姦された時点において Tran Thi T が 13 歳未満だったと主張し、控訴審裁判所に対し、Tan に対する刑の加重、賠償金の増額を請求する上訴をした。

最高人民裁判所控訴審裁判所は、2005 年 6 月 28 日付控訴審刑事判決第 478/HSPT 号において、第一審刑事判決が判断した Tan に対する刑及び賠償請求額を維持すると決定した。

#### *b) 検察院の見解*

被害者 Tran Thi T は未成年者であり、両親ともに生存している。被害者は Ha Tinh 省 Nghi Xuan 県に生まれたものの、叔母 (Bui Thi P) と同居するため D 省 K 県に移った年は確定されていない。Bui Thi P が T の養母か、又は T の直接の養育者かは未調査であり、明確に確定されていない。一方、事件書類は、被害者の母親又は父親が P を被害者の訴訟代表者とする委任状がないため、第一審裁判所が Bui Thi T (Tran Thi T の実母) を被害者の合法的代理人と認めたのは適正であり、Bui Thi P を被害者の代表者とするには理由がない。Bui Thi P が被害者の合法的代理人でなければ、控訴審裁判所が Bui Thi P による告訴を受理したのは不適正である。控訴審裁判官評議会が、公判において Bui Thi P の訴訟参加資格を審査しなかったのは、告訴権者について規定する 2003 年刑事訴訟法第 231 条の規定に重大に違反する行為である。

捜査機関が収集し、事件書類に含めた各資料 (出生証明書原本の写し、出生証明書謄本、Bui Thi T の家族の戸籍帳、Ha Tinh 省 Nghi Xuan 県世帯管理帳、最高人民検察院による確証資料 <Bui Thi T の供述、Tran Thi T と同年に生まれた子供を持つ Co Thi Thanh の供述 >) においては、Tran Thi T 被害者の出生年を 1993 年としているものの、出生日が統一されていない。具体的には、出生証明書原本においては 1993 年 8 月 4 日、出生証明書謄本においては 1993 年 9 月 3 日、Bui Thi Thuong の家族の戸籍帳及び Ha Tinh 省 Nghi Xuan 県世帯管理帳においては 1993 年 9 月 8 日と記載されている。被害者の出生年月日を 1993 年 1 月 1 日とする場合には、2004 年 6 月 8 日 (Vu Chi T による強姦行為があった日) 時点における被害者の年齢は 11 歳 6 月 7 日となる。

2004年10月29日付公安省刑事科学分院の法医学鑑定書第4800/C21 CIII号においては、Tran Thi Tの身体生育状況、手足骨及び寛骨の発達、手足骨及び寛骨における骨端の骨幹の接続回に基づいて、鑑定日（2004年12月12日）時点におけるTran Thi Tの年齢を、13歳9月から14歳3月までと判断している。法医学鑑定結果によると、被害者の出生日は1990年7月12日から1991年3月12日までであり、Tanに強姦された日（2004年6月8日）における被害者の年齢は、13歳2月26日から13歳10月26日の間となる。

このように、法医学鑑定結果によると、Tanは1999年刑法第112条第1項の規定に基づく7年以上15年以下の懲役が科されるべき「児童強姦」罪を犯したものの、出生証明書、戸籍帳、世帯管理帳及び最高人民検察院による確証資料によると、Tanは1999年刑法第112条第4項の規定に基づく12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑が科されるべき「児童強姦」罪を犯したこととなり、また、捜査及び公判に際しては、刑事訴訟法の規定に基づいてTanの弁護をするべき者を配置しなければならない。

このように、事件書類においては被害者の年齢に関する2つの資料が同時に存在し、かつ、その内容は相互に矛盾している。法医学鑑定結果は参考書類に過ぎない。ただし、起訴状、第一審判決及び控訴審判決においては、出生証明書、戸籍帳又は世帯管理帳に基づいた被害者の年齢を否定する立論がなく、被害者の骨格鑑定結果のみに基づき、強姦された時点における被害者の年齢が13歳を超えたとする結論を出したのは不適正である。また、捜査機関は、被害者の出生証明書における出生月日と戸籍帳及び世帯管理帳における出生月日の矛盾内容を明らかにする捜査及び照合も行っていない。したがって、次の点について捜査し、明確に確定しなければならない。

- Bui Thi Pの訴訟参加資格を適正に確定する。

- 被害者の年齢に関するより多くの証拠を収集し、Tanの犯罪行為が刑法第112条第1項の規定に該当するのか、それとも同条第4項の規定に該当するのかについて正確に確定し、法律の規定に基づいて事件を解決する。

c) 検察院の決定

最高人民裁判所控訴審裁判所による 2005 年 6 月 28 日付控訴審刑事判決第 478/HSPT 号に対する異議申立てを決定する。また、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審手續に基づいて上記控訴審刑事判決及び D 省人民裁判所による第一審刑事判決第 27/HSST 号を破棄し、法律の規定に基づいて再捜査するよう求める。

### 3. 異議申立ての理由

- Tan の犯罪行為が刑法第 112 条第 1 項の規定に該当するのか、それとも同条第 4 項の規定に該当するのかを認定するため Tran Thi T の年齢を正確に確定する証拠及び資料が十分に収集及び審理されていない。
- Bui Thi P が被害者の合法的代理人となる訴訟参加資格を有しているかどうかを正確に捜査及び確定されていない。

### 4. 監督審公判の結果

最高人民裁判所裁判官評議会は、2006 年 8 月 1 日付監督審決定第 23/2006/HS-GDT 号において、上記異議申立ての内容と同一の見解による「最高人民裁判所控訴審裁判所による 2005 年 6 月 8 日付控訴審刑事判決第 478/HSPT 号及び D 省人民裁判所による 2005 年 1 月 28 日付第一審刑事判決第 27/HSST 号を破棄し、一般手續に基づく再捜査を執行する」と言い渡した。

#### **2.4. 第四理由：刑法の適用上の重大な過失がある**

- 刑法の適用上の重大な過失は次のようなものである。
  - + 刑法の誤った条項を適用し、被告人により重い又はより軽い刑を言い渡した。
  - + 事件処理の原則に違反し、より重い又はより軽い項目を適用した。
  - + 刑法の条項又は号を適正に適用しているものの、規定より軽い若しくはより重い刑又は不当な賠償請求等を言い渡した。
- 控訴審手續に基づく異議申立ての理由の違反と同様であって重大な違反。
- 刑法の適用上の違反は、刑法の各規定を適用する、又はその他の法律文書の適用上の違反であり、かつ、これにより刑法の各規定の適用上の過失に至るものでもある。

## 備考：

監督審公判の実務上、よく見られる違反は次の通りである。

- \* 犯罪行為に至っていない者に対して有罪判決を言い渡した。
- \* 犯罪を構成しない行為をした者に対して有罪判決を言い渡した。上記の場合と異なり、この場合においては、有罪判決を受けた者が社会に有害な影響を与えた行為をしたものの、刑法の規定においては当該行為は犯罪行為でなく、又は刑事責任を負うべきものでもない。例えば、次のような場合である。
  - 「緊急事態」、「正当防衛」又は「突発的事態」における侵害行為。
  - 刑事責任無能力者による侵害行為。
  - 重大でない犯罪に至ろうとする行為。
  - 200 万ドン未満の財産の盗難等の行為による影響が犯罪としてみなされる程度に至らず、かつ、「重大な影響を及ぼす」行為に該当しない、又は「強奪行為により行政処分を受けた」、又は「強奪行為により有罪判決を受けた」場合。「経済管理規定に故意に違反し、1 億ドン未満の損失を発生させた」場合で、「規律懲罰を受けた後に違反して重大な影響を及ぼす」場合に該当しないとき等。
- \* 刑事責任年齢に達していない者に対して有罪判決を言い渡した<sup>86</sup>。
- \* 罪状と異なる有罪判決を言い渡した。これは、被告人の犯罪行為がある罪状に該当するのに、裁判所がこれとは異なる罪状による有罪判決を言い渡した場合をいう。
- \* 被告人の犯罪行為の性質に符合しない刑法の規定を適用した。例：被告人の犯罪行為が刑法第 93 条第 2 項に規定する殺人行為に該当するのに、裁判官評議会が被告人の犯罪行為の性質を不当に評価し、刑法第 93 条第 1 項に規定する犯罪行為による有罪判決を言い渡した、又は、被告人の犯罪行為が刑法第 93 条第 1 項に規定する殺人行為に該当するのに、裁判所が刑法第 93 条第 2 項に規定する殺人行為による有罪判決を言い渡した等の場合。
- \* 裁判所が司法措置を不当に適用し、刑法第 41 条ないし第 43 条の規定に重大に違反した。

---

<sup>86</sup> 刑法第 12 条

状況<sup>87</sup>：

2006年10月2日、最高人民検察院は「Pham Van Phac が「故意傷害」罪を犯したとされた事件に対し、監督審手続に基づく異議申立て書第 24/VKSNDTC-V3 号を発行した。

### 1. 異議申立てが行われた判決

T 省人民裁判所による 2006 年 4 月 21 日付控訴審刑事判決第 35/2003/HSPT 号において、1975 年生、T 省 T 市 Dong Son 街区に居住する Phac (Le Xuan P の別名) に対し、「故意傷害」罪による有罪判決を言い渡した。

### 2. 異議申立て決定書の内容

#### *a) 事件の進展状況及び公判過程の概要*

Phac 及び Le Tung L はトラック運転手であり、T 省 Thuong Xuyen 県から CERAMIC T 煉瓦工場への土砂輸送契約を結んでいる。

2005 年 7 月 15 日、Thuong Xuan 県から土砂を輸送する途中に、Phac の運転する自動車は、積載量の超過を理由として交通警察に制止、処分された。Phac は、L が自らの違反行為（積載量超過の輸送）について交通警察に通報したと認識した。同日 24 時ごろ、Phac は納品のため、煉瓦工場の後方にあるヤードにおいて土地輸送車を運転していた際に、Nguyen Ngoc H (運転手) 及び Nguyen Ngoc T (工場の警備員) と話し合いをしていた L を見かけ、L に対する復讐を思い立った。そして、Phac は L の立っていた所に向かって、真っ直ぐ自動車を走らせていったものの L ら 3 人は両側に走り、これを避けた。その後、Phac は自動車のハンドルから手を離して自動車を自由走行させ、自己の製作による鋭利な先端を持つ長さ 1m 程の刃物（刃物は自動車に置いてあった）を手に持ち、自動車から降りて L の頭部左側を 1 回殴打した。その後、走って逃走する L を追いかけて、L の右肩に切り付け、臀部右側を刺した。L は救急車で T 省総合病院に搬送され、2005 年 7 月 16 日から 2005 年 7 月 25 日まで治療を受けた。

T 省法医学鑑定機関は、2005 年 8 月 24 日付傷害評価書第 284/GDPY 号において、「Le Tung L は刃物で刺されたことにより、頭皮及び臀部

---

<sup>87</sup> 法務出版社による、ハノイ「最高人民検察院長官による監督審手続に基づく異議申立て決定書選集」（主作者 Duong Thanh Bieu 博士、2007 年）第 90 頁参照。

が裂かれ脳震盪を起こし、4cmx0.4cm の傷があり〇〇〇、臀部右側の傷害は 2.5cmx0.5cm、右肩後部の傷害は 14cmx0.5cm〇〇〇であり、傷害率は 13%である」と結論した。

T 市人民裁判所は、2006 年 1 月 19 日付第一審刑事判決第 10/2006/HSST 号において、1999 年刑法第 104 条第 2 項、第 46 条第 1 項 b 号及び第 p 号、同条第 2 項、1995 年民法第 619 条の規定に基づき、Phac に対して「故意傷害」罪による懲役 24 月、Le Tung L に各種費用の賠償金として計 1,106 万 9,000 ドンを支払うよう命令する。ただし、被告人が 400 万ドンを既に賠償していることから、残りの 706 万 9,000 ドンを賠償するよう命令する」と言い渡した。

2006 年 1 月 15 日、Phac は居住地における教育刑の受刑及び賠償金の減額を主張し、上訴した。

T 省人民裁判所は、2006 年 4 月 21 日付控訴審刑事判決第 35/2006/HSPT 号において、1999 年刑法第 104 条第 2 項、第 46 条第 1 項 g 号及び第 n 号、同条第 2 項、第 60 条第 1 項と第 2 項の規定に基づき、「故意傷害」罪による懲役 24 月、36 月の執行猶予付判決を言い渡し、第一審判決が認定した賠償金額は維持すると決定した。

#### b) 検察院の見解

事件書類に含まれる各資料によると、第一審裁判所及び控訴審裁判所が 1999 年刑法第 104 条第 2 項の規定に基づいて、Phac に対して「故意傷害」罪で有罪判決を言い渡したのには理由があり、法律の規定に基づくものである。

L の傷害は重大でない (13%) もの、Phac の犯罪行為は、正当な理由がなく、自己の製作による危険な凶器である刃物 (長さ 1m、幅 5cm、鋭利な先端) により L の頭部、臀部及び背中に数回切りつけたものである。これは行為の凶悪性を示すものであり、1999 年刑法第 104 条第 1 項 a 号及び第 i 号に規定する加重理由に該当する。被告人の犯罪行為は、法律及び他人の生命健康を無視したものである。第一審裁判所が被告人の犯罪行為による社会的危険性及び減輕の理由について審理及び評価した上で言い渡した懲役 24 月の刑は、軽すぎるものである。また、控訴審裁判所が被告人の身分及び誠実な供述を必要以上に強調し、執行猶予期間を付与したのは不当であり、被告人の犯罪行為の性質及び程度を正確に評価しておらず、矯正上及び犯罪防止上の意義を有していない。

また、控訴審刑事判決において、1999 年刑法第 104 条第 1 項 a 号及び第 i 号に規定する加重理由を適用しなかったのは、過失である。

### c) 検察院の決定

T 省人民裁判所による 2006 年 4 月 21 日付控訴審刑事判決第 35/2006/HSPT 号に対する異議申立てを決定する。また、最高人民裁判所刑事裁判所に対し、Phac に執行猶予期間を付与しないよう、上記控訴審刑事判決における刑の決定部分について監督審手続に基づいて審理するよう求める。

## 3. 異議申立ての理由

被告人の犯罪行為には複数の加重理由及び凶悪性を認めることができるのに、控訴審裁判所が執行執行猶予を付与したのは、被告人による犯罪行為の性質及び程度を正確に評価しないものである。

## 4. 監督審公判の結果

最高人民裁判所刑事裁判所は、2006 年 11 月 22 日付監督審決定第 37/2006/HS-GDT 号において、上記異議申立て書の内容と同一の見解により「T 省人民裁判所による 2006 年 4 月 21 日付控訴審刑事判決第 35/2006/HSPT 号の被告人 Phac に対する刑の決定部分を破棄し、法律の規定に基づく控訴審公判を再度行う」と言い渡した。

## 3. 監督審手続に基づく異議申立ての権限及び期間

### 3.1. 権限

- 人民検察部門に所属する次に挙げる者は、監督審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有するものとする。
  - + 最高人民検察院長官は、最高人民裁判所裁判官評議会による決定を除き、各級裁判所による確定決定又は判決に対し、監督審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する。
  - + 省級人民検察院長官は、下級人民裁判所による確定決定又は判決に対し、監督審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する<sup>88</sup>。

---

<sup>88</sup> 刑事訴訟法第 275 条

- + 最高人民検察院長官は、担当副長官に省級人民裁判所による確定決定又は判決に対する監督審手続に基づく異議申立て書への署名を委任する<sup>89</sup>。
- 検察官は、裁判所が監督審手続に基づいて異議申立てを行う場合には、次の通り行動しなければならない。
  - + 異議申立て書を発行する者の適法性について検察する。
    - 最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会による決定を除き、各級裁判所による確定決定又は判決に対し、監督審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する。
    - 省級人民裁判所長官は、下級人民裁判所による確定決定又は判決に対し、監督審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する<sup>90</sup>。
  - + 異議申立て期間について検察する。
  - + 裁判所による異議申立て書に記載される理由の適法性について検証する。検察官は、異議申立ての理由に適法性がない場合には、検討及び決定のため、検察院指導部に報告する。
  - + 検察官は、書類等を検証した結果、新たな事実を発見し、有罪判決を受けた者に有利となる異議申立てをしなければならない場合には、裁判所における再審理を提議するため、検察院指導部に報告する。
  - + 裁判所による異議申立ての内容の追加又は却下（された場合）について検察する。
  - + 監督審手続に基づいて異議申立てが行われた決定又は判決の執行一時停止について検察する。

### 3.2. 期間

- 有罪判決を受けた者に不利となる監督審手続に基づく異議申立てを行う期間は、決定又は判決の確定日から1年間を超えないものとする。
- 有罪判決を受けた者に有利となる監督審手続に基づく異議申立ては、有罪判決を受けた者が死亡した場合において無罪判決を求める場合も含め、随時行うことができる<sup>91</sup>。

<sup>89</sup> 刑事公判検察規則第50条

<sup>90</sup> 刑事訴訟法第275条

<sup>91</sup> 刑事訴訟法第278条

#### 4. 検察書類の作成

検察官は、自己の職務及び責任を有効に行使するため、検察書類を作成しなければならない。監督審段階における刑事事件の検察書類には、次のものが含まれる。

- 確定決定又は判決における法律違反を確認した資料（発見源）。
- 党機関、国会、政府、国家、祖国戦線、中央又は地方の政治若しくは社会団体による請求公文書（ある場合）。
- 報道機関による報道（ある場合）。
- 検察院による提案報告書又は業務検査結論。
- 事件書類の検証書（又は報告書）等検察官又は検察官による書類の検証業務を反映する書類（訴訟及び起訴、捜査、起訴、第一審公判、控訴審公判、監督審公判（ある場合）の各段階における事件解決手順及び手続を明確に反映するもの）。
- 確定決定又は判決に重大な法律違反があることを証明する証拠又は資料。
- 事件解決に関する検察官の意見、業務機関長官及び検査院指導部による指導意見。
- 捜査結論書の写し、起訴状、第一審裁判所、控訴審裁判所及び監督審裁判所（ある場合）の判決書。
- 監督審手続に基づいて異議申立てをするため追加確証及び収集した資料の写し。
- 監督審手続に基づく異議申立てをしないとする通知書（ある場合）。
- 裁判執行の一時停止決定（ある場合）。
- 監督審公判における検察官の発表書草案。
- 監督審公判決定書。
- 異議申立てが行われた決定又は判決を破棄し再捜査する場合における監督審公判評議会の勾留命令（ある場合には）。
- 同級検察院指導部に対する監督審公判結果報告書。
- 異議申立てが行われた決定又は判決を管轄する検察院（第一審又は控訴審）に対する監督審公判の結果報告書。
- その他書類又は資料（ある場合）<sup>92</sup>。

---

<sup>92</sup> 決定第 07 /2006/QD-VKSNDTC 号に伴って公布した刑事事件の検察書類作成規則第 7 条。

## II. 監督審公判の開始前における検察官の職務及び権限

### 1. 事件書類の検証

検察官は事件書類を詳細に検証し、裁判所による確定決定又は判決における重大な違反を確定しなければならない<sup>93</sup>。

#### 備考：

- \* 検察官は、監督審段階における事件書類の検証において、監督審手続に基づく事件解決の提議書又は不服申立て書に供述された事項だけでなく、事件書類の内容を全面的に検証し、決定又は判決におけるその他違反も含めて確認しなければならない。
- \* 事件を全面的に検証するのは、事件に対する新たな不服申立て又は提議が行われた場合において、書類を取り下げて再検証する事態を避けるためである。
- \* 検察官は、事件書類の検証において、次の通り行動しなければならない。
  - 関連証拠及び事実を検証する。全面的かつ具体的見解を示し、関連資料及び証拠等を一定の順序により整理し、異議申立ての請求内容及び提議内容との関係性を確認しつつ検証する。
  - 検証においては、対照及び比較により各書類（被告人、被害者又は証人による供述、現場検証調書、検死調書等）における不一致内容又は矛盾事項を発見する。
  - 上記各書類の検証結果を分析し、客観的事実に符合する又は符合しない内容、証拠の性質を確保する又は確保しない証拠、証拠の性質を確保せず除外すべき証拠、追加立証を提議すべき証拠等を確定する。
  - 必要な場合には、押収された証拠物、資料を直接に確認及び検証することができる。また、被告人、被害者及び証人との面会により、証拠の評価をする際の信頼性について確信を深め、事件に関するより多くの事実を把握することが可能となる。
  - 最後には、刑事訴訟法第 273 条に規定する監督審手続に基づく異議申立ての理由とする事実を中心とし、事件を分析し、評価を整理する。

<sup>93</sup> 刑事公判検察規則第 48 条

- \* 検察官は、裁判所による確定決定又は判決において監督審手續に基づく異議申立ての理由となる違反があると認めた場合には、決定のため検察院指導部に報告する。
- \* 検察官は、裁判所による確定決定又は判決に違反がない、又は違反があるものの重大でなく、かつ、監督審手續に基づく異議申立ての理由とならないと認めた場合には、監督審を請求した機関、組織又は個人に対し、監督審手續に基づく異議申立てを行わない理由について明確に通知する。
- \* 監督審手續に基づく異議申立てを行わないとする通知書は、最高人民検察院が定める書式によるもの<sup>94</sup>とする。刑事訴訟法第 277 条の規定に基づき、通知書においては、監督審手續に基づく異議申立てをしない理由について明記しなければならない。

## 2. 監督審手續に基づく立証

- 検察官は、監督審手續に基づいて立証し、異議申立ての理由を明確に確定する、又は異議申立てを結論する必要を認めた場合には、決定のため検察院指導部に報告する<sup>95</sup>。
- 報告書には、次の事項を明記しなければならない。
  - + 追加立証すべき事項、また追加立証すべき理由。
  - + 追加立証の方案、収集すべき新たな証拠、追加立証を行う方法等。
- 検察官は、具体的状況に基づいて立証を行うに際し、次のような方法を採用することができる。
  - + 有罪判決を受けた者その他の訴訟参加者に対する供述の聴取。
  - + 鑑定請求、証拠物の収集、撮影及び録音等。
- 捜査、起訴及び裁判のそれまでの過程において次の状況があると認めた場合には、被告人の尋問、証人及び関係者の召喚及び供述の聴取を行う。
  - + これらの者が尋問を受けていない、又は尋問を受けたものの尋問すべき事項が明確に確定されていなかった場合。
  - + これらの者の供述内容に矛盾があり、かつ、再尋問又は追加尋問を必要とする場合。

<sup>94</sup> 決定第 960/2007/QDQD-VKSNDTC 号に伴って公布した書式 144 号

<sup>95</sup> 刑事公判検察規則第 55 条

- 検察院指導部が承認した立証計画に基づき、尋問草案又は供述聴取草案を準備しなければならない。
- 訴訟参加者間の供述に矛盾があり、これを明確に確定しなければならない場合には、照合をする。検察官は、照合すべき事項及び質疑を行う方法等を内容とする草案を準備しなければならない。通常、誠実に供述する者又は客観的事実に符合する供述を行う者にまず供述させる。
- 現場検証に関する書類及び調書、現場図面を検証した結果、現場検証結果と鑑定結果間、若しくは被告人と証人の供述間に矛盾があることが分かった、又は被告人若しくは証人の供述内容に疑問点があり、その供述の信頼性を評価しなければならない場合には、現場検証を再度行う。
- 検察官は、自ら立証を行う、又は下級検察院に立証への協力を求めることができる。監督審手続に基づく立証業務は、刑事訴訟法第 95 条及び関連条項に基づいて調書を作成しなければならない。
- 検察官は、被告人、被害者、異議申立てに関する利害関係者、弁護士、当事者の権利保護者が新たな資料及び物品又は新たな証拠の立証請求を提示した場合には、当該資料及び物件の出所を確認及び審査し、その適法性及び根拠性について評価する。
- 検察官は、書類を検証し、監督審手続に基づく立証を行った結果、追加立証ができない事項がある場合には、判決を破棄し、第一審級における再捜査及び再審をするよう提議する。

### 3. 監督審手続に基づく異議申立て

#### 3.1. 監督審手続に基づく異議申立ての検察院指導部への提議報告

- 検察官は、検証の結果、監督審手続に基づく異議申立ての理由を発見した場合には、検察院指導部に対し、異議申立ての提議報告書を提出しなければならない。
- 報告書には次の事項を明記しなければならない。
  - 事件の内容の概要。
  - 裁判所による確定決定又は判決の違反部分について明確に分析する。
  - 違反の内容、違反を確定した法律上の理由。

- 検察官が監督審手続に基づく異議申立てを検察院指導部に提議報告する方法は次の通りである。

- + 異議申立ての理由が「第一審裁判所の公判における審理及び尋問が一方的、又は不十分である」の場合には、違反に対する分析の部分において、裁判所の公判において審理及び尋問されていない事項、内容又は事実及びその理由を明記しなければならない。

例 1：公判のある重要証人を供述の聴取（ある重要事項を明確に確定することを目的とする）のため召喚せず、又は召喚したものの出頭しないまま、裁判所が事件の審理を行った。

例 2：被告人と被害者又は民事原告の供述等の証拠間、又は供述と証拠物又は鑑定結果間に矛盾があるのに、裁判所が調べ、尋問又は照合により明確に確定せず、一部の証拠に基づいて事件を結論し、判決を言い渡した。

- + 異議申立ての理由が「裁判所による確定決定又は判決が事件を結論する客観的事実と符合しない」の場合には、違反に対する分析の部分において、事件の「客観的事実」の進展を確定する証拠を提示及び引用し、裁判所による確定決定又は判決の結論内容及び「客観的事実」に符合しない決定又は判決の結論部分を明記しなければならない。

実務上は、裁判所による確定決定又は判決における評価及び分析の内容、結論内容のいずれも事件の客観的事実に符合しない状況がある。また、評価及び分析の部分が十分かつ客観的であるものの、決定部分が評価及び分析の内容に符合しない状況もある。

- + 検察官は、異議申立ての理由が「確定決定又は判決において刑法の適用上の重大な過失がある」の場合には、分析の部分において、監督審手続に基づく異議申立ての理由の条項に記載されるように、具体的違反のあり方を明確に確定しなければならない。

事例：

- 検察官は、違反が「犯罪行為に至っていない者に対して有罪判決を言い渡した」の場合には、有罪判決を受けた者が犯罪を行っていない事実について証明すべき証拠について中心に分析する。
- 検察官は、違反が「犯罪を構成しない行為をした者に対して有罪判決を言い渡した」の場合には、裁判対象について犯罪を構成すると認められた各要素を中心に分析し、各条件に合致しない要素を明確に提示しなければならない。
- 検察官は、違反が「刑事責任を負うべき年齢に達していない者に対して有罪判決を言い渡した」の場合には、有罪判決を受けた者の行為に該当する刑事責任を負うべき年齢について規定した刑法の具体的条文を明記し、有罪判決を受けた者が刑事責任を負うべき年齢に達していない事実を確定する証拠を提示する。
- + 検察官は、異議申立ての理由が「捜査、起訴、裁判における訴訟手続に重大な違反がある」の場合には、当該事項について規定した刑事訴訟法の具体的条文を提示し、捜査機関、検察院、各級裁判所が違反したとする規定、違反の内容、当該違反を「重大」とする理由等について分析しなければならない。

### 3.2. 異議申立て書の草案作成、異議申立て書の送達

#### 3.2.1. 異議申立て

- 検察官は、監督審手続に基づく異議申立てについて検察院指導部に報告し、承認を受けた後、異議申立て書の草案を作成する。
- 監督審手続に基づく異議申立て書は最高人民検察院が定める書式によるものとする<sup>96</sup>。申立て書は、明確かつ簡潔に作成し、その内容には次の事項を含まなければならない。
  - + 監督審手続に基づく異議申立ての権限及び理由に関する刑事訴訟法の各規定<sup>97</sup>。
  - + どの裁判所による確定決定又は判決で、どの者に対して何の罪状で裁判したか（異議申立てを行わない被告人がいる場合には、当該被告人の氏名を明記しなければならない）。

<sup>96</sup> 決定第 960/2007/QDQD-VKSNDTC 号に伴って公布した書式 145 号

<sup>97</sup> 第 36 条、第 273 条、第 275 条

- + 事件及び異議申立てが行われた裁判所による決定内容を整理する（異議申立てを行うのが控訴審決定又は判決である場合には、第一審裁判所による確定裁判部分も記載する。異議申立てを行うのが監督審決定又は判決である場合には、第一審裁判所及び控訴審裁判所による確定裁判部分も記載する）<sup>98</sup>。
- 検察官は、裁判所による確定決定又は判決における違反を分析する場合には、監督審手続に基づく異議申立ての理由に関する規定に基づいて行わなければならない。分析方法は、第 3.1 項「監督審手続に基づく異議申立ての検察院指導部への提議報告」と同様とするものより簡潔に整理することができる。
- 異議申立て書の決定部分には、次の内容を明記しなければならない。
  - + どの裁判所によるどの決定又は判決（番号及び日付）か、どの部分（刑の決定部分、賠償請求部分、司法措置）に対する異議申立てか、異議申立ての方向（増刑、減刑又は執行猶予の付与等）。
  - + 上記確定決定若しくは判決を破棄し、事件を再捜査若しくは再審する、又は当該決定若しくは判決を破棄し、事件を中止するよう決定又は判決を行った監督審裁判所に提議する。

### 3.2.2. 異議申立て書の送達

- 検察院による異議申立て書を各機関、組織又は個人に送達する方法は次の通りである。
  - + 監督審公判を行う裁判所及び異議申立てを行う決定又は判決を行った裁判所に対し、事件書類を添付し送達する。
  - + 有罪判決を受けた者、異議申立ての利害関係者に送達する。
  - + 上級検察院（報告用）、異議申立てを提議した下級検察院に送達する。
  - + 自由刑執行検察部（室）、判決執行検察部（室）に管理用として送達する<sup>99</sup>。
  - + 刑事裁判検察規則第 50 条第 1 項第 2 号に基づいて最高人民検察院長官が担当副長官に異議申立て書への署名を委任した異議申立て書は、最高人民検察院長官に報告のため送達する。

<sup>98</sup> 刑事公判検察規則第 52 条

<sup>99</sup> 刑事公判検察規則第 53 条

#### 4. 監督審手続に基づく異議申立てが行われた決定又は判決の執行一時停止

- 監督審手続に基づく異議申立てを行った者は、必要と認めた場合には、裁判所による確定決定又は判決に対し、異議申立てが行われた決定又は判決の執行を一時的に停止する権利を有する（以下「裁判執行の一時停止」という）。
  - + 確定決定又は判決の全部又は一部について、執行が一時停止されるのは、異議申立て決定書の範囲によるものとする<sup>100</sup>。
  - + 裁判執行一時停止決定書は、異議申立て書とは別の独立した決定書として、異議申立て書の発行時点と同時若しくは事後に発行する、又は異議申立て書の一部に含めることができる<sup>101</sup>。
- 検察官は、裁判執行一時停止決定書を発行する必要を認めた場合には、検察院指導部に対し、監督審に基づく異議申立ての提議と同時に提案する、又は検察院指導部が監督審手続に基づく異議申立て決定書を発行した後に提案する。
- 提案が承認された場合には、検察官は一時停止決定書の草案を作成し、署名及び発行のため検察院指導部に提出する。裁判執行一時停止決定書は、最高人民検察院が定める書式によるもの<sup>102</sup>とし、次の内容を含む。
  - + 前書き部分：刑事訴訟法第 276 条の規定に基づく旨、〇〇裁判所による監督審手続に基づく〇〇年〇〇月〇〇日付異議申立て決定書第〇〇号に基づく旨を明記しなければならない。
  - + 決定書の主内容部分：〇〇対象者に対し、〇〇裁判所による〇〇年〇〇月〇〇日付判決（決定）第〇〇号を一時停止し、監督審手続に基づく裁判執行を保留する旨。刑務所監督委員会、刑事判決執行機関等裁判執行の責任を有する機関に対し、〇〇の対応を講じるように請求する、又は管轄検察院に対し、その決定の検察を執行するよう求める旨。
- 裁判執行一時停止決定書は、第一審裁判を行った裁判所及び検察院、関連判決執行機関、監督審手続に基づく裁判をするべき管轄裁判所

<sup>100</sup> 刑事訴訟法第 276 条

<sup>101</sup> 刑事公判検察規則第 52 条第 3 項

<sup>102</sup> 決定第 960/2007/QDQD-VKSNDTC 号に伴って公布した書式 147 号

(事件書類を添付)、有罪判決を受けた者、異議申立ての利害関係者に送達しなければならない。

## 5. 異議申立ての内容の追加又は取下げ

- 検察官は、監督審公判を行う前に、異議申立てを行う必要がある事項を確認した、又は異議申立てに理由がないと確認した場合で、刑事訴訟法第 278 条に規定する異議申立ての期間が満了していないときは、異議申立て者（検察院長）に対し、当該異議申立ての追加又は取下げを決定するよう提議する<sup>103</sup>。
- 裁判所により異議申立てが行われた決定又は判決については、検察官は、裁判所による異議申立ての内容の以外の重大な違反を確認した場合には、検察院指導部に、裁判所に対し、異議申立ての内容を追加するよう求めるよう提議する。検察院は、裁判所が異議申立てを行わない場合には、刑事訴訟法第 275 条の規定に基づいて異議申立てを行う<sup>104</sup>。
- 異議申立ての内容の内容の追加又は取下げの決定は、主内容部分及び決定部分の 2 つの部分からなる書面を作成する。
  - + 主内容部分には、異議申立ての内容の追加又は取下げを行う理由について簡潔に記載する。
  - + 決定部分には、〇〇検察院による監督審手続に基づく異議申立ての〇〇年〇〇月〇〇日付決定書第〇〇号に対する追加又は取下げであるかを記載する。
- 異議申立ての内容の全部を取り下げる場合には、検察院は裁判所に対し、監督審公判を中止するよう提議する。
- 異議申立ての内容の追加又は取下げ決定書は、異議申立て書の送達について規定する上記第 3. 2. 2 項の規定に基づいて送達する。

## 6. 検察院の見解発表書の草案

- 検察官は、事件書類の検証結果、検察院指導部の意見及び異議申立ての内容に基づき、異議申立てに対する観点、理由、根拠を明確に確定しなければならない（検察院が異議申立てを行う場合）
- 裁判所が異議申立てを行う場合には、検察院の見解発表書の草案を作成する検察官は、異議申立ての内容に基づき、異議申立てに賛成す

<sup>103</sup> 刑事訴訟法第 277 条第 3 項

<sup>104</sup> 刑事公判検察規則第 54 条第 2 項

る事項又は賛成しない事項及びその理由について明記しなければならない。

- 検察院の見解発表においては、監督審公判評議会に対し、次の方向の提議を行うことができる。
  - + 異議申立てを承認しない。
  - + 異議申立てが行われた決定又は判決を破棄し、事件を終了するよう提議する。
  - + 異議申立てが行われた決定又は判決を破棄し、事件を再捜査及び再審するよう提議する。

## 7. 監督審公判における公訴権の行使及び法律遵守性の検察

### 7.1. 監督審公判における公訴権の行使

- 監督審公判への参加は、同級検察院の職務の一つとする<sup>105</sup>。検察官は、裁判において、事件の解決に関する検察院の見解を発表しなければならない。
- 検察官は、事件の解決に関する検察院の見解発表を準備し、検察院指導部に提出し、指導意見を仰ぐ。検察官の発表は、次の点について行うものとする。
  - 異議申立ての理由（検察院が異議申立てを行う場合）。
  - 事件書類の検証結果。
  - 検察官は、裁判所が異議申立てを行う場合には、事件書類の検証結果に基づき、異議申立ての理由と比較し、見解発表書を準備する。
- 検察官は、公判において、検察院の見解発表書を公開する前に、実際の進展に基づき、草案の内容を補足及び完成する。検察官は、これを執行するため、次の通り行動しなければならない。
  - 監督審公判評議会の構成員が提示した事件説明書の要領を記録する。
  - 不足事項があると認めた場合には、これを検察院の見解発表書の草案に適時補足する。

---

<sup>105</sup> 刑事訴訟法第 280 条、刑事公判検察規則第 56 条

- 検察官は、発言の場合には、感情をかきたてつつ、説得性を持って聴取者から注目を集めるようにし、発言内容に基づき、音調及び音声を変化させる。

例えば、証拠の分析を行う場合には、具体的かつ明確に発表し、とりわけ異議申立てが行われた事実に対する証拠の証明能力を明確にしなければならない。分析後は帰納的に整理し、聴取者に分かりやすいように行う。検察官の立論は、理由がある場合のみ説得力を持ったものとする。

- 検察官は、検察院長の指導意見を受けた事項のみ発表する。検察院長の指導意見を受けた観点を変更させる必要がある場合には、原則として検察院長に報告し、検討及び決定を求めるため、公判を停止するよう提議する<sup>106</sup>。

## 7.2. 監督審公判における法律遵守性の検察

- 監督審評議会の構成について検察する。
  - 最高人民裁判所刑事裁判所の監督審評議会は、3名の裁判官からなる。
  - 省級人民裁判所裁判官委員会又は最高人民裁判所裁判官評議会が監督審公判を行う場合には、当該裁判官委員会又は裁判官評議会の3分の2以上の構成員の公判への参加を条件とする。
- 監督審評議会による監督審公判の範囲について検察する。
  - 監督審評議会は、異議申立ての内容にかかわらず、事件を全面的に審理しなければならない。
  - 監督審評議会は、有罪判決を受けた者に不利となる事項を審理する場合には、決定又は判決の確定日から1年以内に当該事項を審理しなければならない<sup>107</sup>。
- 監督審評議会の権限行使について検察する。
  - 監督審公判権は、刑事訴訟法第279条に規定する。
  - 刑事訴訟法第279条第1項ないし第3項に規定するように、同一の刑事事件であるものの、異なる級の機関の監督審公判権に属するものについて、確定決定又は判決に対し監督審公判を行

<sup>106</sup> 刑事公判検察規則第56条第2項

<sup>107</sup> 刑事訴訟法第278条、第384条

う場合には、上級機関が事件全体に関する監督審公判権を有する<sup>108</sup>。

例：H省A県裁判所の第一審判決において、3名の被告人について裁判を行った。第一審判決は検察院は異議申立てを行わなかった。被告人3名のうち1名のみ上訴し、H省裁判所は控訴審公判を行い、上訴被告人に対し、第一審判決の維持を言い渡した。

この場合には、第一審判決は、上訴をしない2名の被告人に対し、上訴期間又は異議申立て期間満了時点において確定したものである。控訴審判決は、上訴被告人に対し、宣告日において確定したものである。

その後、2つの判決いずれにおいても刑法の適用上の重大な違反があることが摘発されたことから、監督審手続に基づく異議申立てが行われた。刑事訴訟法第279条第1項の規定によると、確定第一審判決に関する監督審公判権はH省裁判所裁判官評議会に属する。また、刑事訴訟法第279条第2項の規定によると、控訴審判決に関する監督審公判権は最高人民裁判所刑事裁判所に属する。ただし、刑事訴訟法第279条第4項の規定によると、最高人民裁判所刑事裁判所は事件全体に関する監督審公判権を有する。

- 裁判における各種手続について検察する。
  - 監督審公判においては、監督審評議会の構成員1名が事件説明書を発表する。
  - 監督審評議会の各構成員は意見を発表し、検察官は事件解決に関する検察院の見解を発表する<sup>109</sup>。
  - 裁判所が有罪判決を受けた者、弁護人、異議申立ての利害関係者を召喚した場合には、これらの者は検察官の発表前に、自己の意見を開示することができる。
- 監督審評議会の決定権について検察する。監督審評議会は次の権限を有する<sup>110</sup>。
  - 異議申立て書を却下し、確定決定又は判決を維持する。
  - 確定決定又は判決を破棄し、事件を終了する。

<sup>108</sup> 刑事訴訟法第279条、第281条

<sup>109</sup> 刑事訴訟法第282条

<sup>110</sup> 刑事訴訟法第285条ないし第287条

- 確定決定又は判決を破棄し、再捜査又は再審を執行する。
- 監督審評議会の評決について検察する。
  - 裁判官委員会又は裁判官評議会による監督審決定は、当該裁判官委員会又は裁判官評議会の構成員の過半数による賛成評決により行われる。
  - 異議申立ての内容について評決する場合には、まず異議の内容に対する賛成意見を評決し、次に不賛成意見を評決する。
  - 裁判官委員会又は裁判官評議会の構成員の過半数による賛成評決がなされた意見が皆無の場合には、当該公判期日を延期しなければならない。
  - 裁判官委員会又は評議会は、延期決定日から 30 日以内に、全構成員の参加下で、事件の公判を再開しなければならない<sup>111</sup>。
- 予防措置の適用又は変更について検察する<sup>112</sup>。
  - 監督審評議会は、確定決定又は判決を破棄し、再捜査又は再審を行う場合で、被告人の勾留を継続する必要を認めたときには、検察院又は裁判所が事件を再度受理するまで勾留命令を発する。
  - 検察官は、未成年の犯罪者に逮捕、暫定留置、勾留の各種措置が適用された場合には、刑事訴訟法第 88 条及び第 303 条の規定に基づいて検察を行わなければならない。
- 検察官は、監督審段階における法律遵守性の検察過程において、法律違反を確認した場合には、監督審評議会に対し、即時の改善を求める提議及び請求を行う、又は検察院指導部に報告し適切な対応を求める。

---

<sup>111</sup> 刑事訴訟法第 281 条

<sup>112</sup> 刑事訴訟法第 287 条、刑事公判検察規則第 57 条

### III. 監督審公判終了後の検察官の職務及び権限

・検察官は、監督審公判が終了した後、次の業務を行わなければならない。

#### - 公判結果の報告

- 検察院指導部、機関指導部に公判結果を報告し、継続的に解決すべき問題点を提案する。
- 公判結果通知書を作成し、異議申立てが行われた確定決定又は判決を管轄する検察院に送達する。
- 監督審裁判所により再捜査のため破棄された決定又は判決については、管轄権に基づいて解決するため、事件書類を公訴権の行使及び検察の捜査管轄部門に委任しなければならない<sup>113</sup>。
- 監督審公判の検察書類を完成する。

#### - 裁判所の法律遵守性の検察

- 有罪判決を受けた者、異議申立てを行った者、第一審公判を行った裁判所、検察院、公安機関刑事判決執行機関、異議申立ての利害関係者又はその合法的代理人、民事判決執行機関に監督審公判決定書を送達した期間について検察する。
- 裁判所の有罪判決を受けた者の住所地又は勤務地の市町村の自治体又は所属機関に対する監督審公判結果の通知について検察する。
- 監督審評議会が再捜査のため確定決定又は判決の破棄を決定した場合には、一般手続に基づいて再捜査するため、同級検察院に対する事件書類の送達について検察する（裁判所は決定書を発行した日から 15 日以内に同級検察院に事件書類を送達しなければならない<sup>114</sup>）。
- 監督審評議会は、第一審又は控訴審手続に基づいて再審するため確定決定又は判決を破棄すると決定した場合には、事件の再審を管轄する裁判所に対する監督審裁判所の保有事件書類の送達について検察する<sup>115</sup>。

<sup>113</sup> 刑事公判検察規則第 58 条

<sup>114</sup> 刑事訴訟法第 288 条

<sup>115</sup> 刑事訴訟法第 289 条

## パート 3

### 公訴権の行使及び再審の検察

## 公訴権の行使及び再審の検察

### I. 総則

#### 1. 再審手続に基づく異議申立ての要件、権利及び期間

再審は、確定決定又は判決を再検討するための特殊な手続である。ただし、監督審公判との相違点としては、再審手続に基づいて審理する決定又は判決について、新たな事実が発見されたものでなければならない。

##### 1.1. 異議申立ての要件

- 確定決定又は判決は、新たな事実があったことにより異議申立てがあった場合に限り、再審手続に基づいて再審される。新たな事実は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
  - + 当該決定又は判決を行った後に発見されたもの。
  - + 当該決定又は判決の基本的内容を変更させるもの<sup>116</sup>。
- 訴訟機関が捜査、起訴及び公判の過程において認知していたものの、適切に評価しなかった事実、又はその他の事由により裁判所が当該決定若しくは判決を行うに際し見逃し触れなかった事実は、新たな事実とみなさない。

##### 1.2. 異議申立ての権利

- 次の者は、確定決定又は判決に対し、再審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有するものとする。
  - + 最高人民検察院長は、最高人民裁判所裁判官評議会による決定を除き、各級裁判所による確定決定又は判決に対し、再審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する。
  - + 省級人民検察院長は、県級人民裁判所による確定決定又は判決に対し、再審手続に基づいて異議申立てを行う権利を有する<sup>117</sup>。

##### 1.3. 異議申立ての期間

- 異議申立てを行う期間は、検察院が新たな事実を発見した旨の通知を受けた日から1年間を超えないものとする。

---

<sup>116</sup> 刑事訴訟法第290条

<sup>117</sup> 刑事訴訟法第293条

- 有罪判決を受けた者に不利となる再審手続に基づく異議申立ては、当該罪に対する刑事責任の時効期間に限り行うことができる<sup>118</sup>。

例：刑法第 104 条第 3 項に規定する傷害罪により懲役 6 年の判決を言い渡された者が、刑法第 93 条第 2 項に規定する殺人罪の有罪判決を受けた者として当該判決に対して異議申立て書を提出する。

- 有罪判決を受けた者に有利となる再審手続に基づく異議申立ては、有罪判決を受けた者が死亡した場合における免罪の場合も含めて、随時行うことができる。

例：

- 有罪判決を受けた者が無罪となり、又は刑事責任、刑の免除を求める異議申立て文書を提出する。
- より軽い罪に変更する異議申立て書を提出する等。

## 2. 新たな事実の発見源、事件書類の送達請求

- 再審手続に基づく事件の新たな事実の発見源は次の通りである。
  - + 各級の検察院による異議申立て請求に関する報告、有罪判決を受けた者及びすべての公民による異議申立て書又は各機関若しくは組織による提議。
  - + 報道機関による報道、検察業務の結果<sup>119</sup>。
- 検察官は、上記「発見源」の審査により得られた事件の新たな事実であり、事件の基本的内容を変更させるものを発見した場合には、当該決定又は判決をした裁判所に対し、事件を検察院に委任し、検察院において法律の規定に基づいて検討及び解決するよう請求する提議書を提出する<sup>120</sup>。
- 裁判所に対して事件書類を検察院に送達するよう請求する提議書には、どの事件に関する書類か、どの罪状か、又は事件の裁判日、審理を行った裁判所等の内容を記載しなければならない。提議書は、最高人民検察院の定める書式によるものとする<sup>121</sup>。

## 3. 再審手続に基づく異議申立ての理由

<sup>118</sup> 刑法第 23 条、刑事訴訟法第 295 条、刑事公判検察規則第 65 条

<sup>119</sup> 規則第 59 条

<sup>120</sup> 人民裁判所組織法第 18 条第 4 項

<sup>121</sup> 決定 960/2007/QĐ-VKSNDTC 号に伴って公布した書式 143 号

再審手続に基づく異議申立て書を提出する理由となる事実は次の通りである<sup>122</sup>。

- 証人の証言、鑑定の結果及び通訳者の通訳内容に含まれる重要な事項が事実でない場合。

「重要な事項」とは事件の基本的内容を変更させる事項でなければならない。

例：鑑定の結果、又はその証人の証言に基づき、裁判所が無罪の者に対して有罪判決を行った、又は軽い罪状から重大な罪状へと変更する判決を行った等。

- 捜査官、検察官、裁判官等が不適正な判断を行ったため事件の裁判が不適正なものとなった場合。

例：Nguyen Van T は、経済管理に関する国家の規定に故意に反し、重大な不利益を与えた罪（刑法第 165 条）にあたりとされた。捜査、起訴、公判の過程において、捜査官、検察官、裁判官及び裁判官評議会は、経済管理に関する政府の文書に基づき、T に上記罪を言い渡した。当該判決確定後に、上記政府文書が 2 年前に法的効力を失っていたことが発覚し、かつ、上記時点におけるその他法律の規定に照らしても、T に違反行為はみられなかった。

- 事件に関する書類、証拠物等が偽造された、又は事実でない場合。

例：事件現場が偽造された又は事件書類と証拠物が事実と異なるように偽造されたものの捜査、起訴、公判の過程において、訴訟機関がこれらを認知せず、裁判所も当該「書類、証拠物」に基づいて裁判をした。当該判決確定後に、初めてこれらの書類、証拠物に偽造があったこと又は事実でないことが発覚した。また、それにより裁判所による当該決定又は判決が不適正とみなされた等の場合。

- その他事件の基本的内容を変更させる新たな重要事実。

例：被告人に違法行為はなかったものの他人をかばうため罪を認めた。裁判の執行を開始した後に、初めて他人をかばっていた事実が発覚した等の場合。

---

<sup>122</sup> 刑事訴訟法第 291 条、刑事公判検察規則第 63 条

#### 4. 検察書類作成

- 再審手続に基づく刑事事件の検察書類には次のものが含まれる。
  - 確定裁判所の決定又は判決に関する新たな事実の書類（発見源）及び再審手続に基づく異議申立て請求書。
  - 検察官が書類の検証を行うに際し事件の検証結果を記録した書類（又は報告書）等の関係書類。
  - 裁判所の確定決定又は判決に関する新たな事実を証明するための証拠及び資料。
  - 事件の解決方法に関する検察官の意見、業務機関長及び検察院長による指導意見、事件の捜査結果の写し。
  - 検察院の起訴状、第一審裁判所及び控訴審裁判所の判決書。
  - 監督審公判決定書（ある場合）。
  - 新たな事実の確証書類の写し。
  - 再審手続に基づく異議申立て書を提出しない通知書（ある場合）。
  - 裁判執行一時停止決定書（ある場合）。
  - 再審公判における検察官の発表書草案。
  - 再審決定書。
  - 再審の結果報告書（同級検察院の指導部への報告用）。検察官は、この報告書において、訴訟の各段階（起訴、捜査、起訴、第一審公判、控訴審後半、監督審公判（ある場合）における事件解決の各手順及び手続を明記しなければならない。
  - 第一審検察院、控訴審検察院、監督審検察院（ある場合）に対する再審の結果通知書。
  - その他文書及び資料（ある場合）<sup>123</sup>。

---

<sup>123</sup> 2006年1月12日付決定に伴って公布した刑事事件の検察書類作成規則第7条

## II. 再審の開始前における検察官の職務及び権限

### 1. 事件書類の検証

- 検察官は、事件書類の検証において、新たな事実に関する証拠及び事由等を中心に検証及び評価する<sup>124</sup>。
- 検察官は、事件書類の検証において、関連資料及び証拠等を一定の順序により整理し、異議申立て請求内容との関係性を確認しつつ検証する。
- 検察官は、必要に基づいて押収した証拠物、資料を直接に確認及び検査し、又は被告人、被害者若しくは証人に面会することにより、証拠の評価をする際の信頼性を強化し、事件の各事実を把握することができる。
- 検察官は、事件書類及び証拠を新たな事実とみなす各事実と比較しつつ、これらが新たな事実であるかを確定し、新たな事実である場合には、事件の基本的内容を変更させることがあるかどうかを確認する。
- 検察官は、事件書類の検証により、新たな事実が、裁判所の確定決定又は判決に対する再審手続に基づく異議申立て書を提出するための理由として利用できることを確認した場合には、決定のため検察院の指導部に報告する。
  - 検察院は、事件書類の検証により、再審手続に基づく異議申立て書を提出するための理由がないことを確認した場合には、再審を請求した機関及び組織又は個人に対し、再審手続に基づく異議申立て書を提出しない理由を明記した回答書の草案を作成する。
- 再審手続に基づく異議申立て書を提出しないとする回答書は、最高人民検察院の定める書式によるもの<sup>125</sup>とし、裁判所の確定決定又は判決に対し、再審手続に基づく異議申立て書を提出しない理由について明記しなければならない<sup>126</sup>。

### 2. 再審手続に基づく新たな事実の立証

- 検察官は、事件の新たな事実であって、確定決定又は判決の基本的内容を変更させるものを発見した場合には、検察院の指導部に報告し、これらの新事実の立証を決定するよう提議する<sup>127</sup>。

---

<sup>124</sup> 刑事公判検察規則第 62 条

<sup>125</sup> 決定第 960/2007/QĐ-VKSNDTC 号に伴って公布した書式 150 号

<sup>126</sup> 刑事訴訟法第 291 条と第 292 条

<sup>127</sup> 刑事公判検察規則第 61 条

- 再審手続に基づく立証の決定は最高人民検察院の書式によるものとする<sup>128</sup>。この決定には、誰からの新事実の通知によるか、何を立証するか、立証人が誰かを明確に記載しなければならない。
- 検察官は、立証計画を作成し、検察院の指導部に次の問題点を解決するよう提議する。
  - + 新事実の問題点は何か。
  - + 立証の方案、収集するべき証拠、立証の執行方法。
  - + 誰が主体的に立証業務を担当するか、又立証の協力者が誰か、等。
- 検察官は、具体的状況に基づき、自ら新事実の立証を執行し、又は下級の検察院に立証を請求することができる。
- 立証業務は、刑事訴訟法の規定<sup>129</sup>に基づき、事件書類として調書を作成し、又刑事事件の検察書類として保管する。
- 検察官は、新たな資料、物品が提出された場合には、次の通り行動しなければならない。
  - + 当該資料、物品の出所を確認、審理する。
  - + 当該資料、物品の適法性及び根拠性について検査し、認証するかどうかを決定する。

#### 備考：

- \* 新たな事実が証人の証言であり、それが事実でない場合には、当該証人を再度質疑し、他の関係者の供述を得る。検察官は、証人の証言を検証するため、捜査実験、対質、見分その他の刑事訴訟法の規定に基づく必要な捜査方法を使って執行できる。
- \* 検察官は、新たな事実が鑑定済みの結果であり、それが不適正な場合には、又は通訳者の通訳内容であって、その重要な事項が誤ったものである場合には、再鑑定又は再通訳を請求する。
- \* 新たな事実が捜査官、検察官、裁判官又は判決評議会の結論であり、それが不適正なことから誤った裁判につながった場合で、当該新事実を立証するときは、これらの結論が適正かどうか、又は不適正な場合には、その原因を中心に明確に行う。

<sup>128</sup> 決定第 960/2007/QĐ-VKSNDTC 号に伴って公布した書式 149 号

<sup>129</sup> 刑事訴訟法第 95 条

- \* 新たな事実が事件書類に含まれる証拠物又は書類であって、それが偽造され、又は事実でない場合には、当該証拠物又は書類を再検証し、他の証拠物又は書類との照合及び比較を行う。検察官は、これらの書類に偽造がないかどうかを確定するため必要な場合には、現場検証、捜査実験、鑑定請求等を行うことができる<sup>130</sup>。

### 3. 異議申立て及び再審手続に基づく異議申立て書提出

検察官は、最高人民検察院が定める書式<sup>131</sup>により、再審手続に基づく異議申立て書の草案を作成する。異議申立て決定書には、異議申立ての理由及び事件の解決方向を明確に記載しなければならない<sup>132</sup>。

#### 3.1. 異議申立て書の草案の書式

##### - 異議申立て書の前書き部分：

- + 異議申立ての法律上の理由<sup>133</sup>、異議申立てを行う裁判の番号及び日付を記入する。
- + 異議申立てを行わない被告人がいる場合には、当該被告人の氏名を明記しなければならない。

##### - 異議申立て書の主内容部分：

- + 事件の内容を整理し、各裁判所（第一審裁判所、控訴審裁判所等）の判決内の以前の決定又は決定を記載する。
- + 立論するときには、発見された新たな事実について分析し、新たな事実が何のものであるかを明確にし、立証の結果を記載する（前述のように異議申立ての理由に基づく分析方法）。

例：

- 新たな事実が証人の証言であり、それが事実でないと発覚した場合には、以前の証言、当該証言の立証結果、現時点における当該証人の証言、以前の事実と異なる証言の理由（事実と異なる供述をした動機及び目的）、事件解決における当該証言の法的意義について記載する。
- 新たな事実が鑑定済みの結果であり、それが不適正な場合には、鑑定機関及び鑑定人が以前にいかなる診断に至ったか、

<sup>130</sup> 刑事公判検察規則第 63 条

<sup>131</sup> 決定第 960/2007/QĐ-VKSNDTC 号に伴って公布した書式 151 号

<sup>132</sup> 刑事公判検察規則第 66 条

<sup>133</sup> 刑事訴訟法第 291 条と第 293 条

現時点における再鑑定時の結果が以前と比べどのように異なるのか、鑑定の誤りの原因等を明確に記載する。

- その他理由についても、同様の分析を執行し、旧証拠と新証拠の比較、証拠の評価等を行う。
- + 異議申立て書の草案には、新たな事実の立証結果により事件の基本的内容がどう変更されるか、またそれにより裁判所が当該新事実を認知せず行った決定又は判決の基本的内容をどう変更されたかを明確に記載する。
- + 異議申立て書の決定部分：
  - どの裁判所によるどの刑事判決（番号及び日付）、又は当該判決のどの部分（罪名、処罰、賠償金等）に対する異議申立てか明確に記載する。
  - 決定、判決を破棄し事件を最初から捜査若しくは審理するよう、又は決定若しくは判決を破棄し事件を終了するよう、刑事判決の再審を提議する。

### 3.2. 異議申立て書の提出

再審手続に基づく異議申立て書は、裁判所、検察院、関係者に送達しなければならない<sup>134</sup>。

### 4. 再審公判における検察院の見解発表書の草案

- 検察官は、検察院の見解発表書の草案を準備しなければならない。発表の内容は、再審手続に基づく異議申立ての理由とする新たな事実に関する検察院の見解を提示し、具体的に分析したものでなければならない。
- 検察院の見解発表書の草案は、裁判官が公判に参加する前に、検察院長から指導意見を受けなければならない<sup>135</sup>。

### 5. 再審手続に基づく異議申立てが行われた決定又は判決の執行一時停止

- 再審手続に基づく異議申立てを行った者は、異議申立てが行われた決定又は判決の執行を一時的に停止する権利を有する<sup>136</sup>。

---

<sup>134</sup> 刑事訴訟法第 293 条

<sup>135</sup> 刑事公判検察規則第 68 条

- 異議申立てが行われた決定又は判決の執行一時停止は必須の手続ではない。この方法は、確定決定又は判決であり、執行が開始されたものの、再審公判開始までの待機期間に、当該決定又は判決の継続執行が被執行者に不利益を与える可能性がある場合に限り適用される。
- 検察官は、請求された決定又は判決の執行の継続が執行義務者に不利益を与える可能性があると認めた場合には、当該決定又は判決に対し、執行の一時停止を決定するよう検察院の指導部に積極的に提議しなければならない。

**備考：**

- \* 事件の終了、又は有罪判決を受けた者に対する無罪宣告の方向の再審手続に基づく異議申立てにおいては、異議申立てを行った者は、有罪判決を受けた者その他の関係者に対し、決定又は判決に掲載されている民事責任に関する内容部分の執行を一時停止する権利も有する。
- 決定又は判決の執行一時停止決定は、異議申立て書の一部として行う、又は独立した決定として行うことができる。

### III. 再審公判と再審公判終了後における検察官の職務及び権限

#### 1. 再審公判への参加

- 検察官は、再審評議会による事件の説明文の主旨、再審評議会の各員意見、有罪判決を受けた者及び弁護人の意見、異議に関する利害関係者（いる場合）の意見を記録しなければならない。
- 検察官は、公式発表の前に、事件の解決に関する検察院の見解発表を修正、補足、完成しなければならない。
- 検察官は、発表においては、新たな事実が判決の基本的内容をどう変更させるか、その価値について明確にしなければならない（パート 3-3 記載「異議申立ての理由」の分析と同様に分析する）<sup>137</sup>。
- 検察官は、再審公判における審理結果が検察院長の指導意見を取り入れた検察院の見解と基本的に相違する場合には、検察院長の検討及び決定のため、当該公判期日を延期するよう提議しなければならない。

#### 2. 再審段階における裁判所の法律遵守性の検察

- 再審公判の開始期間に関する裁判所の法律遵守性の検察<sup>138</sup>：
  - 再審公判は、裁判所が請求文書を受け取った日から 4 月以内に開始されなければならない。
- 有罪判決を受けた者、弁護人、利害関係者の召喚の検察<sup>139</sup>：
  - 検察官は、法廷に出頭する必要が認められるものの裁判所が召喚しない者について、裁判所に対し、公判期日の延期及びこれらの者の召喚の請求を行う。
- 再審評議会の構成の検察：
  - 最高人民裁判所刑事裁判所の再審評議会は 3 名の裁判官からなる。
  - 省級人民裁判所裁判官委員会又は最高人民裁判所裁判官評議会の場合には、当該裁判官委員会又は裁判官評議会の 3 分の 2 以上の構成員が裁判に参加しなければならない<sup>140</sup>。
- 公判期日の出頭者に対する尋問手続の法律遵守性の検察：

<sup>137</sup> 刑事訴訟法第 282 条第 2 項

<sup>138</sup> 刑事訴訟法第 297 条、第 283 条

<sup>139</sup> 刑事訴訟法第 297 条、第 280 条

<sup>140</sup> 刑事訴訟法第 281 条

- 再審評議会は、有罪判決を受けた者、弁護人、利害関係者が公判期日に出頭した場合には、検察院の代表者が発表する前にこれらの者に意見を提示させなければならない<sup>141</sup>。裁判官評議会は、これらの者が欠席した場合も、通常通りに審理を行うことができる。
- － 裁判官評議会による評決の検察：
- 裁判官委員会又は裁判官評議会による再審決定は、当該裁判官委員会又は裁判官評議会の構成員の過半数による賛成評決により行われる。
  - 省級人民裁判所裁判官委員会又は最高人民裁判所裁判官評議会による再審公判において、異議申立ての内容について評決するときは、まず異議申立ての内容に対する賛成意見を評決し、次に不賛成意見を評決する。裁判官委員会又は裁判官評議会の構成員の過半数による賛成評決がなされた意見が皆無の場合には、当該公判期日を延期しなければならない。
  - 公判期日の延期期間は、延期の決定日から 30 日間とする。省級人民裁判所裁判官委員会又は最高人民裁判所裁判官評議会は、当該期間に全構成員の参加の下において、事件の審理を再開しなければならない<sup>142</sup>。
- － 再審評議会の決定権の行使の検察。再審評議会は、次の事項について決定権を有する。
- 異議申立てを却下し、確定決定又は判決を維持する（異議申立てに理由がない場合）。
  - 確定決定又は判決を破棄し、事件を最初から捜査及び審理する、又は事件を中止する<sup>143</sup>。

### 3. 再審公判終了後の検察官の職務

- － 検察院指導部、機関指導部に公判結果を報告し、継続的に解決すべき問題点（ある場合）を提議する。
- － 公判結果通知書を作成し、事件の公判（初審、再審）に参加した各検察院に送達する。

<sup>141</sup> 刑事訴訟法第 297 条、第 282 条第 2 項

<sup>142</sup> 刑事訴訟法第 297 条、第 281 条

<sup>143</sup> 刑事訴訟法第 298 条

- 再審評議会により再捜査のため破棄された決定又は判決に対し、一般手続に基づいて解決するため、事件書類を公訴権の行使及び捜査検察の管轄機関に送付しなければならない。
- 再審の決定の送達、再捜査又は再審に向けて破棄された事件書類の送達、再審の検察：
  - + 再審評議会は、再審を決定した日から 10 日以内に、有罪判決を受けた者、異議申立てた者、第一審裁判所、検察院、公安機関、異議申立ての利害関係者又はその法定代表者、管轄民事裁判執行機関に決定書を送達しなければならない。
  - + 有罪判決を受けた者の居住地又は勤務地の地方自治体又は所属機関に対し、公文書により通知する。
  - + 再審評議会は、再捜査のため、確定決定又は判決の破棄を決定した場合には、当該決定をした日から 15 日以内に、一般手続に基づいて捜査するため、同級検察院に事件書類を送達しなければならない。
  - + 再審評議会は、再審のため確定決定又は判決の破棄を決定した場合には、当該決定をした日から 15 日以内に、一般手続に基づいて再審するため、管轄裁判所に事件書類を送達しなければならない<sup>144</sup>。

---

<sup>144</sup> 刑事訴訟法第 299 条第 2 項、第 300 条

## パート 4

### 刑事裁判の執行の検察

## 刑事裁判の執行の検察

### I. 総則

#### 1. 検察院の職務及び権限

- 裁判の執行は、刑事訴訟の最終段階である。刑事裁判の執行の検察とは、検察の分野における重要な職務であり、裁判所の確定決定又は判決の厳格な執行の保障を目的とする。その確保ができない場合には、それまでの全過程が無意味となる。
- 裁判の執行の検察活動は、人民検察院組織法第 V 章、2003 年版刑事訴訟法第 5 編、刑事裁判執行法第 XI 章（この法律は 2011 年 7 月 1 日から施行する）、裁判執行検察規則において規定される。
- 検察院は、裁判の執行の検察活動を行うに際し、次の権限を有する。
  - + 同級及び下級の刑事裁判執行部門、人民裁判所及び裁判執行に関する機関又は個人に対し、次の事項を求める。
    - 法律の規定に基づいて刑事裁判執行決定書を適時かつ十分に発行する。
    - 確定決定又は判決の執行について自ら検査し、検査の結果を検察院に通知する。
    - 刑事裁判執行に関する書類及び資料を提供する<sup>145</sup>。
  - + 同級及び下級の刑事裁判執行部門、執行官、裁判執行に関する機関、組織又は個人の法律遵守性を直接に検察する<sup>146</sup>。
  - + 裁判所、刑事裁判執行管理機関、刑事裁判執行部門、刑事裁判執行職務の一部が委任された機関又は組織における不服申立て又は告発の解決状況を直接に検察する。
    - + 検察院は、刑事裁判の執行に関する不服申立て又は告発の解決状況の検察を行うに際し、同級及び下級の裁判所、刑事裁判執行管理機関、刑事裁判執行部門、刑事裁判執行職務の一部が委任された機関又は組織に対し、次の事項を求める権限を有する。
      - 刑事裁判執行法第 XIII 章「刑事裁判執行における不服申立て又は告発の解決」に基づいて不服申立て又は告発の解決文書を発行する。

<sup>145</sup> 人民検察院組織法第 24 条第 1 項第 a、b、c、d 号

<sup>146</sup> 人民検察院組織法第 24 条第 2 項

- 自己又は下級機関が管轄する不服申立て又は告発の解決状況を検査し、解決結果を検察院に通知する。
  - 検察院に不服申立て又は告発の解決に関する書類及び資料を提供する<sup>147</sup>。
- + 法律の規定に基づき、懲役刑執行延期、一時停止及び免除、その他の懲罰執行の減免、執行猶予期間の短縮、裁判執行の時効の付与、犯罪記録の抹消を提議する。
  - + 同級及び下級の裁判所、刑事裁判執行部門、関連機関、組織又は個人に対し、異議申立て又は請求、提議を行い、次の事項を求める。
    - 裁判の執行を停止する。
    - 刑事裁判の執行に関する違法な決定を修正又は破棄する。
    - 法律に違反する行為を中止する<sup>148</sup>。
  - + 刑事裁判の執行活動において犯罪の兆候を発見した場合には、起訴する又は捜査機関に起訴するよう求める<sup>149</sup>。
- 地方自治体による矯正及び医療施設、少年院に収容する等の司法措置の適用に関する決定又は判決の執行について検察する。
  - 国外において懲役刑の判決を受け、ベトナム国内において裁判の執行を受けるため帰国する者の引渡しに関するベトナム裁判所による決定書の発行について検察する。ベトナムにおいて懲役刑の判決を受けた者を国外に引渡す場合には、引渡し決定書の発行及び引渡し活動について検察する<sup>150</sup>。

## 2. 執行可能な決定又は判決

- 執行可能な決定又は判決は、確定決定又は判決である。
  - 再審手続に基づく控訴、異議申立てが行われない第一審の決定又は判決若しくはその一部は、控訴、異議申立て期間満了日に確定する。
  - 控訴審裁判所の決定又は判決、監督審裁判所又は再審裁判所の決定。

<sup>147</sup> 刑事裁判執行法第 142 条

<sup>148</sup> 刑事裁判執行法第 141 条第 6 項

<sup>149</sup> 刑事裁判執行法第 141 条第 8 項

<sup>150</sup> 刑事裁判執行法第 2 条第 3 項と第 4 項

- 刑事訴訟法第 255 条第 2 項に規定する場合のいずれかに関する第一審裁判所の決定又は判決は、控訴、異議申立てが行われる可能性の有無にかかわらず、直ちに執行するものとする。

**備考：**

- \* 控訴、異議申立てが行われる可能性の有無にかかわらず、直ちに執行される第一審裁判所の決定又は判決には、次の事例がある。
  - 被告が拘置所に収容されているときに、第一審裁判所が刑法第 39 条、第 167 条、第 180 条の規定に基づいて裁判の準備期間中に事件の中止を決定した場合。
  - 被告が拘置所に収容されているときに、第一審裁判官評議会が事件の裁判の中止を決定し、又は被告に無罪判決を言い渡し、刑事責任又は刑の免除の判決をした場合。
  - 被告が拘置所に収容されているときに、第一審裁判官評議会が執行猶予付判決を言い渡し、又は懲役期間が勾留期間に等しい又は勾留期間より短いと決定し、又は懲役刑でない刑を言い渡した場合<sup>151</sup>。
- 控訴、異議申立て期間の開始時点、満了時点は、それぞれ特定日の翌日、法律の規定する控訴、異議申立て期間満了時までとする。具体的には、次の通りである。
  - + 検察院、被告人、当事者が公判に出頭した場合には、特定日は判決を言い渡した日とする。算出方法は次の通りである。

例：裁判所が 2010 年 11 月 1 日に判決を言い渡した場合には、特定日は 2010 年 11 月 1 日とする。控訴、異議申立て期間の開始時点は 2010 年 11 月 2 日、控訴、異議申立て期間の満了時点は 2010 年 11 月 16 日 24 時とする。
  - + 被告、当事者が公判に出頭しなかった場合には、特定日は当該被告人、当事者に決定又は判決を言い渡した日、又は被告人、当事者の居住地の市町村人民委員会において決定又は判決が掲示された日とする。

例：裁判所が 2010 年 11 月 10 日に被告人、当事者に決定又は判決を言い渡し、又は被告人、当事者の居住地の市町村人民委員会において決定又は判決が掲示された場合には、特定日は 2010

---

<sup>151</sup> 刑事訴訟法第 255 条

年 11 月 10 日とし、控訴、異議申立て期間の開始時点は 2010 年 11 月 11 日、控訴、異議申立て期間の満了時点は 2010 年 11 月 25 日 24 時とする<sup>152</sup>。

- 第一審裁判所長は、期間満了後に控訴が行われたものの、裁判所が当該控訴の却下を決定し、かつ検察院が異議申立てを行わない場合には、当該控訴の却下決定書を受け取った日から 7 日以内に裁判執行決定書を発行しなければならない。

- 第一審裁判所長は、第一審の決定又は判決の確定日、控訴審の決定若しくは判決を受け取った日、又は監督審の決定を受け取った日から 7 日間以内に、裁判執行決定書を発行する、又は同級のその他裁判所に裁判執行の決定を委任する。

+ この 7 日間には営業日、休日いずれをも含む。当該期間の最終日が休日又は祝日である場合には、その次の営業日を当該期間の最終日とする<sup>153</sup>。

例：第一審裁判所が 2010 年 12 月 10 日に、確定第一審の決定又は判決、控訴審の決定又は判決、監督審の決定、再審の決定を受け取った場合には、7 日の期間は 2010 年 12 月 10 日から 2010 年 12 月 16 日までとする。この 2010 年 12 月 16 日が休日又は祝日である場合には、その次の営業日を最終日とする。

- 被告人が保釈される場合には、決定書には、決定を受け取った日から 7 日間以内に有罪判決を受けた者が自己の居住地を管轄する公安機関の刑事裁判執行部門に出頭するべき旨を明記しなければならない。

- 裁判執行決定書を発行した裁判所は、裁判執行決定書が発行された日から 3 営業日以内に、当該決定を次の者に送達しなければならない。

- 裁判執行義務者。
- 同級の検察院、省級公安機関の刑事裁判執行部門、軍区級刑事裁判執行機関。
- 有罪判決を受けた者を収容している拘置所。
- 有罪判決を受けた者の在宅勾留地、又は保釈地を管轄する県級公安機関の刑事執行部門。
- 裁判執行決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する司法局<sup>154</sup>。

<sup>152</sup> 議決第 05/2005/NQ-HDTP 号第 I 部第 4 項第 4.1 号

<sup>153</sup> 刑事訴訟法第 255 条、第 256 条；議決第 02/2007/NQ-HDTP 号第 2 条第 2.1 項第 a 号；議決第 05/2005/NQ-HDTP 号第 4 項

- 懲役刑の執行が延期、一時停止される場合には、当該延期、一時停止を決定した裁判所長は、懲役刑の延期、一時停止期間満了 7 日前までに、裁判執行決定書を発行しなければならない<sup>155</sup>。

### 3. 裁判執行の時効<sup>156</sup>

- 裁判執行の時効は、刑の決定に関する刑事裁判執行の時効であり、当該判決の確定日から起算する。損害賠償額、裁判費用等の決定に関する裁判執行の時効は、民事裁判執行法の規定に基づいて確定される。
- 裁判執行の時効内に有罪判決を受けた者が新たな罪を犯した場合には、経過済み期間は計算の対象外とし、新たな罪を犯した日から再度起算する。
- 複数の罪名の刑からなる併合罪の判決の場合には、最も重大な刑に基づいて刑事裁判執行の時効を計算する。
- 判決に有罪判決を受けた者が複数存在する場合には、個別の刑に基づいてそれぞれの刑事裁判執行の時効を計算する。
- 複数の判決からなる判決の場合には、併合罪ではなく、個別の判決の刑に基づいてそれぞれの裁判執行の時効を計算する。
- 有罪判決を受けた者が故意に逃亡し、かつ公安機関（刑事裁判執行部門）が法律の規定に基づいて指名手配決定書を発行した場合には、当該逃亡期間は計算の対象外とし、刑事裁判執行の時効は当該逃亡者が出頭した日、又は逮捕された日から再度起算する。
  - 「故意に逃亡」とは、住所の隠し、隠匿、氏名及び身体の変更を故意に行い、それにより裁判執行部門がその行方の関知、摘発ができないことをいう。
- 有罪判決を受けた者が故意に逃亡したものの公安機関（刑事裁判執行機関）が指名手配決定書を発行しなかった、又は法律の規定に従わずに指名手配決定書を発行した場合には（例：指名手配書には被指名手配者の写真の添付が義務付けられているものの、その写真の入手が不可能なため写真無しの指名手配決定書を発行した等の場合。ただし、特別な理由で指名手配決定書を発行しなかった場合にはこの限りでな

---

<sup>154</sup>刑事裁判執行法第 21 条

<sup>155</sup>刑事訴訟法第 261 条第 2 項、第 262 条第 1 項

<sup>156</sup>刑法第 55 条、第 56 条；議決第 01/2007/NQ-HDTP 号

い) においては、逃亡期間は刑事裁判執行の時効を確定するため算出対象とする。

- 懲役刑の判決を受けた者が懲役刑の執行を延期された場合で、延期期間が満了した後でも当該延期決定書を発行した裁判所長が懲役刑の執行を決定しなかった<sup>157</sup>、又は裁判所長が懲役刑の執行を決定したものの裁判執行機関が有罪判決を受けた者について執行せず、かつ有罪判決を受けた者が逃亡しなかったときは、有罪判決を受けた者は裁判執行の時効を付与される。
- 刑事裁判執行の時効は、懲役刑の執行の延期期間が満了した日から起算される。
- 懲役刑の判決を受けた者が懲役刑の執行を一時停止された場合には、その停止期間が満了した後でも一時停止決定書を発行した裁判所長が懲役刑の残りの執行を決定しなかった<sup>158</sup>、又は裁判所長が懲役刑の執行を決定したものの裁判執行機関が有罪判決を受けた者について執行せず、かつ有罪判決を受けた者が逃亡しなかった場合には、裁判執行の時効を付与される。
- 刑事裁判執行の時効は、懲役刑の一時停止期間が満了した日から起算され、有罪判決を受けた者が執行されていない懲役刑の残りに基づくものとする。

---

<sup>157</sup> 刑事訴訟法第 261 条第 2 項

<sup>158</sup> 刑事訴訟法第 262 条第 1 項第 b 号

## II. 刑事裁判の執行の検察活動における検察官の職務及び権限

### 1. 裁判所の裁判の執行決定書発行の検察

- 検察官は、裁判の執行を有効に検察するため、次の職務を負う。
  - + 統計機関、公訴権の行使と刑事裁判の検察機関等の関連業務機関と密接に協力し、決定又は判決の執行期間を把握する。
  - + 裁判日、決定又は判決の確定日、判決の基本的内容等裁判所の公判結果を記録するため、記録手帳を確保する。
  - + 確定判決と確定していない判決を区分し、正確かつ適時に管理する。
- 第一審裁判所長による裁判執行決定書発行、裁判執行の委任の検察
  - + 裁判執行決定書の発行期間、裁判執行の委任期間等<sup>159</sup>について検察する。検察官は、裁判執行の決定又は執行委任が決定された後、受理帳に記入して管理する。
  - + 裁判執行決定書の書式及び内容を次の通り検査する。
    - 裁判執行決定書が刑事訴訟法第 256 条第 2 項、刑事裁判執行法第 21 条の規定に基づいて、正確かつ十分に記載されているか。
    - 決定書の署名者は管轄権を有するか。
- 検察官は、刑事裁判の執行決定書の内容について、宣告された決定又は判決の内容と同一かどうかを検査し、不備等を発見しなければならない。

#### 備考：

- \* 実務上は、裁判執行決定書に判決被執行者の名字及びミドルネームの記載不備、懲役刑の記載不備等があった状況がある。したがって、検察官は、刑事裁判の執行決定の内容が決定又は判決の内容と食い違うことを発見した場合には、裁判所に対して修正、追加又は破棄を求めよう検察院の指導部に適時報告しなければならない。
- 裁判執行地を管轄する同級検察院、裁判執行の責任機関（刑事裁判執行部門）、有罪判決を受けた者に対する裁判執行決定書、決定又は判決の内容（一部）の送達状況について検察する。

<sup>159</sup> 刑事訴訟法第 256 条第 1 項、刑事裁判執行法第 141 条第 6 項

- 検察官は、裁判所が裁判執行の委任決定書<sup>160</sup>を発行した場合には、次の職務を負う。
  - 裁判執行の委任決定書を発行する権限について検察する。
  - 裁判執行の委任決定書を発行する期間について検察する。
  - 裁判執行の委任、受任決定の発行手順及び手続について検察する。
  - 委任決定の内容、委任の理由、委任決定の発送及び受領期間について検察する。
  - 委任の通知、裁判執行受任機関の委任決定書の受領について検察する<sup>161</sup>。
  - 通知書の草案を作成し、検察院に提出して承認を受けた後に、受任側の検察院が把握する上で裁判執行の検察を執行するよう、送達する。

#### 備考：

- \* 執行対象の決定又は判決、裁判所からの裁判執行の委任決定、検察院から受任側の検察院への裁判執行の委任通知書
- \* 検察官は、受任側の検察院から回答通知書を受け取るまで、裁判執行の検察を継続しなければならない。

## 2. 死刑の執行の検察

死刑は、刑法における最も重い刑である。したがって、執行前における死刑の検査手続は極めて慎重に行われなければならない<sup>162</sup>。

### 2.1. 死刑執行の時効の検察

- 死刑執行の時効の適用は、15年超過後においては、最高人民裁判所長官が最高人民検察院長官の提議に基づいて決定する。時効を適用しないと決定した場合には、死刑が無期懲役に変更される<sup>163</sup>。
- 時効を付与されている期間に、有罪判決を受けた者が故意に逃亡し、かつ指名手配が決定された場合には、逃亡期間は計算の対象外とし、時効は逃亡者が出頭した日、又は逮捕された日から再度起算する。

<sup>160</sup> 刑事訴訟法第256条第1項、議決第02/2007/HDTP号第c.1号、c.2号、d.1号、d.2号、d号、e号

<sup>161</sup> 裁判執行検察規則第6条、第25条

<sup>162</sup> 刑事訴訟法第258条、第259条

<sup>163</sup> 刑法第55条第4項

## 2.2. 執行前の裁判所の死刑判決の検査手続の検査

- 確定死刑判決は、次の4つの条件をいずれも満たした場合に限り執行を開始する。
  - + 最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官が監督審又は再審手続に基づく異議申立てを行わない。
  - + 最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官による異議申立てが却下され、かつ死刑判決が維持された。
  - + 有罪判決を受けた者が国家主席に死刑の減刑請求書を提出していない。
  - + 有罪判決を受けた者が国家主席に死刑の減刑請求書を提出したものの、当該減刑請求書が国家主席に却下された<sup>164</sup>。
- 検察官は、死刑判決の処理の結果について究明、分類しなければならない。
  - + 異議申立てが行われた判決か、それとも異議申立てが行われなかった判決か。
  - + 監督審手続に基づく公判結果か、それとも再審手続に基づく公判結果か。
  - + 減刑が請求されたものか、それとも減刑が請求されなかったものか。
  - + 減刑請求に対する国家主席の処理の結果はどうなっているか。
- 検察官は、公訴権の行使と刑事裁判の検察機関と協力し、次の事項について究明する。
  - + 最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長に対する事件書類及び確定判決の送達。
  - + 監督審又は再審手続に基づく解決の結果。
  - + 国家主席による処理の結果。
- 検察官は、判決を受け取った日から2月以内に、監督審又は再審手続に基づく死刑判決に対し異議申立てを行うかどうかについて、最高人民検察院の指導者に報告、提議する。報告書には、その理由を明記しなければならない。
- 検察官は、法定期間に、第一審裁判所が控訴審手続に基づく控訴、有罪判決を受けた者による死刑判決減刑請求書、又は権限を有する者に

<sup>164</sup> 刑事訴訟法第258条

よる異議申立てを受理しない場合には、裁判官、（有罪判決を受けた者を収容する）拘置所幹部と協力し、死刑判決を受けた者が控訴又は減刑請求を行うかどうかについて確認しなければならない。

- + 確認作業は、調書を作成しなければならない。調書には、死刑判決を受けた者が控訴を行うかどうか、又は減刑の請求を行うかどうか、その他の請求を行うかどうかについて明記し、確認作業に参加した者、証人及び有罪判決を受けた者が署名しなければならない。有罪判決を受けた者が署名（又は指紋押捺）を拒絶した場合には、その理由を明記しなければならない。
  - + 確認の結果、死刑判決を受けた者が控訴期間に控訴を行ったものの、その控訴書が紛失したことが分かった場合には、確認調書に控訴の内容をまとめ、控訴書を再度作成させなければならない。確認調書及び事件書類は控訴審裁判所において一般手続に基づく公判を行うため、控訴審裁判所に直ちに送達しなければならない。
  - + 確認の結果、死刑判決を受けた者が控訴期間に控訴を行わなかったことが分かったものの確認の時点において控訴書の作成を希望する場合には、期間満了後に控訴申立てを行う理由を明らかにするよう求めた上で、控訴書を作成させる。
  - + 確認の結果、死刑判決を受けた者が控訴を行わず、法定期間に死刑の減刑請求をしたものの、その請求書が紛失したことが分かった場合には、確認調書に減刑請求の内容をまとめ、減刑請求書を作成させなければならない。
  - + 確認の結果、死刑判決を受けた者が法定期間に、控訴、死刑の減刑請求のいずれも行わなかったことが分かったものの、確認の時点において減刑請求を希望する場合には、減刑の請求理由を明らかにするよう求めた上で、減刑請求書を作成させなければならない<sup>165</sup>。
- 検察官は、裁判執行に関する各条件を満たしているものの裁判所が裁判執行の決定をしない場合には、第一審裁判所長に裁判執行の決定を行うよう求めるため、検察院の指導に報告する。検察官は、裁判執行に関する上記各条件を満たしていないものの、第一審裁判所長が裁判

<sup>165</sup> 議決第 02/2007/HDTP 号第 2 項

執行の決定を行った場合には、異議申立てを行うように、検察院指導部に即時報告する。

### 2.3. 死刑裁判執行の手順及び手続の検察

- 第一審裁判所長による「死刑判決を受けた者が女性である場合における死刑判決の非執行条件の検査」について検察する。
  - +第一審裁判所長は、死刑裁判執行を決定する前には、有罪判決を受けた者が女性である場合には、当該者について死刑判決を執行しない各条件について検査しなければならない<sup>166</sup>。
- 死刑判決に関する条件を満たした場合には、第一審裁判所長による裁判執行決定書発行について検察する。
- 裁判所による死刑裁判執行評議会の設立の決定について検察する。
  - +裁判執行を決定した裁判所長は、裁判執行を決定した日から7日間以内に、省級公安機関（刑事裁判執行部門）、裁判所、検察院の各代表からなる死刑裁判執行評議会の設立を決定しなければならない<sup>167</sup>。
- 裁判執行評議会の法律遵守性について検察する。
  - +死刑裁判執行評議会は、裁判執行の前には、死刑判決を受けた者の経歴、指紋登録書等を検査しなければならない<sup>168</sup>。
  - +死刑裁判執行評議会は、死刑判決を受けた者が女性である場合には、裁判執行の前には、身分証明の他に、刑法第35条に規定する死刑判決の非執行条件に関する各書類も検査しなければならない<sup>169</sup>。
  - +裁判執行評議会は、死刑判決を受けた者が刑法第35条に規定する死刑判決の非執行条件を満たすことが分かった場合には、裁判執行を延期し、裁判執行を決定した裁判所長に報告する。当該裁判所は死刑から無期懲役に変更を検討するよう最高人民裁判所に報告する。
  - + 死刑裁判執行評議会の長は、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家主席による決定を開示する。

<sup>166</sup> 刑法第35条、刑事訴訟法第259条、刑事裁判執行法第59条第2項

<sup>167</sup> 刑事訴訟法第259条第1項、刑事裁判執行法第55条

<sup>168</sup> 刑事裁判執行法第59条第2項

<sup>169</sup> 刑事裁判執行法第59条第4項

- + 司法警察は、上記各決定を、自己による朗読のため有罪判決を受けた者に引き渡す責任を負う。死刑裁判執行評議会は、有罪判決を受けた者が文字を読めない、又は読もうとしない場合には、これらの決定を朗読する者又は通訳者を指名決定する。
- + 上記各決定を開示、又は朗読する過程は、写真撮影、ビデオ撮影、録音し、資料として保管しなければならない<sup>170</sup>。
- + 死刑は、銃殺（2003年版の刑事訴訟法第259条第3項に基づき、2011年6月30日まで適用）、薬殺（2010年版の刑事裁判執行法第59条第1項に基づき、2011年7月1日以降適用）により執行する。
- + 死刑裁判の執行は、受刑者に各決定を朗読させた旨、受刑者の言葉、親族にあてた手紙、遺物を明確に調書に記載しなければならない<sup>171</sup>。
- + 裁判執行評議会は、特別な事実がある場合（下記第2.4項参照）には、死刑の執行を延期し、裁判執行を決定した裁判所長に報告する。その後、裁判所長はその内容をさらに最高人民裁判長官に報告する。
- + 法医学医は、死刑判決が執行された後、死刑被執行者の死亡診断書を提出しなければならない。
- 刑事訴訟法第259条第4項の規定に基づき、死刑裁判の執行調書を直接に検察する。

### 備考：

\* 検察官は、死刑裁判執行評議会の構成員としての職務と権限を行使し、裁判執行評議会の法律遵守性について検察する。したがって、検察官は、裁判執行の過程において、裁判執行の各手続について違反行為又は不備を発見した場合には、裁判執行評議会に対して直ちに修正を求め、又は主体的に裁判執行評議会とともに当該手続を行う。

- 埋葬のため死刑被執行者の遺体の受取りを希望する死刑被執行者の親族及びその代表者による請求の対応について検察する。

+ 第一審裁判所長は、死刑被執行者の親族及びその代表者から死刑被執行者の遺体を埋葬のため受取りの請求書があった場合には、

<sup>170</sup> 刑事訴訟法第259条第1項、刑事裁判執行法第59条第2項

<sup>171</sup> 刑事訴訟法第259条第4項

その請求を検討及び決定し、請求者にその結果を書面で通知する。

- + 省級公安機関刑事裁判執行部門は、死刑の執行の直後に、上記請求者に直ちにその旨を通知しなければならない（遺体の引渡し、受取りは通知後 24 時間内に行う）<sup>172</sup>。
- 死刑裁判執行評議会による死刑執行延期決定について検察する<sup>173</sup>。
  - + 死刑執行延期条件：
    - 有罪判決を受けた者が刑法第 35 条に相当する場合。
    - 不可抗力である場合。
    - 死刑被執行者が執行の直前に、犯罪について新たな事実を供述した場合。
  - + 裁判執行評議会は、死刑裁判執行延期に関する調書を作成し、死刑裁判執行の書類として保管しなければならない、裁判執行を決定した裁判所長、省級検察院、省級刑事裁判執行機関に報告する。
  - + 司法警察は、死刑裁判執行が延期された者を勾留の継続のため拘留所まで押送して引渡す。死刑裁判執行が延期された者の引渡し、収容は調書を作成しなければならない。
  - + 死刑裁判の執行を延期する場合の条件が「不可抗力である、又は死刑被執行者が執行の直前に、犯罪について新たな事実を供述した場合」の場合には、当該事由がなくなった後に、死刑判決執行決定書を発行した裁判所長は、裁判執行評議会に死刑判決の執行の継続を求める。

#### 2.4. 死刑裁判の執行過程において検察官が特別な事実を発見した場合に行うべき事項

- 検察官は、次の特別な事実のいずれかが存在する場合には、裁判執行評議会に裁判執行を直ちに延期するよう求め、検察院の指導部に報告しなければならない。
  - 有罪判決を受けた者が無罪を主張し、かつ再検討する理由があると認めた場合。

<sup>172</sup> 刑事裁判執行法第 60 条第 1 項

<sup>173</sup> 刑事裁判執行法第 58 条

- 有罪判決を受けた者が別の重大な罪を告白し、かつ当該者を当該罪の捜査に協力させるため一定期間が必要と認めた場合。
  - 有罪判決を受けた者が別の罪を告白し、かつ当該者に当該罪の捜査に必要な情報を提供させるため一定期間が必要と認めた場合。
  - 死刑の刑の適用条件、死刑裁判の執行条件に関する違反が発見された場合。
- 検察官は、有罪判決を受けた者が無罪を主張する場合には、当該者から状況を直接に聴取し、又は当該者にその主張の理由を示すよう求める。
  - 検察官は、有罪判決を受けた者が別の重大な罪をしたとする告発を受けた場合には、その告発を直接に検討しなければならない。告発に理由があると認めた場合には、当該者の告発を明確に行うため、裁判執行評議会に裁判執行延期を求める。
  - 検察官は、有罪判決を受けた者が別の重大な罪を告白した場合には、まずその告白の真実性を判断し、当該者に自己の違法行為を具体的かつ詳細に供述するよう求める。
  - 検察官は、死刑判決非執行の条件が存在すると発見した場合（例：妊娠中の場合、36 月未満の乳幼児がいる等の場合）には、裁判執行評議会に死刑の執行延期を求め、その条件の成否について調査、検証を開始する。
  - 検察官は、死刑裁判の執行が延期された場合には、裁判執行評議会に調書を作成するよう求め、検察院の指導部に対し、対応を講じるため、裁判執行の結果を報告する。

#### 備考：

- \* 特別な事実とは、死刑判決を受けた者又は他者により申告され、又は判決執行評議会が他の情報源から入手する事実であり、その理由があり、かつ事件の基本的内容を変更させる可能性があり、又は新たな事件若しくは新たな犯罪者としての起訴に用いることができ、かつその死刑判決を受けた者の死刑を執行した場合、事件の解決、事件捜査の進展等が非常に困難になると認めたものをいう<sup>174</sup>。

<sup>174</sup> 議決第 02/2007/HOTP 号第 II 部第 2.2 項；刑事訴訟法第 259 条第 5 項、裁判執行の検察規則第 7 条第 2 項

### 3. 懲役刑の執行の検察

#### 3.1. 懲役刑の執行前における法律遵守性の検察

- 検察官は、裁判執行を適時かつ厳格に行うため、裁判所が裁判執行決定書を発行した日、裁判執行責任公安機関（省級及び県級公安機関の刑事裁判執行部門）が裁判執行の決定を受け取った日について把握しなければならない。
- 有罪判決を受けた者が勾留され、かつその親族から面会請求が行われた場合には、裁判執行の前に親族との面会許可について検察する。
- 拘置所監督委員会が有罪判決を受けた者の家族に死刑の執行を通知することについて検察する。
- 有罪判決を受けた者が保釈中で、裁判執行に従わない場合には、当該者の裁判執行地への押送について検察する。
  - 有罪判決を受けた者が保釈されている場合には、裁判執行の決定を受け取った日から 7 日間以内に、有罪判決を受けた者は、自己の居住地を管轄する公安機関（県級公安機関の刑事裁判執行部門）に出頭しなければならない。当該期間が超過した後も出頭しない場合には、裁判執行のため押送される。
- 有罪判決を受けた者が裁判執行から逃亡している場合には、公安機関（省級公安機関の刑事裁判執行部門）<sup>175</sup>による指名手配決定書の発行について検察する。

#### 備考：

- \* 実務上、裁判執行の決定を受け取った後に、刑事裁判執行の責任を有する公安機関が、判決被執行者を召喚し裁判執行を請求するのが遅くなり、押送遅延の報告書、押送結果の報告書を検察院及び裁判所に送達しない状況が多い。
- 検察官は、裁判所及び刑事裁判執行の責任を有する公安機関（県級公安機関の刑事裁判執行部門）による裁判執行の状況を監査するため、裁判執行の検察書類を作成しなければならない。公安機関が押送に遅延し、又は押送ができない場合には、その旨について筆跡、検察票等により反映し、押送遅延又は押送未執行についての理由を明確にして裁判執行の検察書類に保管する。

<sup>175</sup> 刑事裁判執行法第 21 条第 1 項、第 22 条、第 24 条。刑事訴訟法第 256 条、第 260 条

- 検察官は、有罪判決を受けた者が裁判の執行延期、一時停止を主張して理由を提示した場合には、その理由を検査しなければならない。検察官は、裁判執行延期、一時停止に理由があると認めた場合には、検察院の指導部に報告し、裁判所に対して裁判執行延期、一時停止を求めるよう提議する。

### 3.2. 懲役刑の執行延期の検察

- 懲役刑の執行を延期する条件について検察する。懲役刑の判決を受けた者が次の2つの条件いずれをも満たした場合に限り、懲役刑の執行延期を検討する対象となる。
  - + 条件1
    - 安定した勤務場所、具体的かつ明確な住所を持つ。
    - 判決宣言後に、重大な違反行為がない。
    - 逃亡すると認めるに足る理由がない。
  - + 条件2
    - 有罪判決を受けた者が重大な疾病に罹患した場合には、健康が改善するまで延期される。
      - 重大な疾病とは、懲役刑の執行に従うことができない、かつ執行された者の命が危険にさらされる病気のことをいう。病状の判断は、省級以上の病院の診断による<sup>176</sup>。
    - 検査の結果、有罪判決を受けた者が HIV 感染し、かつ日和見感染の恐れがあることが分かった<sup>177</sup>。
    - 初回の刑を受ける女性であって妊娠中、又は36月未満の乳幼児がいる場合には、幼児が満36月に達するまで、裁判執行が延期される<sup>178</sup>。
      - 有罪判決を受けた者は、妊娠中である旨を証明する県級以上病院の診断、自己の幼児の出生証明書及び、36月未満の乳幼児がいる旨を証明する地方自治体による証明書を延期請求書に添付して提出する<sup>179</sup>。
    - 有罪判決を受けた者が家族の唯一の労働者であり、かつ懲役刑の裁判執行が行われると家族の生計がとりわけ困難となる。

<sup>176</sup> 議決第 01/HDTP 号第 7 項第 7.1 号

<sup>177</sup> 議決第 02/2007/HDTP 号第 III 部第 1 項第 e 号； 議決第 01/2007/HDTP 号第 7 項第 7.1 号

<sup>178</sup> 議決第 01/2007/HDTP 号第 7 項第 7.1 号 b 点

<sup>179</sup> 議決第 02/2007/HDTP 号第 III 部第 1.3 項第 g 号

- ▶ 自己の居住地の地方自治体による証明を必要とする。
- ▶ 懲役刑の執行が最高 1 年間延期される（国家安全侵害罪、その他重大な罪、又はとりわけ重大な罪で判決を受けた場合を除く）<sup>180</sup>。
- 重大でない罪で、公務の行使のためである場合には、最高1年間延期される<sup>181</sup>。
  - ▶ 職務の行使途上であり、又は近い将来に行使する予定であるものの当該者がいない場合、その職務を行使できる代替者が皆無となる。
  - ▶ 勤務先機関及び組織、又は自己が居住する地方自治体による書面の証明が必要である<sup>182</sup>。

#### 備考：

- \* 有罪判決を受けた者が唯一の労働者、又は公務の行使のためである場合には、数回に渡って延期されることがあるものの、延期期間の合計は1年間を超えないものとする<sup>183</sup>。
- \* 上記各場合の他に、裁判所は、刑法第 61 条第 1 項の規定に基づいて懲役刑の判決を受けた者に対し、特殊な場合には裁判の執行を延期することができる<sup>184</sup>。
  - 同級検察院は、裁判執行決定書を発行した裁判所長に対し、懲役刑の執行を延期するよう提議することができる。したがって、検察官は、有罪判決を受けた者が保釈中で、かつ裁判執行延期条件が存在すると認めた場合には、懲役刑の執行を延期するよう、裁判所に書類を送達する。
  - 裁判執行決定書を発行した裁判所長は、有罪判決を受けた者の親族（親、配偶者、兄弟姉妹等）、又は勤務先機関、自己住所の地方自治体から提議があった場合には、職権で裁判執行延期<sup>185</sup>を決定することができる<sup>186</sup>。

<sup>180</sup> 議決第 02/2007/HDTP 号第 III 部第 1 項第 h 号；議決第 01/2007/HDTP 号第 7 項第 7.1 号

<sup>181</sup> 刑法第61条；刑事訴訟法第261条；裁判執行の検察規則第9条；議決第02/2007/HDTP 号

<sup>182</sup> 議決第02/2007/HDTP号第III 部第1項i号；議決第01/2007/HDTP号第7項第7.1号d点

<sup>183</sup> 議決第 01/2007NQ-HDTP 号第 7.3 号 c 点

<sup>184</sup> 議決第 01/2007/HDTP 号第 7 項第 7.2 号

<sup>185</sup> 刑事裁判執行法第 23 条第 1 項

<sup>186</sup> 議決第 02/HDTP 号第 III 部第 1 項第 1.2 号、第 1.3 号

- 懲役刑の執行延期を提議する書類には、有罪判決を受けた者が上記のような延期の条件を満たした旨について証明すべき必要な書類を十分に含む。
- 検察官は、裁判所による懲役刑の執行延期決定に法律違反が発覚した場合には、裁判所に対し、検証のため関連書類を提供するよう求める。関連書類を検証するときには、必要に応じ、裁判執行延期条件を確証において裁判所からの説明又は協力を請求することができる。検察官は、違反を明確に確認できた場合には、裁判所が当該延期決定を修正又は撤回するよう、検察院の指導部に報告しなければならない<sup>187</sup>。
- 懲役刑執行延期期間満了後の裁判執行について検察する。
  - + 懲役刑の執行延期を決定した裁判所長は、懲役刑の執行延期期間の満了 7 日前までに、裁判執行決定書を発行し、当該決定及び確定決定又は有罪判決を受けた者、同級公安機関に直ちに送達しなければならない<sup>188</sup>。
  - + 懲役刑の執行延期を決定した裁判所長は、懲役刑の執行延期期間の満了 7 日前までに、裁判執行の決定を行うとともに、懲役刑の執行期間が満了する前に、当該決定及び確定決定又は有罪判決を受けた者、同級公安機関に送達しなければならない。又は、書面で通知し、当該通知書を関連機関及び有罪判決を受けた者に直ちに送達する<sup>189</sup>。
  - + 検察官は、36 月未満の乳幼児がいる、又は重大な疾患に罹患した等の場合で、懲役刑の執行延期の条件が整ったときは、裁判執行延期期間の満了 7 日前に、執行延期を継続の条件について確証するよう、裁判所に請求する。
  - + 懲役刑の執行延期期間が満了した日から 7 日間を超過しても、有罪判決を受けた者が懲役刑の執行のため、正当な理由なく公安機関に出頭しない場合には、執行責任を有する機関（刑事裁判執行部門）は、有罪判決を受けた者を懲役刑の執行のため押送しなければならない。
- 検察官は、懲役刑執行延期期間を正確に確定するため、有罪判決を受けた者ごとの管理帳を持って、随時検査し、関連機関との認証を行う。

<sup>187</sup> 刑事裁判執行法第 141 条第 6 項、第 143 条；議決第 01/2007/HOTP 号第 III 部第 1 項第 1.6 号

<sup>188</sup> 刑事訴訟法第 261 条第 2 項；刑事裁判執行法第 24 条第 6 項

<sup>189</sup> 刑事訴訟法第 261 条第 2 項；刑事裁判執行法第 23 条第 3 項

- 検察官は、複数の書式又は方法（業務上の関係、業界間の交流会等）により、有罪判決を受けた者ごとの延期期間を記憶し、督促する。

### 3.3. 懲役刑の執行の一時停止の検察

- 懲役刑の執行の一時停止の検討の条件について検察する<sup>190</sup>。
  - + 懲役刑の執行の一時停止を受けるための条件は、本編第 3 項第 3.2 号に規定する懲役刑の執行延期の条件<sup>191</sup> と同様とする。

#### 備考：

- \* 懲役刑の執行一時停止は、懲役刑の執行延期と比較して次の特徴がある。
  - 重大な疾病に罹患した受刑者に対する懲役刑の一時停止は、「重大な疾病に罹患した受刑者に対する懲役刑の一時停止に関する一部規定の施行案内」に関する 2006 年 5 月 18 日付公安省、最高人民裁判所、最高人民検察院、国防省、保健省の共同通達第 2 号の規定によるものとする。
  - 妊娠中の女性である場合には、県級以上の病院の検査結果のみで足りる。
- \* 懲役刑の被執行者の裁判執行を行う地方の省級裁判所長は、重大な疾病に罹患した受刑者に対する懲役刑の一時停止を職権で決定することができる<sup>192</sup>。
  - 懲役刑の執行の一時停止決定書を発行する権限及び手続について検察する。
    - + 裁判所は、省級人民検察院、刑務所の監督委員会等の提議のみに基づいて懲役刑の執行の一時停止を決定する。
    - + 検察官は、懲役刑の執行の一時停止に関する条件が整ったと認めた場合には、裁判所が執行の一時停止を決定するよう、検察院の指導部に報告する。
    - + 懲役刑の執行の一時停止を提議する書類は、懲役刑の執行延期の場合と同様に作成し、管轄裁判所に送達する。

<sup>190</sup> 刑事訴訟法第 262 条；裁判執行規則第 10 条；2007 年 10 月 2 日付最高人民裁判所裁判官評議会決議第 01 号第 8 項；最高人民裁判所裁判官評議会決議第 02/2007 号第 III 部第 2 項；共同通達第 02/2006/TTLT-BCA-BQP-BYT-TANDTC-VKSNDTC 号

<sup>191</sup> 刑法第 61 条第 1 項

<sup>192</sup> 刑法第 262 条

- +懲役刑の被執行者の裁判執行を行う地方の省級裁判所長は、懲役刑の執行の一時停止の提議書類を受け取った日から 7 日以内に、その提議を検討及び決定しなければならない。
  - + 監督審又は再審手続に基づく公判を行うことを目的とした懲役刑の執行の一時停止は、異議申立てを行った者、監督審裁判所又は再審裁判所により決定される<sup>193</sup>。
- 懲役刑の執行の一時停止決定の送達について検察する。
- + 裁判所は、次の者に懲役刑の執行の一時停止の決定を送達しなければならない。
    - 一時停止を受けた者。
    - 一時停止の提議をした機関、刑務所、拘置所、一時停止を受けた者の裁判執行を行う地方の県級公安機関の刑事裁判執行部門。
    - 一時停止を受けた者の居住地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門、村級人民委員会、一時停止を受けた者の管理を受任した軍隊機関。
    - 同級検察院。
    - 裁判執行決定書を発行した裁判所。
    - 一時停止決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する司法局。
  - + 検察院長が懲役刑の執行の一時停止を決定した場合には、検察院は、当該検察院の所在地を管轄する司法局及び関連組織及び個人に対し、当該決定を送達しなければならない<sup>194</sup>。

---

<sup>193</sup> 刑事裁判執行法第 31 条

<sup>194</sup> 刑事裁判執行法第 32 条

- 懲役刑執行の一時停止決定の施行について検察する。
  - + 一時停止が行われた者を直接に管理する県級公安機関の刑事裁判執行部門、刑務所、拘置所は、一時停止が行われた者の管理を委任された村級人民委員会に対し、一時停止が行われた者を引渡す。一時停止が行われた者の親族は一時停止が行われた者を引き受ける責任を負う。
  - + 一時停止が行われた者の管理を委任された村級人民委員会は、当該者を保護観察し、居住地又は勤務地からの外出を検討及び決定する責任を負う。
- 懲役刑執行の一時停止が行われた者の継続執行について検察する。
  - + 懲役刑執行の一時停止期間が満了する 7 日前までに、懲役刑執行の一時停止を決定した裁判所長は、残りの刑の執行を決定しなければならない<sup>195</sup>。
  - + 懲役刑執行の一時停止期間が満了する 7 日前までに、一時停止が行われた者の居住地の県級公安機関の刑事裁判執行部門は、当該者に通知し、裁判の執行地に既定期間に出頭するよう請求する。懲役刑執行の一時停止期間が満了した日から 7 日超過しても一時停止が行われた者が正当な理由なく刑務所、拘置所、又は県級公安機関の刑事裁判執行部門に執行の継続のため出頭しない場合には、県級公安機関の刑事裁判執行部門の長は裁判の執行のため押送の決定を行う<sup>196</sup>。
  - + 一時停止が行われた者がその一時停止期間中に重大な違反行為をした、又は逃亡と認めることができる理由がある場合には、当該者の居住地の村級人民委員会は、県級公安機関の刑事裁判執行部門を通じて一時停止決定書を発行した裁判所長に通知するため、県級公安機関の刑事裁判執行部門に通知する。一時停止決定書を発行した裁判所長は、当該通知を受け取った日から 3 営業日以内に、その一時停止の解除を検討及び決定し、裁判執行に向けた押送のため、その決定書を県級公安機関の刑事裁判執行部門に送達する。

<sup>195</sup> 刑事訴訟法第 262 条第 1 項第 b 号

<sup>196</sup> 刑事裁判執行法第 32 条第 4 項

- + 一時停止が行われた者が逃亡した場合には、省級公安機関の刑事裁判執行部門は、逃亡者の指名手配を決定し、追捕を組織する。
- + 一時停止が行われた者が死亡した場合には、当該者の居住地の村級人民委員会、当該者の管理を受任した軍事機関は、県級公安機関の刑事裁判執行部門を通じて一時停止決定書を発行した裁判所及び裁判執行を決定した裁判所に通知するため、県級公安機関の刑事裁判執行部門に通知する。裁判執行決定書を発行した裁判所は、当該通知を受け取った日から3営業日以内に裁判執行の中止を決定し、一時停止決定書を発行した裁判所及び関連機関に決定書を送達する<sup>197</sup>。
- 懲役刑執行の一時停止期間の延長について検察する。
  - + 裁判所は、有罪判決を受けた者が裁判執行の一時停止を引き続き受ける条件が存在する場合には、当該者に対する裁判執行の一時停止決定を引き続き発行する。
  - + 重大な疾病に罹患し、健康状態の予測が困難なため一時停止が行われた者に対しては、当該者の居住地を管轄する省級公安機関の刑事裁判執行部門は、省級医学鑑定を請求する責任を負う。
  - + 鑑定評議会の診断は、一時停止決定書を発行した裁判所長が継続執行を決定するための判断材料とする。一時停止が行われた者の健康状態が改善したときは、県級公安機関の刑事裁判執行部門は、当該者を裁判の執行地に押送する<sup>198</sup>。
  - + 検察院は、有罪判決を受けた者が HIV 感染の最終段階にあって、受刑することができない場合には、一時停止決定書を発行した裁判所に対し、当該者のため引き続き一時停止決定書を発行するよう書面で提議する。
  - + 一時停止期間は、懲役刑の執行期間として計算されない<sup>199</sup>。
  - + 一時停止の提議に関する書類、書類の作成手続及び鑑定手続、懲役刑執行の一時停止決定の審理等は、2006年5月18日付公安省、最高人民検察院、最高人民裁判所、保健省、国防省の共

<sup>197</sup> 刑事裁判執行法第32条

<sup>198</sup> 共同通達第02/2006号第8条第8.3項

<sup>199</sup> 刑法第62条

同通達第 02 号第 3 条ないし第 8 条の規定及び議決第 02/2007/HDTP 号第 7 条、第 8 条の規定に従うものとする。

- 検察院は、異議申立てを開示し、裁判所に対して次の通り請求する。
  - + 裁判所による一時停止の提議を却下の理由が正当でない場合には、一時停止決定書を発行する。
  - + 裁判所による懲役刑執行の一時停止の決定に理由がない場合には、懲役刑執行の一時停止決定を破棄する<sup>200</sup>。
- 検察官は、懲役刑執行の一時停止が行われた者の監督、保護観察について、有罪判決を受けた者の居住地の地方自治体及び裁判所と緊密に協力しなければならない。

#### 3.4. 懲役刑執行の延期、一時停止が行われた者の保護観察の検察

- 受刑者又は受刑者の居住地又は勤務地の地方自治体に裁判執行延期、一時停止決定送達について検察する。検察官は、既定期間が超過した後でも、受刑者又は地方自治体が当該決定を受け取っていない場合には、裁判所に対し、決定の送達を直接に行うよう請求し、受刑者又は地方自治体に対し、延期、一時停止期間におけるその責任と義務を明確に確認しなければならない。
- 検察官は、自己又は裁判所の職員と協力し、懲役刑執行を延期、一時停止が行われた者の法律遵守状況を主体的かつ随時検察し、地方自治体による受刑者の保護観察について検察する。
  - + 懲役刑執行を延期、一時停止が行われた者の居住地又は勤務地を管轄する市町村自治体又は所属機関及び組織は、当該者の保護観察を委任される。
  - + 懲役刑執行を延期、一時停止が行われた者の居住地を管轄する市町村自治体又は所属機関及び組織は、別の地域への訪問を許可するかどうかの決定権を有する<sup>201</sup>。
  - + 受刑者が延期、一時停止期間に重大な違反行為をした、又は当該者が逃亡したと認めることができる理由がある場合には、
    - 延期、一時停止決定書を発行した裁判所長は、その決定書を破棄し、懲役刑執行を維持するため執行決定書を発行する。

<sup>200</sup> 議決第 02/2007/HDTP 号第 III 部；刑事裁判執行法第 141 条第 6 項；

<sup>201</sup> 刑事訴訟法第 263 条第 1 項

- 裁判執行の決定は、執行決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する同級公安機関に送達される。公安機関は、裁判執行決定を受け取った直後に、懲役刑執行のため、受刑者の逮捕及び押送を組織する<sup>202</sup>。

又は、刑事裁判執行法の発効日（2011年7月1日）以降は、次の通り処理する。

- 裁判執行を延期された者
  - 重大な違反行為があった、又は逃亡したと認めることができる理由がある場合には、その執行を延期された者の管理責任を有する村級人民委員会は、県級公安機関の刑事裁判執行部門に通知する。通知を受けた県級公安機関の刑事裁判執行部門は、延期決定書を発行した裁判所長に対し、当該決定を破棄するよう提議する。
  - 裁判所が裁判執行延期決定を破棄する決定書を発行した直後に、司法警察は、裁判の執行のため、受刑者の押送を執行する。
  - 執行を延期された者が逃亡した場合には、省級公安機関の刑事裁判執行部門は、逃亡者の指名手配を決定し、追捕を組織する<sup>203</sup>。
- 裁判執行の一時停止が行われた者
  - 重大な違反行為があった、又は逃亡したと認めることができる理由がある場合には、その執行を一時停止が行われた者の管理責任を有する村級人民委員会は、執行を一時停止が行われた者の居住地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門に通知する。通知を受けた県級公安機関の刑事裁判執行部門は、その旨を一時停止決定書を発行した裁判所長に通知する。
  - 通知を受けた日から3営業日以内に、一時停止決定書を発行した裁判所長は、一時停止の中止を検討及び決定し、裁判執行に向けた押送のため、その決定書を県級公安機関の刑事裁判執行部門に送達する。

<sup>202</sup> 刑事訴訟法第263条第2項

<sup>203</sup> 刑事裁判執行法第24条第4項

➤ 一時停止が行われた者が逃亡した場合には、省級公安機関の刑事裁判執行部門は、逃亡者の指名手配を決定し、追捕を組織する<sup>204</sup>。

+ 執行を延期、一時停止が行われた者が死亡した場合には、死亡通知を受けた後に、裁判執行決定書を発行した裁判所は、裁判執行の中止決定を行わなければならない<sup>205</sup>。

### 3.5. 懲役刑の執行期間の短縮審理の検察

- 懲役刑の執行期間の短縮審理に関する条件と手続について検察する。
  - + 懲役刑の判決を受けた者に改善があった場合には、裁判所から懲役刑の執行期間の短縮を受けることができる<sup>206</sup>。
    - 有期懲役刑の判決は、懲役刑の執行期間の 3 分の 1 を完了した後に、初回の短縮の検討対象となる。
    - 無期懲役の判決は、12 年間の執行期間を完了した後に、初回の短縮の検討対象となる。
    - 受刑者 1 名につき、数回に渡って短縮されることがある。ただし、有期懲役刑の場合には 2 分の 1 を完了、無期懲役の場合には 20 年間の完了が条件となる。
    - 裁判所は、刑の一部期間を短縮された者がより重大、とりわけ重大、又は極めて重大な犯罪をした場合には、有期懲役刑の場合には総合刑の 3 分の 2 を完了する、又は無期懲役の場合には 20 年間の完了した後に限り、初回の短縮を検討する。
    - 裁判所は、受刑者に功労があった、高齢である、重大な疾病に罹患した等、正当な理由で情状酌量を受けることができる場合には、通常と比べてより早期に短縮する、又は短縮期間を延長することができる。
  - + 懲役刑の執行期間の短縮請求書類には、次のものが含まれる。
    - 判決の写し。2 回目以降の短縮では、判決の写しの代わりに裁判執行の決定の写しとする。
    - 権限を有する機関による懲役刑の執行期間の短縮提議書。

<sup>204</sup> 刑事裁判執行法第 32 条第 4 項

<sup>205</sup> 刑事裁判執行法第 24 条第 5 項、第 32 条第 5 項

<sup>206</sup> 刑事訴訟法第 58 条、第 59 条

- 月次、四半期ごと、半年ごと、年次の懲役刑の執行状況の順位結果。受刑者の功労に関する、権限を有する機関からの褒賞決定又は証明書。
  - 受刑者が重大な疾病に罹患している場合には、省級以上の病院からの病状診断書。
  - これまでの懲役刑の執行期間の短縮決定書（ある場合）の写し。
- + 懲役刑の執行期間の短縮審理に関する手続。
- 短縮の提議の権限を有する機関は、刑務所、拘置所、省級公安機関の刑事裁判執行部門とする。
  - 管轄裁判所は、短縮の提議書類を受け取った日から 15 日以内に、短縮検討会を開かなければならない。提議書類に不備があり補足の必要がある場合には、検討会の開会期間は、補足書類を受け取った日から起算する。
  - 裁判所は、同級検察院に対し、検討会に参加すべき検察官を派遣するため、書面で通知しなければならない。
- + 裁判所は、懲役刑の執行期間の短縮決定書を発行した日から 3 営業日以内に、当該決定を受刑者、短縮の提議をした機関、同級検察院、直接の上級検察院、裁判執行決定書を発行した裁判所、短縮決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に送達しなければならない<sup>207</sup>。
- 検察官は、懲役刑執行を短縮される受刑者ごとに管理帳を作成しなければならない。管理帳には、次の情報、資料が含まなければならない。
- + 短縮対象の受刑者の氏名、裁判の執行期間、短縮開始時点、短縮期間。
  - + 短縮の審理手順に関する書類（検察院、地方自治体、機関及び団体による提議書、短縮対象者の身分と短縮要件の確定に関する書類等）。
- 同級検察院又は直接の上級検察院は、裁判所による懲役刑の執行期間の短縮決定に対し、控訴審手続に基づいて異議申立てを行うことがで

<sup>207</sup> 刑事訴訟法第 269 条、刑事裁判執行法第 33 条、議決第 02/2007/ HDP 号第 IV 部第 6 項ないし第 11 項

きる。同級検察院による異議申立て期間は、裁判所が決定書を発行した日から7日、上級検察院による異議申立て期間は同15日とする<sup>208</sup>。

- 懲役刑の受刑者に対する短縮の審理書類は、「暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び教育を検査する」機関により行い、その後「裁判執行の検察」機関に移送し、当該検察機関はその管理、究明及び報告を行う。短縮の対象でない受刑者に対し短縮する、又は短縮期間若しくは時点が不適正、又は短縮の審理手順が不適正である場合には、当該2機関は、相互に調整、協議して違反に対応しなければならない。

### 3.6. 懲役刑執行免除の検察

- 懲役刑執行の免除の条件について検察する。
  - + 受刑者が大きな功労を有する、又は重大な疾患に罹患し社会的危険性がなくなった場合（特赦、大赦を受けた場合を除く）。
- 懲役刑執行の免除の審理手続について検察する。
  - + 懲役刑の受刑者の居住地を管轄する検察院は、省級人民裁判所に対し、懲役刑の執行免除を提議を行う権利を有する。
  - + 提議書類には、確定判決の写し、管轄検察院の提議書、受刑者からの懲役刑の執行免除請求書、受刑者による功労又は大きな功労に関する申告書（権限を有する機関の確定を必要とする）、重大な病気に罹患した場合には、省級以上病院の病状診断書が含まれる。
  - + 管轄裁判所は、提議書類を受け取った日から15日以内に免除検討会を開かなければならない。この場合においては、検討会に参加すべき検察官を派遣するため、同級検察院に書面で通知する。提議書類に不備があって補足しなければならない場合には、検討会の開会期間は、補足書類を受け取った日から起算する。
  - + 裁判所は、懲役刑の執行免除決定書を発行した日から3営業日以内に当該決定を、懲役刑執行免除者、免除の提議をした検察院、直接の上級検察院、同級刑事裁判執行部門、裁判執行決定書を発行した裁判所、受刑者の居住地の村級人民委員会、免除

<sup>208</sup> 刑事裁判執行法第141条第6項、議決第02/2007/HOTP号第IV部第13項

決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に送達しなければならない。

+ 懲役刑執行の免除決定を受け取った直後に、刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門は、受刑者に対する釈放手続を行い、その結果を刑事裁判執行管理機関、又は上級の刑事裁判執行部門に報告する<sup>209</sup>。

- 同級検察院又は直接の上級検察院は、裁判所による懲役刑の執行免除決定に対し、控訴審手続に基づいて異議申立てを行うことができる。同級検察院による異議申立て期間は、裁判所が決定書を発行した日から7日、上級検察院による異議申立て期間は同15日とする<sup>210</sup>。
- 懲役刑執行免除を検察する検察官は、免除対象の状況ごとに十分な書類を作成しなければならない。
- 検察官は、裁判所が懲役刑執行免除の審理手順及び手続に関する刑事訴訟法第269条、刑事裁判執行法第34条第1項の規定に基づいて行わない場合には、その修正を請求する。
- 懲役刑の執行免除の審理手順及び手続に関する資料は、検察書類として保管しなければならない。
- 検察官は、懲役刑執行免除の審理結果を整理し、検察院指導部に報告しなければならない。
- 検察官は、裁判所による懲役刑の執行免除に関する違反を発見した場合には、その違反行為と法律上の理由を明確にし、検察院指導部に報告する。検察院指導部は、裁判所に対し違反行為を改善するよう提議する、又は異議申立てを行う。

#### 4. 追放刑の執行の検察

##### 4.1. 追放刑裁判の執行決定の発行と送達に対する検察

- 管轄裁判所が追放刑執行決定の発行について検察する。追放刑が主刑である、又は過料が主刑、追放刑が付加刑である場合には、第一審裁判所は、その執行決定書を発行しなければならない。追放刑が付加刑である場合には、執行決定書に主刑及び付加刑のいずれも記載しなければならない<sup>211</sup>。

<sup>209</sup> 刑事訴訟法第269条、刑事裁判執行法第34条、議決第01/2007/NQ号第2項第2.2号

<sup>210</sup> 議決第02/2007/HDTP号第IV部第13項

<sup>211</sup> 刑事裁判執行法第96条第1項

- 追放刑の執行通知について検察する<sup>212</sup>。
  - + 追放刑が主刑である、又は過料が主刑、追放刑が付加刑である場合には、裁判所は、省級公安機関の刑事裁判執行部門及び同級検察院、裁判執行決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に対し、裁判執行の決定を直ちに送達しなければならない。
  - + 省級公安機関の刑事裁判執行部門は、執行決定書を受刑者に送達し、ベトナム外務省、受刑者の出身国の外交機関及び領事機関、受刑者の勤務先である国際機構の代表機関、受刑者のベトナム入国を保証した機関及び組織に直ちに通知しなければならない。
  - + ベトナム外務省は、追放刑の執行に関する外交手続を行う責任を負い、権限を有する外国機関、外国の外交機関、在ベトナム外国領事機関と情報の交換及び提供をする。
  - + 受刑者が勾留されている場合には、裁判執行の決定は、受刑者を収容している拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門に送達し、それから受刑者に送達する。
  - + 追放刑が付加刑、懲役刑が主刑である場合には、執行決定書に主刑と付加刑ともを記載しなければならない。懲役刑の執行期間満了2个月前に
    - 刑務所監督者は、受刑者、刑務所の所在地を管轄する省級公安機関の刑事裁判執行部門に書面で通知しなければならない。
    - 省級公安機関の刑事裁判執行部門は、ベトナム外務省、追放刑の受刑者出身国の外交機関及び領事機関、受刑者の勤務先である国際機構の代表機関、受刑者のベトナム入国を保証した機関及び組織に通知しなければならない。

#### 4.2. 追放刑裁判執行の準備段階における法律遵守性の検察

- 刑事裁判執行法第98条の規定に基づき、省級公安機関の刑事裁判執行部門による追放刑の執行に関する書類作成について検察する。
- 出国待機期間中における受刑者の居住状況について検察する<sup>213</sup>。

<sup>212</sup> 刑事裁判執行法第97条

<sup>213</sup> 刑事裁判執行法第99条

- 受刑者が出国待機期間中に死亡した場合における法律遵守性について  
 検察する。
  - + 受刑者が出国待機期間中に死亡した場合には、指定滞在先は、死亡原因を捜査するため、省級公安機関の刑事裁判執行部門、捜査機関、管轄検察院に直ちに報告しなければならない。
  - + 省級公安機関の刑事裁判執行部門は、追放刑の裁判執行決定書を発行した裁判所、ベトナム外務省、受刑者出身国の外交機関及び領事機関、受刑者の勤務先である国際機構の代表機関、受刑者のベトナム入国を保証した機関及び組織に対し、書面又は電報で通知しなければならない。
  - + 省級公安機関の刑事裁判執行部門は、権限を有する機関から許可を受けた後に、死亡者の埋葬をする責任を負う。死亡者の親族又は適法代表者が遺体を受け取って、自己費用で埋葬を行うよう希望した場合には、省級公安機関の刑事裁判執行部門はその検討を行い、決定する。
- 受刑者が逃亡した場合における法律遵守性について検察する。
  - + 受刑者が逃亡した場合には、指定滞在先は、調書を作成し、指定滞在先の所在地を管轄する省級公安機関の刑事裁判執行部門に直ちに通知しなければならない。通知を受けた省級公安機関の刑事裁判執行部門は、直ちに追捕を組織し、追捕により逮捕できない場合には、7 日以内に指名手配の決定をしなければならない<sup>214</sup>。
  - + 逃亡していた受刑者が出頭した場合には、出頭を受けた機関は、調書を作成し、出頭者の引渡し及び滞在先の収容のため、省級公安機関の刑事裁判執行部門に通知する。

#### 4.3. 追放刑の執行の検察

- 検察官は、追放刑の執行に関する責任を有する関連機関の法律遵守性について検察する。
  - + 受刑者は、裁判執行決定があった日から 15 日以内に、ベトナム社会主義共和国の国外に出なければならない<sup>215</sup>。

---

<sup>214</sup> 刑事裁判執行法第 100 条

<sup>215</sup> 刑事訴訟法第 265 条

- + 省級公安機関の刑事裁判執行部門は、権限を有する出入国管理機関と協力し、受刑者の身分証明書を検査し、受刑者を出国地まで押送して出国をさせる。
- + 受刑者は、出国のときに自己の適法な財産を持参することができる。
- + 追放刑の執行が終了した日から 10 日以内に、省級公安機関の刑事裁判執行部門は、裁判執行決定書を発行した裁判所、同級検察院、国家司法経歴センターにその執行を通知しなければならない。
- 裁判所によるベトナム国外への追放刑の執行期間の延長条件について検察する。
  - + 受刑者が重大な疾患に罹患し、又は救急されて自力による移動ができない、かつ、省級以上の病院又は医療機関による診断がある。
  - + 受刑者が別の判決に基づいて受刑している、又はベトナム法律の規定に基づく別の義務を履行している。
  - + 受刑者が、省級公安機関の刑事裁判執行部門の長により承認された正当な理由により、ベトナム国外に出国できない。<sup>216</sup>
- 検察官は、裁判執行に関する書類を作成及び保管し、次の事項を管理する。
  - + 事件の公判結果、判決の確定期間、裁判所による裁判執行決定の発行。
  - + 検察官は、裁判所、省級公安機関の刑事裁判執行部門と緊密に協力し、追放刑の執行を適時かつ適法に行うよう保障する。
- 検察官は、執行過程において法律違反行為を発見した場合には、場合に基づいて関連機関に対し、違反行為の即時改善を提議及び請求する、又は検察院指導部に解決のため報告する。

## 5. 監視刑の執行の検察

- 監視刑とは、国家安全侵害罪、危険な再犯罪、その他の特殊犯罪により懲役刑の判決を受けた者に対する付加刑のことである。監視刑では、有罪判決を受けた者を保護監督し、新たに犯罪を行う条件及び環境を

<sup>216</sup> 刑事裁判執行法第 101 条第 2 項、政令第 54/2001/ND-CP 号第 4 条

防止する目的で、一定の地域と一定期間に生活及び生計させる刑である。

- 監視刑裁判の執行手続の施行について検察する<sup>217</sup>。
  - + 付加刑である監視刑の判決を受けた者に対する懲役刑の執行期間満了 2 月前に、刑務所監督者は、県級公安機関の刑事裁判執行部門、受刑者が監視刑の執行のため居住する地方の村級人民委員会に書面で通知しなければならない。
  - + 受刑者が懲役刑の執行を終了した後に、刑務所は、受刑者の居住地の村級人民委員会において、付加刑である監視刑の判決を受けた者及び懲役刑の執行書類を県級公安機関の刑事裁判執行部門に引き渡す。県級公安機関の刑事裁判執行部門は、受刑者の保護観察のため、受刑者を村級人民委員会に直ちに引き渡さなければならない。
  - + 受刑者の引渡を引き受けた日から 5 営業日以内に、県級公安機関の刑事裁判執行部門は、監視刑の執行書類を作成して、村級人民委員会に引き継ぎを行う。
  - + 監視刑の執行期間満了 3 日前に、村級人民委員会は、執行終了証明の発行のため、県級公安機関の刑事裁判執行部門に執行書類の引継ぎを行う。
- 監視刑の受刑者の居住地の村級人民委員会による職務と権限の履行について検察する<sup>218</sup>。
  - + 受刑者の居住地の村級人民委員会には、次の職務がある。
    - 受刑者と執行書類を引受ける。
    - 受刑者の管理、観察を組織する。

---

<sup>217</sup> 刑事訴訟法第 256 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 257 条第 3 項、第 266 条、刑事裁判執行法第 89 条、第 90 条、政令第 53/2001/ND-CP 号、裁判執行検察規則第 6 条第 3 項

- 受刑者に対し監視刑の執行地において通常の労働、学習が可能な条件を整える。
  - 裁判執行の状況について書面により評価し、管理書類に保管する。
  - 3月に1回、定期的に裁判執行の状況进行评估し、その結果を県級公安機関の刑事裁判執行部門に報告する。
  - 受刑者に対する執行の残存期間の免除提議の書類を作成し、県級公安機関の刑事裁判執行部門に送達する。
- + 受刑者の居住地の村級人民委員会には、次の権限がある。
- 受刑者に対し、自己の義務を十分に誓約して履行するよう請求する。
  - 受刑者に法律違反行為の兆候がある場合には、その観察、防止を講じなければならない。
  - 必要な場合には受刑者を召喚する。
  - 法律の規定に基づき、受刑者の別の地域への訪問の許可書を発行する。
  - 法律の規定に基づき、権限範囲内において受刑者に行政処分を処し、又は権限を有する機関に行政処分を処すよう提議する。
  - 権限を有する刑事裁判執行部門に対し、裁判執行の結果を報告する。

-監視刑執行の残存期間の免除手続の施行について検察する<sup>219</sup>。

- + 監視刑執行の残存期間の免除の条件は次の通りである。
- 受刑者が執行期間の2分の1以上を完了した。
  - 違反行為を誠実に反省し、積極的に労働、学習し、国家の法律及び地方自治体の各規定及び監視刑の執行規定を厳守している。
  - 監視刑の執行地を管轄する村級人民委員会の委員長から提議があった<sup>220</sup>。

<sup>219</sup> 刑事裁判執行法第95条

<sup>220</sup> 政令第53/2001/ND-CP号第14条

- + 県級公安機関の刑事裁判執行部門は、監視刑の執行地を管轄する村級人民委員会の提議に基づき、監視刑執行の残存期間の免除提議書類を作成し、同級裁判所に送達する。
- + 免除提議書類を受け取った日から 15 日以内に、管轄裁判所は、免除検討会を開かなければならない。このときは、同級検察院に対し、検討会に参加すべき検察官を派遣するため、書面で通知しなければならない。提議書類に不備があつて補足しなければならない場合には、検討会の開会期間は、補足書類を受け取った日から起算する。

#### 備考：

- \* 提議書類に含まれる資料の理由性、とりわけ受刑者の修練過程及び法律の遵守状況に関する評価書（この評価書は住民集団、集落等の基礎自治体による証明が必要となる）を重視しなければならない。
- \* 執行の残存期間の免除検討評議会の構成員は、法律の規定によるものとする。
- \* 検察官は、いかなる場合にも、受刑者に対する残存期間の免除を同意するかどうか及びその理由を明記した文書により具体的見解を提示しなければならない。
  - + 裁判所は、免除決定書を発行した日から 3 営業日以内に、受刑者、同級検察院、直接の上級検察院、裁判執行決定書を発行した裁判所、同級の刑事裁判執行部門、受刑者を監視している村級人民委員会、免除決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に対し、その決定書を送達しなければならない。
- 検察職務が委任された検察官は、裁判所の公判結果を管理するための書類を作成し、暫定留置、勾留及び懲役刑の受刑者の保護観察の検察業務と連結することにより、主刑の執行の終了時点を把握し、監視刑の執行結果を追求する。

## 6. 居住禁止刑の執行の検察

- 居住禁止刑とは、懲役刑の判決を受けた者に対する付加刑をいう。居住禁止刑の判決を受けた者は、懲役刑の執行が終了した後に、新たに犯罪を行う条件及び環境の防止を目的として、1年以上5年以下の一定の地域における居住を禁じることができる。
- 居住禁止刑の執行手続について検察する<sup>221</sup>。
  - + 刑務所の監督者、拘置所の監督者、懲役刑の執行地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門の長は、懲役刑の執行期間満了2月前に、受刑者の居住地及び受刑者の居住禁止地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門、受刑者の居住地及び受刑者の居禁止地を管轄する村級人民委員会に書面で通知しなければならない。
  - + 刑務所、拘置所、懲役刑の執行地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門は、受刑者が懲役刑の執行を終了した直後に、受刑者の居住地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門に対し、懲役刑の執行終了証明書、判決の写し、裁判執行決定の写しを送達しなければならない。
  - + 受刑者の居住地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門は、通知書及び関連書類を受け取った日から5営業日以内に、居住禁止刑の執行書類を作成し、それを受刑者の居住地を管轄する村級人民委員会に引き渡す。
  - + 村級人民委員会は、居住禁止刑の執行期間満了3日前に、執行終了証明の発行のため、県級公安機関の刑事裁判執行部門に執行書類の引継ぎを行う。
- 居住禁止刑の執行残存期間に関する免除手続の執行について検察する。
  - + 居住禁止刑の執行残存期間の免除の条件は次の通りである。
    - 受刑者が居住禁止刑の裁判執行期間の2分の1以上を完了した。
    - 積極的に労働、学習し、国家の法律及び地方自治体の各規定を厳守している。

---

<sup>221</sup> 刑事裁判執行法第82条、第83条、刑事訴訟法第266条、政令第53/2001/ND-CP号

- 受刑者の居住地を管轄する村級人民委員会の委員長から提議があった<sup>222</sup>。
- + 県級公安機関の刑事裁判執行部門は、受刑者の居住地を管轄する村級人民委員会の提議に基づき、執行残存期間の免除提議書類を作成し、同級裁判所に送達する。
- + 提議書類を受け取った日から 15 日以内に、管轄裁判所は、免除検討会を開かなければならない。そのときは、同級検察院に対し、検討会に参加する検察官を派遣するよう書面で通知しなければならない。

#### 備考：

- \* 提議書類に含まれる資料の根拠性、とりわけ受刑者の修練過程及び法律の遵守状況に関する評価書（この評価書は基礎地方自治体による証明を必要とする）を重視しなければならない。
- \* 執行残存期間の免除検討評議会の構成員は、法律の規定によるものとする。
- \* 検察官は、いかなる場合でも、受刑者のため残存期間の免除を同意するかどうか及びその理由を明記した文書により具体的見解を提示しなければならない。
  - + 裁判所は、免除決定書を発行した日から 3 営業日以内に、受刑者、同級検察院、直接の上級検察院、裁判執行決定書を発行した裁判所、同級の刑事裁判執行部門、受刑者が居住する地方と受刑者が居住禁止地を管轄する村級人民委員会、免除決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に対し、その決定書を送達しなければならない。
- 検察官は、裁判所の公判結果を管理するための書類を作成し、暫定留置、勾留及び懲役刑の受刑者の保護観察の検察業務と連結することにより、懲役刑の執行終了時点を把握し、居住禁止刑の執行結果を管理する。

## 7. 執行猶予付裁判の執行の検察

- 裁判所による執行猶予付裁判の執行の遵守性について検察する<sup>223</sup>。

<sup>222</sup> 政令第 53/2001/ND-CP 号第 6 条

- + 裁判所は、裁判執行決定書を発行した日から 3 営業日以内に、当該執行猶予付裁判の執行決定書を、執行猶予付判決を受けた者、同級検察院、執行猶予付判決を受けた者の居住地の県級公安機関の刑事裁判執行部門、裁判執行決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に送達しなければならない。
- + 県級公安機関の刑事裁判執行部門は、裁判執行決定書を受け取った日から 3 営業日以内に、執行猶予付判決を受けた者又は未成年の執行猶予付判決を受けた者の合法的代理人を裁判執行機関の所在地に召喚し、執行猶予付判決を受けた者の居住地を管轄する村級人民委員会に裁判執行の誓約のため出頭するべき時間を確定し、裁判執行書類を作成する。
- + 県級公安機関の刑事裁判執行部門、執行猶予付判決を受けた者又は未成年の執行猶予付判決を受けた者の合法的代理人を召喚した日から 7 日以内に、執行猶予付判決を受けた者の保護観察が委任された村級人民委員会に裁判執行書類を引き渡さなければならない。
- 執行猶予付判決を受けた者の保護観察が委任された村級人民委員会の職務行使について検察する。
  - + 検察官は、刑事裁判執行法第 63 条の規定に基づき、執行猶予付判決を受けた者の保護観察が委任された村級人民委員会の職務及び権限の行使について検察する。ただし、次の基本的な職務の行使について留意して検察する。
    - 執行猶予付判決を受けた者の書類の受取り、執行猶予付判決を受けた者の保護観察を組織する。
    - 執行猶予付判決を受けた者を直接に保護観察すべき担当職員を配置する。
    - 執行猶予付判決を受けた者に対し、自己の義務を十分に履行するよう求める。
    - 執行猶予付判決を受けた者に法律違反行為の兆候がある場合には、その観察、防止を講じる。

---

<sup>223</sup> 刑事訴訟法第 257 条第 2 項、第 264 条、政令第 60/CP 号、政令第 61/CP 号、刑事裁判執行法第 V 章第 1 項、第 2 項

- + 刑事裁判執行法第 64 条、第 65 条、刑事訴訟法第 264 条に規定する執行猶予付判決を受けた者の権利及び義務の行使について検察する。
- 執行猶予期間の短縮手続の施行について検察する<sup>224</sup>。
  - + 執行猶予期間の短縮の条件は、執行猶予付判決を受けた者が期間の 2 分の 1 以上を完了し、かつ、よく更正していることである<sup>225</sup>。
  - + 刑法の規定に基づいて執行猶予期間の短縮の条件が存在する場合には、県級公安機関の刑事裁判執行部門は、提議書類を作成し、執行猶予付判決を受けた者の居住地を管轄する県級人民裁判所に送達して、その検討及び決定を提議する。
  - + 管轄裁判所は、短縮提議書類を受け取った日から 15 日以内に、短縮検討会を開かなければならない。そのときは、同級検察院に対し、検討会に参加する察官を派遣するよう書面で通知しなければならない。提議書類に不備があり、補足しなければならない場合には、検討会の開会期間は、補足書類を受け取った日から起算する。
  - + 裁判所は、執行猶予期間の短縮決定書を発行した日から 3 営業日以内に、執行猶予期間の短縮を受けた者、短縮の提議をした機関、同級検察院、直接の上級検察院、執行猶予付裁判の執行決定書を発行した裁判所、短縮決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に対し、その決定書を送達しなければならない。
- 検察官は、執行猶予付判決を受けた者が居住地を変更した場合には、次の事項を執行しなければならない。
  - + 執行猶予付判決を受けた者が県内、区内又は省直属市内に転居した場合には、その保護観察をするため、変更後の新たな居住地を管轄する村級人民委員会からの情報を適時把握する。
  - + 執行猶予付判決を受けた者が県外、区外、省直属市外に転居した場合には、検察院指導部に報告し、その検察業務を維持する

<sup>224</sup> 刑事裁判執行省第 66 条、刑法第 60 条、政令第 61/2000/ND-CP 号第 6 条

<sup>225</sup> 刑法第 60 条、政令第 61/2000/ND-CP 号第 1 条

ため、変更後の新たな居住地又は勤務地を管轄する検察院に通知する<sup>226</sup>。

#### 備考：

- \* 執行猶予付判決の執行においてよく見られる違反行為は、次の通りである。
- 受刑者が権限を有する機関の許可を得ず居住地から転出した。
  - 受刑者の保護観察を行う受任機関が、権限を有する機関に対し、受刑者のため執行期間の短縮を提議しない等。

### 8. 無禁固観察刑の執行の検察

- 無禁固観察刑の執行決定の送達及び執行について検察する<sup>227</sup>。
  - + 県級公安機関の刑事裁判執行部門は、裁判の執行の決定を受け取った日から 3 営業日以内に、受刑者を刑事裁判執行部門の所在地に召喚し、受刑者の保護観察が委任された村級人民委員会に裁判の執行の誓約のため出頭すべき時間を確定し、裁判執行書類を作成する。
  - + 県級公安機関の刑事裁判執行部門は、受刑者を召喚した日から 7 日以内に、受刑者の保護観察が委任された村級人民委員会に裁判執行書類を引き渡さなければならない。
- 無禁固観察刑の判決を受けた受刑者の引受け、保護観察に関する村級人民委員会、関連機関又は組織の法律遵守状況について検察する<sup>228</sup>。
- 無禁固観察刑の執行期間の短縮又は執行の免除における法律遵守状況について検察する<sup>229</sup>。
  - + 無禁固観察刑の執行期間の短縮又は執行の免除の条件は、次の通りである。
    - 受刑者が執行期間の 3 分の 1 を完了した。
    - よく更正している、又は功労があった、又は重大な疾病に罹患した<sup>230</sup>。

<sup>226</sup> 刑事裁判執行法第 69 条

<sup>227</sup> 刑事裁判執行法第 72 条

<sup>228</sup> 刑事裁判執行法第 74 条

<sup>229</sup> 刑事裁判執行法第 77 条

<sup>230</sup> 刑法第 58 条、第 59 条、第 76 条、政令第 60/2000/ND-CP 号第 1 条

- 受刑者の居住地を管轄する県級裁判所による無禁固観察刑の執行期間の短縮の審理について検察する。
  - + 管轄裁判所は、県級公安機関の刑事裁判執行部門から短縮提議書類を受け取った日から 15 日以内に短縮検討会を開かなければならない。そのときは、同級検察院に対し、検討会に参加する検察官を派遣するよう書面で通知しなければならない。
  - + 提議書類に不備があり、補足しなければならない場合には、検討会の開会期間は、補足書類を受け取った日から起算する。
  - + 裁判所は、短縮決定書を発行した日から 3 営業日以内に、執行期間の短縮を受けた者、短縮の提議をした機関、同級検察院、直接の上級検察院、裁判執行決定書を発行した裁判所、短縮決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に対し、その決定書を送達しなければならない。
- 無禁固観察刑の執行残存期間に関する免除の審理について検察する。
  - + 県級検察院は自ら、又は県級公安機関の刑事裁判執行部門の提議により、同級裁判所に対し、裁判の執行を免除に関する提議書類を提出する。
  - + 無禁固観察刑の執行期間を免除するための提議書類には、次のものが含まれる。
    - 確定判決の写し。
    - 検察院の提議文書。
    - 刑事裁判執行部門の提議文書（当該機関が提議する場合）。
    - 受刑者又はその合法的代理人の免除請求書。
    - 受刑者が大きな功労があったとする管轄機関の確定、又は受刑者が重大な疾病に罹患した場合にその病状について証明する省級以上病院の診断書。
  - + 検察院から提議書類を受け取った日から 15 日以内に、管轄裁判所は、免除検討会を開かなければならない。そのときは、同級検察院に対し、検討会に参加するべき検察官を派遣するよう書面で通知しなければならない。提議書類に不備があり、補足しなければならない場合には、検討会の開会期間は、補足書類を受け取った日から起算する。
- 裁判所による裁判執行の免除決定の送達について検察する。

- + 裁判所は、免除決定書を発行した日から 3 営業日以内に、受刑者、同級検察院、直接の上級検察院、裁判執行決定書を発行した裁判所、同級の刑事裁判執行部門、村級人民委員会、受刑者の監督及び観察が委任された軍事機関、免除決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に対し、その決定書を送達しなければならない。

### 備考：

- \* 執行猶予付判決及び無禁固観察刑の執行においてよく見られる違反行為は、次の通りである。
  - 裁判執行の責任を有する機関が裁判の執行を管理するための書類を作成しない、又は作成したものの法律の規定に基づかず行った。
  - 村級人民委員会が受刑者の保護観察を担当する責任者を配置しない、又は配置したものの書式的なものにとどまっている。
  - 村級人民委員会の補助としてこれらの執行を管理、究明する責任者が、自己の責任及び権限、又は受刑者の保護観察に関する管理書類の作成手順及び手続について把握していない。
  - 受刑者が自らの権利及び責任について説明を受けていない。
  - 地方自治体が受刑者の法律遵守状況、修練過程について適時把握していない。
  - 受刑者の観察及び管理に関し、関連当局又は団体と家族の協力体制が確立されていない。

## 9. 懲役刑の服役中の受刑者に対する治療義務化措置の適用の検察

- 裁判所による治療義務化措置の適用について検察する。
  - + 治療義務化措置を適用するための理由は、次の通りである。
    - 懲役刑に服役している受刑者が精神疾病に罹患した。
    - 法医学鑑定評議会が受刑者が精神疾病に罹患したと診断した。
    - 刑務所監督委員会、拘留所監督委員会、刑務所、拘留所の所在地を管轄する省級刑事裁判執行部門が治療義務化措置適用を提議した<sup>231</sup>。

<sup>231</sup> 刑事裁判執行法第 116 条第 1 項

- + 受刑者の執行地を管轄する裁判所は、治療義務化を決定する責任を負う。
- 検察官は、必要と認めた場合には、法医学鑑定評議会と病院による診断結果の根拠性、患者の発病の時点、患者の引受けの理由、治療計画等、精神病院<sup>232</sup>の法律遵守状況について検察する。
- 検察官は、条件及び手順に基づかない治療の採用の決定、治療手順が不当である、治療施設の不当な入院、法医学鑑定評議会の構成員が不当である等の違反行為を発見した場合には、適切な対応を講じるため、検察院指導部に報告、提議する。
- 懲役刑の執行の継続について検察する。
  - + 受刑者が治療を受けている精神病院院長の報告、法医学鑑定評議会の診断によれば、受刑者の病気が改善した場合には、治療義務化決定書を発行した裁判所長は、その措置を中止し、裁判の執行の継続を決定しなければならない。
  - + 治療義務化措置の適用の中止を決定した裁判所は、治療義務化措置の適用を提議した機関にその決定書を送達する。当該決定を受け取った提議機関は、精神病院及び患者の親族に通知する。
  - + 治療義務化期間は、懲役刑の執行期間に算入する<sup>233</sup>。
- 治療義務化された者が死亡した場合における法律の遵守状況について検察する。
  - + 検察院は、精神病院院長からの通知を受けたときは、当該病院の所在地を管轄する省級捜査機関と協力し、死亡の原因を究明する。確認後、死亡者の親族及び刑事裁判執行法第 116 条第 1 項、第 3 項に規定する機関に通知する。
  - + 精神病院は、死亡証明書を作成し、刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門に送達する。
    - + 精神病院は、捜査機関及び管轄検察院の許可を受けた後に、死亡者の埋葬をする責任を負う。死亡者の親族が遺体を受け取って、自己の費用で埋葬をするよう希望した場合には、精神病院は、親族に遺体を引渡す<sup>234</sup>。

<sup>232</sup> 刑法第 43 条、刑事訴訟法第 314 条、裁判執行検察規則第 19 条

<sup>233</sup> 刑法第 13 条、第 43 条、第 44 条、刑事訴訟法第 311 条、第 315 条、第 317 条、刑事裁判執行法第 119 条

<sup>234</sup> 刑事裁判執行法第 120 条

+ 裁判執行決定書を発行した裁判所は、通知を受け取った日から 3 営業日以内に懲役刑の執行の中止を決定し、死亡者の親族、刑務所、拘置所、受刑者の死亡地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門、中止決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局に決定書を送達する<sup>235</sup>。

---

<sup>235</sup> 刑事裁判執行法第 49 条

### III. 刑事裁判執行の検察書類の作成

検察官は、死刑の執行、裁判執行の委任、裁判執行延期及び一時停止、執行の免除、執行時効の適用、受刑者の逃亡、犯罪記録の抹消について、検察書類を作成しなければならない<sup>236</sup>。

#### 1. 書類の表紙

裁判執行の検察書類の表紙には、◎◎刑の執行の検察書類（例：死刑執行の書類等）、裁判執行について検察する検察院の名称、有罪判決を受けた者の氏名、本籍地及び定住所、確定判決（判決の日付、事件の裁判をした裁判所）、罪名及び刑を表示しなければならない。

#### 2. 検察書類に含まれるべき資料

- 検察書類の内容は、執行活動及び執行の検察活動を十分に反映するものでなければならない。有罪判決を受けた者について、個別に裁判執行の書類を作成する。
- 検察書類に含まれるべき資料は、次の通りである。
  - + 判決の写し又は判決の抜粋。
  - + 執行決定書（執行委任の検察書類である場合には、この資料は不要）。
  - + 執行過程及び執行の検察過程において作成された資料及び調書。これらの資料及び調書は、時系列に整理し、ページ番号を付し、書類の目次を添付する。

#### 3. 検察書類の種類ごとに対する個別の要件

上記基本的な書類の他に、具体的な刑ごとに対する検察書類には、他の資料も含まれる。具体的には、次の通りである。

1. 死刑執行の検察書類には、次のものが含まれる。
  - 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官による監督審又は再審手続に基づく異議申立てをしないとする決定書。
  - 異議申立てがされた場合には、当該異議申立てを却下し、死刑判決を維持する決定書。

---

<sup>236</sup> 裁判執行検察規則第 37 条

- 死刑判決を受けた者が控訴期間に控訴を行うかどうか、又は死刑判決への減刑を求めるかどうかの確認調書。この確認調書には、当該者の請求内容（刑の減刑を訴えて控訴する、又は無罪を主張する、又は死刑判決への減刑を求める）を十分かつ具体的に記載する、又は控訴もしない旨及び死刑判決への減刑を求める旨を明記しなければならない。確認調書は、議決第 02/ 2007/HDTP 号第 II. 1. 1 項に記載する a 号、b 号、c 号、d 号、e 号の確認結果を反映しなければならない。
- 有罪判決を受けた者による国家主席の減刑請求書（ある場合）
- 国家主席による減刑請求却下決定書。
- 死刑裁判執行評議会の成立決定。
- 有罪判決を受けた者の身分証明書類を執行前に確認した調書。
- 有罪判決を受けた者が女性である場合には、刑法第 35 条に規定する死刑不適用要件の審理に関する調書。
- 有罪判決を受けた者に対し、判決執行決定、異議申立てをしないとする最高人民裁判所長官決定書、異議申立てをしないとする最高人民検察院長官決定書及び国家主席による減刑請求却下決定書（ある場合）の写しを読ませたとの調書。
- 死刑執行の進捗状況に関する調書。
- その他有罪判決を受けた者の死亡を確認した調書、死亡申告書、受刑者の遺族の通知書等。

死刑の判決を受けた者がその他刑に変更された場合（例：無期懲役への変更）には、検察書類は、死刑執行の検察書類の区分に属さず、変更後の刑区分として整理される。

## 2. 裁判執行委任の検察書類には、次のものが含まれる。

- 委任に関する資料。
- 有罪判決を受けた者が別の地に居住していることを示す確定理由、又は有罪判決を受けた者が別の地に転居したことを示す同級公安機関の刑事裁判執行部門による裁判所の通知の写し等、委任を行うための理由。
- その他委任に関する書類（ある場合）、委任裁判所及び受任裁判所の所在地を管轄する検察院の通知書等。

## 3. 懲役刑の執行延期の検察書類には、次のものが含まれる。

- 懲役刑の執行延期決定書、検察院の提議書、同級公安機関の刑事裁判執行部門の提議書、受刑者又はその親族（親、配偶者、兄弟姉妹等）の提議書、受刑者の勤務先の提議書、地方自治体の提議書。
- 重大な疾病に罹患した受刑者の場合には、その病状に関する省級以上病院の診断書、HIV 感染し AIDS 段階にある受刑者の場合には、保健省の規定に基づく HIV 感染診断書のみで足りるものの、受療歴には、感染の可能性及び悪化の想定がなされている旨を明記しなければならない。
- 妊娠中の女性で、懲役刑の執行が延期された者については、検察書類には、県級以上病院の診断書、又は 36 月未満の乳幼児がいる場合には、その乳幼児の出生証明の謄本、受刑者が居住する地方自治体による証明書を添付しなければならない。延期された回数も検察書類に明記しなければならない。
- 受刑者が家族の唯一の労働者である場合には、検察書類には、受刑者が居住する地方自治体による証明書を添付しなければならない。

#### 4. 懲役刑の執行一時停止の検察書類

懲役刑の執行一時停止の検察書類は原則として懲役刑の執行延期の検察書類と同じく次のものが含まれる。

- 同級検察院の提議書、受刑者が服役する刑務所の監督委員会の提議書。
- 一時停止の原因が重大な疾病である場合には、検察書類には、受刑地の省級裁判所長による延期決定書を添付しなければならない。
- 監督審又は再審手続に基づく裁判執行を目的とする一時停止については、懲役刑の執行一時停止の検察書類を作成する必要はない。

#### 5. 刑の執行免除の検察書類

- 刑の執行の免除要件を証明するための関連書類。
- 懲役刑及び無禁固観察刑の執行免除の検察書類には、検察院の提議書を添付しなければならない。
- 受刑者の免除請求書、功労又は大きな功労があったとの受刑者の申告書（実際に功労又は大きな功労を有する場合には、管轄機関からの証明が必要となる）。
- 受刑者の病状に関する省級以上病院の診断書（受刑者が重大な疾病に罹患した場合）。

- 免除検討会の議事録。
- 検察官の発表内容を記載する文書。
- 免除決定書。
- 検察院による控訴審の異議申立て書（ある場合）。

#### 6. 居住禁止刑又は監視刑の執行免除の検察書類

- よく更正して刑執行期間の2分の1を完了したとする確定書。
- 受刑者の居住地又は監視刑の執行地を管轄する村級人民委員会委員長の提議書。
- 県級裁判所による 居住禁止刑又は監視刑の執行免除決定書。

#### 7. 裁判執行の時効適用の検察書類

無期懲役又は死刑の執行時効を適用する場合にはこの検察書類には、次のものが含まれる。

- 有罪判決を受けた者に対して時効を適用する理由の確定書類。
- 時効適用決定書。
- 時効適用の請求書（ある場合）。
- 検察官の見解書。
- 検察院の異議申立て書又は提議書（ある場合）

#### 8. 逃亡の検察書類

有罪判決を受けた者が刑の未執行、又は一時停止期間に逃亡した場合には、検察書類には、次のものが含まれる。

- 逃亡の確証書。
- 延期及び一時停止の決定を破棄した裁判長決定書。
- 執行継続決定書。
- 管轄公安機関による逮捕決定書、押送決定書。
- 指名手配決定書。
- 検察院の異議申立て書又は提議書。
- 不服申立て書（ある場合）。

#### 9. 逃亡指名手配書類には、次のものが含まれる。

- 逃亡者についての確証書。
- 逃亡者の経歴、指紋登録書、写真。

- 省級公安機関の刑事裁判執行部門による指名手配決定書、指名手配請求書。

#### 10. 犯罪記録抹消の検察書類

- 犯罪記録抹消の検察書類は、抹消の要件及び手続を反映する書類を含まなければならない。裁判の執行完了とは、主刑、付加刑及び判決その他の決定の執行を完了することをいう。執行残存期間の免除を受けた者も、刑執行が完了した者とみなす。
- 犯罪記録の抹消は、再犯確定に有効である。したがって、当然に犯罪記録を抹消する場合には、検察書類には次のものが含まれる。
  - + 当然抹消を受けた者の請求書。
  - + 第一審裁判所長による犯罪記録抹消同意書。
  - + 裁判所の決定に基づく犯罪記録の抹消である場合には、実行された犯罪行為の性質を反映する書類、又は有罪判決を受けた者の身分、法律遵守の態度、労働姿勢を反映する書類を添付しなければならない。
  - + 有罪判決を受けた者の管轄裁判所向け請求の写し。
  - + 有罪判決を受けた者の居住地又は勤務地を管轄する地方自治体又は機関、組織による評価書、検察官の発表書。
  - + 犯罪記録の抹消決定書。
  - + 初回又はそれ以降の犯罪記録抹消請求の却下決定書（ある場合）。
- 特別な場合には、裁判所の決定に基づく犯罪記録の抹消である場合には、検察書類には、有罪判決を受けた者が著しく更正し、かつ功労があった旨、又勤務先機関又は居住する地方自治体による提議があった旨について反映しなければならない。

## パート5

暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に対する検察

## 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に対する検察

### I. 総則

暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察における法律遵守性に対する検察活動は、検察院の重要な業務の一つであり、法律の規定に基づく自由刑の執行、自由刑の執行の規定の厳格な遵守、自由刑の受刑者の生命、財産、名誉、尊厳その他の収用されない権利の尊重を保障する。

検察院は、自由刑の執行における法律遵守性の検察活動を行うときは、次の職務及び権限を有する。

- 暫定留置施設、拘置所、刑務所の定期検査及び臨時検査を直接に行う。
- 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察を執行する同級又は下級機関の書類、資料を検査する。被暫定留置者、被勾留者及び懲役刑の受刑者と面会し、自由刑の執行について聴取する。
- 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に関する不服申立て及び告発を受理、解決する。
- 暫定留置施設、拘置所、懲役刑の受刑者の管理及び観察執行機関を管轄する同級又は下級機関に対し、これらの機関を検査し、結果を報告するよう求める。
- 同級又は下級機関、責任者に対し、暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に関する状況を通知し、法律違反を報告するよう求める。
- 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に関する責任を有する機関、組織に対し、法律に違反する各決定を停止、修正又は破棄し、違反行為を中止し、違反者の処分をするよう異議申立て又は提議、請求をする。
- 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に関する過誤及び過失を発見し、適時解決する。違法かつ理由なく暫定留置された者、勾留された者、懲役刑の受刑者に対して即時釈放を決定する。

- 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に関する犯罪兆候を発見した場合には、その犯罪について起訴を行う、又は捜査機関に起訴を請求する<sup>237</sup>。
- 自由刑の執行の検察活動範囲は、暫定留置、勾留、懲役刑の執行において発生し、暫定留置、勾留、懲役刑の執行完了において終了する<sup>238</sup>。
- 自由刑の執行の検察活動の対象は、自由刑の執行に関する責任を有する機関又は個人の法律遵守性とする。

---

<sup>237</sup> 刑事裁判執行法第 141 条、第 143 条、検察院組織法第 26 条、第 27 条、自由刑執行検察規則第 1 条

<sup>238</sup> 自由刑執行検察規則第 3 条

## II. 自由刑の執行に対する検察活動の内容

### 1. 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び観察に関する状況の把握と情報の管理

- 自由刑の執行状況の把握、管理は、自由刑の執行検察活動の効果<sup>239</sup>に重大な役割を果たす。状況の確実な把握、管理は、自由刑の執行検察に関する方向、目標、計画及び執行方法の正確かつ有効な確定に有益となる。
- 自由刑の執行における法律遵守状況に関する情報収集は、次のものを用いて執行する。
  - 自由刑執行に対する検察活動。
  - 暫定留置施設、拘置所、刑務所管理執行機関の関連書類及び資料。
  - 暫定留置施設、拘置所、刑務所の管理、監視、押送の責任を有する者の報告。
  - 国家機関、社会団体による提議。
  - 被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者及び国民による不服申立て又は告発。
  - 報道機関<sup>240</sup>。
- 検察官は、自由刑の執行状況を万全に管理するため、同級の暫定留置施設、拘置所、刑務所における法律の遵守状況を管理するための記録集、書類及び資料の体系を次の通り確立しなければならない。
  - + 記録集について：暫定留置検察帳、勾留検察帳、懲役刑の受刑者の管理観察検察帳、被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者の逃亡、死亡、新規違反ごとテーマ別管理帳、懲役刑の執行一時停止、懲役刑の執行期間短縮ごとテーマ別管理帳、規律管理帳、自由刑執行機関及び訴訟機関による法律違反統計帳、違反行為の抹消に関する法的措置の適用結果管理帳等。

<sup>239</sup> 自由刑執行検察規則第 19 条

<sup>240</sup> 自由刑執行検察規則第 20 条

- + 書類及び資料について：暫定留置所、拘置所、刑務所の検察活動から収集する資料、被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者の逃亡、死亡、新規違反に関する資料、懲役刑の執行期間の短縮に関する資料、懲役刑の執行一時停止に関する資料、法務活動の侵害犯罪兆候に関する記録資料、違法な自由刑の執行に関する資料、違反行為の抹消に関する法的措置及びその適用結果。
- 検察官は、被暫定留置者数及び被勾留者数の変動、被暫定留置及び被勾留期間の超過者数、各訴訟段階における被暫定留置者数及び被勾留者数、暫定留置及び勾留における法律違反がどの訴訟機関の責任に帰すか、再観察中の受刑者数、受刑者の労務の割当及び調整、受刑者に対する各制度の執行等を把握しなければならない。
- 検察官は、自由刑の執行における法律遵守状況及び関連情報を管理帳に記録、又は検察書類を作成しなければならない。同時に、違反行為を分析し、違反行為を発生させた条件及び原因を究明し、処分のため検察院指導部に報告する<sup>241</sup>。
- 検察官は、自由刑執行機関及び組織による違反の抹消を目的とした異議申立て又は提議、請求の処理結果を管理し、それを検察院指導部に報告する<sup>242</sup>。

#### 備考：

\*県級検察院は、法律遵守状況の管理において、法律違反があった場合には、又は死亡、逃亡、刑事施設の破壊、新規違反、事故、疾病その他の緊急かつ重大な事件が起こった場合には、省級検察院第4号室に報告しなければならない。同室は、状況を整理し、最高人民検察院第4号庁に報告する。

---

<sup>241</sup> 自由刑執行検察規則第22条

<sup>242</sup> 自由刑執行検察規則第23条

- \* この報告においては、事件の発展及び、検察院長が提示した指導意見又は講じた対応（ある場合）、状況進展の想定について明確に示さなければならない。

## 2. 暫定留置上の法律遵守状況の検察

### 2.1. 暫定留置理由の検察

- 暫定留置の理由は暫定留置の決定とし、当該決定は適法、かつ、法律を遵守するものでなければならない。
  - + 刑事訴訟法第 86 条第 2 項及び第 81 条第 2 項の規定に基づき、暫定留置決定書を発行した者の権限を検査する。
  - + 刑法第 86 条第 1 項の規定に基づき、暫定留置された者を検査する。
  - + 暫定留置の必要性（身分証明書を確認するための暫定留置、被告人の訴訟を決定するための暫定留置、勾留するための暫定留置）を検査する。

### 備考：

- \* 検察官は、暫定留置決定書を発行した理由が刑事訴訟法第 86 条の規定に反すると発覚した場合には、処分措置を講じるため、捜査及び裁判への検察を担当する検察官、公訴権執行機関に直ちに通知しなければならない。

## 2.2. 暫定留置期間の検察

- 暫定留置期間は、捜査機関が被逮捕者の引渡しを受けた時点から起算する<sup>243</sup>。
- 暫定留置決定書の発行期間が刑事訴訟法第 83 条第 1 項の規定に合致するかどうか。
- 暫定留置期間の延長決定は、同級検察院による承認を受けなければならない<sup>244</sup>。

### 備考：

- \* 暫定留置期間は、暫定留置決定書を発行した時点ではなく、捜査機関が被逮捕者の引渡しを受けた時点から 3 日間以内とする。したがって、検察官は、暫定留置決定書に記載された暫定留置期間について検察する場合には、捜査機関による被逮捕者の引受調書（実際には数時間又は 1 日前に対象者を暫定留置し、供述させたとしても、捜査機関が暫定留置決定書を発行した時点から暫定留置期間を計算し、暫定留置決定書に記入する場合がある）と照合を行わなければならない。
- \* 暫定留置期間は 2 回にわたり、1 回に 3 日を上限として延長することができる。暫定留置期間は、日単位で計算され、1 日間を 24 時間とする<sup>245</sup>。

例：現行犯逮捕された者が 2008 年 3 月 1 日 13 時に捜査機関に引き渡された。捜査機関が 3 日間の暫定留置決定書を発行する場合には、当該決定に記入するべき暫定留置期間は、2008 年 3 月 1 日 13 時から 2008 年 3 月 4 日 13 時までである。

- 検察官は、暫定留置に理由がなく、暫定留置が違法行為であることを発見した場合には、検察院指導部に報告する。検察院指導部は、暫定留置決定を破棄する決定書を発行し、暫定留置決定書を発行した者が被暫定留置者を直ちに釈放するよう求める<sup>246</sup>。暫定留置に関する責任を負うべき機関、組織及び個人は、釈放決定、暫定留置措置の破棄決

<sup>243</sup> 刑事訴訟法第 87 条第 1 項

<sup>244</sup> 刑事訴訟法第 87 条第 1 項

<sup>245</sup> 刑事訴訟法第 96 条

<sup>246</sup> 刑事訴訟法第 86 条第 3 項

定を受け取ったときは、これらの決定を直ちに履行しなければならない<sup>247</sup>。

- 検察官は、暫定留置に理由及び必要性があるものの暫定留置決定書を発行した者が権限を有しない、又は暫定留置期間に違違反する等の法律違反がある場合には、暫定留置決定書を発行した者又はその所属機関に対し、適時対応策を講じ、反省するよう求める。

### 3. 勾留における法律遵守状況の検察

#### 3.1. 勾留の理由の検察

- 勾留の理由は勾留命令とし、その命令は法律の規定に基づくものでなければならない。

#### 備考：

- \* 勾留の検察対象は、被勾留者である被疑者、被告人に対する権限を有する機関及び個人による的効力が発生した適法な勾留命令である<sup>248</sup>。
- \* 検察官は、自由刑執行の検察活動において、勾留命令をする理由が刑事訴訟法第 82 条の規定に違反していることを発見した場合には、公訴権の行使と捜査検察又は判決検察の担当検察官に直ちに通知し、対応策を求めなければならない<sup>249</sup>。

#### 3.2. 勾留期間の検察

- 捜査のための勾留期間：
  - + 勾留を検察する検察官は、訴訟の各段階における勾留期間を把握しなければならない、これにより刑事訴訟法第 120 条に規定する勾留期間の違反行為を発見する<sup>250</sup>。
  - + 勾留期間を計算する場合には、暫定留置期間を差し引かなければならず、暫定留置の 1 日間を勾留の 1 日間と同等とする。
  - + 勾留期間の終了時点は、勾留命令書に記載された勾留期間の満了時点とする。

<sup>247</sup> 自由刑執行検察規則第 4 条第 2 項

<sup>248</sup> 自由刑執行検察規則第 5 条第 1 項

<sup>249</sup> 自由刑執行検察規則第 4 条

<sup>250</sup> 自由刑執行検察規則第 5 条第 1 項

- + 勾留期間は、日単位で計算され、勾留命令をした日から勾留必要期間の満了日まにおける期間から暫定留置期間を差し引いた期間とする。
  - + 勾留期間が月単位で計算される場合には、1 か月を 30 日間とし、30 日間未満の月又は 30 日間を超える月（28 日間の月、31 日間の月等）の日数の差を含めない。
  - + 勾留期間を計算する場合には、勾留命令書に記載された実際期間に基づいて行い、休日及び祝日も含めて連続して計算する<sup>251</sup>。
- 追加捜査又は再捜査のための勾留期間：
- + 検察官が追加捜査のため事件を差し戻す場合には、その追加捜査期間は 2 か月を超えないものとする。
  - + 裁判所が追加捜査のため事件を差し戻す場合には、その追加捜査期間は 1 か月を超えないものとする。
  - + 検察官又は裁判所は、最高 2 回に渡って追加捜査のため事件を差し戻すことができる。
  - + 追加捜査期間は、捜査機関が事件書類の差し戻し及び捜査の請求を受け取った日から起算する。
  - + 勾留期間は追加捜査のための期間を超えないものとする。
  - + 事件が再捜査される場合には、勾留期間及び勾留期間の延長は、一般手続に基づくものとする<sup>252</sup>。
- 起訴のための勾留期間：
- + 起訴のための勾留期間は、やや重大な犯罪又は重大な犯罪においては 20 日間、非常に重大な犯罪又は特別に重大な犯罪においては 30 日間とする。
  - + 検察院長官は、必要な場合には、勾留期間を延長することができるものの、延長期間は、やや重大な犯罪又は重大な犯罪においては 10 日間、非常に重大な犯罪又は特別に重大な犯罪においては 15 日間を超えないものとする<sup>253</sup>。

### 備考：

- \* 起訴のための勾留期間について検察する場合には、起訴段階における捜査機関の勾留命令の使用について留意しなければならない。検察官

<sup>251</sup> 刑事訴訟法第 96 条

<sup>252</sup> 刑事訴訟法第 121 条第 2 項

<sup>253</sup> 刑事訴訟法第 166 条

は、捜査機関が捜査を終了し、検察院に書類を送達した後に、勾留期間について検察しなければならない。検察官は、勾留期間が残存しているものの起訴を完了するのに足りい場合には、勾留期間満了 5 日前に、新たな勾留命令を発行するよう検察院指導部に報告する。新たな勾留期間は、捜査機関の勾留命令に記載された期間の最終日の翌日から起算するものの、刑事訴訟法第 166 条第 1 項に規定する各犯罪における起訴期間を超えないものとする（検察院が事件書類を受け取った日から起算する勾留期間を差し引く）<sup>254</sup>。

\* 検察官は、起訴段階において勾留期間について検察する場合には、捜査機関による事件書類の送達通知書に基づいて、捜査機関が検察院に事件書類を送達し、起訴を提議した日を確定しなければならない。

- 裁判のための勾留期間：

+ 第一審公判をするための勾留期間は、公判準備期間を超えないものとする<sup>255</sup>。

- 勾留期間は、事件書類を受け取った日から起算し、やや重大な犯罪においては 45 日間、重大な犯罪においては 2 か月、非常に重大な犯罪においては 2 か月 15 日間、特別に重大な犯罪においては 3 か月 15 日間を超えないものとする。
- 公判期間に勾留期間が既に満了した場合には、裁判を完了させるための必要性があると認めた場合には、裁判所は、公判終了まで勾留命令を行う。
- 公判準備期間を延長しなければならない場合には、勾留期間の延長期間は、やや重大な犯罪又は重大な犯罪において 15 日、非常に重大な犯罪又は特別に重大な犯罪において 30 日を超えないものとする<sup>256</sup>。
- 複数の被疑者が異なる犯罪（やや重大な犯罪、重大な犯罪、非常に重大な犯罪、特別に重大な犯罪）により起訴される事件においては、被疑者のそれぞれに対する勾留期間は、当該犯罪の被疑者が起訴された最も重大な犯罪に該当する公判準備期間を超えないものとする<sup>257</sup>。

<sup>254</sup> 共同通達第 05/2005/ VKSNDTC-BCA-BQP 号第 16 項

<sup>255</sup> 刑事訴訟法第 176 条、177 条

<sup>256</sup> 刑事訴訟法第 176 条第 2 項第 2 款

<sup>257</sup> 議決第 04/2004/NQ-HDTP 号第 22 項

- + 控訴審公判のための勾留期間は、事件書類を受け取った日から省級裁判所においては 60 日間、最高人民裁判所においては 90 日間とする<sup>258</sup>。
- + 裁判所は、被告人が勾留されているものの公判期間に勾留期間が既に満了している場合で、公判を完了させるために必要と認めるときは、公判の終了まで勾留命令を行う。
- + 裁判官評議会は、懲役刑の判決を受けた被告人が勾留されているものの公判終了日に勾留期間が既に満了している場合には、裁判執行の保障のため被告人の勾留決定をする（被告人が執行猶予付懲役判決を受けた、又は懲役刑の執行期間が勾留期間と同一若しくはより短い場合を除く）。
- + 裁判官評議会は、勾留されていないものの懲役刑の判決を受けた被告人に対しては、判決を言い渡した直後に被告人の勾留を決定することができる（刑事訴訟法第 261 条の規定に基づいて懲役刑の執行延長を受けた場合を除く）。
- + 裁判執行の保障のための勾留期間は、判決宣告日から 45 日間とする。
- + 検察官は、勾留期間に関する上記規定に対する違反を発見した場合には、検察院指導部に報告し、改善を求める。

### 3.3. 暫定留置及び勾留の管理制度の執行の検察

- 暫定留置及び勾留の管理制度は、懲役刑の受刑者に対する管理及び教育の制度と基本的に異なる<sup>259</sup>。
- 暫定留置及び勾留の管理制度は、暫定留置及び勾留規則の規定に基づいて行われる<sup>260</sup>。
- 暫定留置及び勾留の管理制度の検察活動は、被暫定留置者及び被勾留者の生命、財産、名誉、尊厳及びその他収用されない権利に対する尊重を保障し、供述の強制及び拷問を防止する。

#### 3.3.1. 暫定留置及び勾留の管理制度の執行の検察

- + 被暫定留置者、被勾留者は疾病に罹患した場合には、医療職員の診断及び治療を受けることができる。暫定留置施設及び拘置

<sup>258</sup> 刑事訴訟法第 242 条、第 243 条

<sup>259</sup> 刑事訴訟法第 89 条

<sup>260</sup> 暫定留置及び勾留規則

所においては、ラジオ放送システムを提供する。被暫定留置者及び被勾留者は、事件の受理機関の許可を受け、信書の発受ができる。

- + 被暫定留置者及び被勾留者は、違法な暫定留置及び勾留、又は暫定留置及び勾留規則に違反する行為に対し、書面又は口頭で不服申立て又は告発を行う権利を有する。
- + 暫定留置施設、拘置所の規律及び秩序に違反する被暫定留置者、被勾留者に対しては、違反の性質及び程度に基づき、警告又は3日間から7日間まにおける閉居罰を執行し、延長は12日間までとし、10日目まで片方の足に足枷を掛ける罰（未成年者、女性には当該刑を適用しない）により処分される。
- + 暫定留置及び勾留は、対象者の区分（女性、未成年者、外国人、重大感染症罹患患者、凶悪犯罪者又は殺人、強盗及び危険再犯等の犯罪者、国家安全侵害者、死刑の判決を受けた者、懲役刑の判決を受けて刑務所への移送を待機している者<sup>261</sup>）により個別に行う。
- + 捜査、起訴及び公判が行われている事件の関係各当事者は、同じ居室に収容してはならない。個人別の暫定留置及び勾留は、事件の受理機関が決定する。外国人である被暫定留置者及び被勾留者は、暫定留置施設及び拘置所内の個別の居室に収容することができる<sup>262</sup>。
- + 被暫定留置者、被勾留者の移送、押送、監視その他に関する制度等<sup>263</sup>。

### 3.3.2. 被暫定留置者、被勾留者に対する制度の執行の検察

- + 被暫定留置者、被勾留者に対する日常の食事、居室、衣服の提供及び貸与について検察する。
- + 被暫定留置者、被勾留者に対する基準量に基づく生活必需品の提供、物品の差入について検察する。

<sup>261</sup> 暫定留置及び勾留規則第15条

<sup>262</sup> 暫定留置及び勾留規則第6条、第29条ないし第31条

<sup>263</sup> 暫定留置及び勾留規則第17条ないし第25条

- + 被暫定留置者、被勾留者に対する規定に基づく健康診断及び治療、新聞紙及び書籍の読書、ラジオ聴取組織活動について検察する。
- + 被暫定留置者、被勾留者が不服申立て又は告発を行う権利を行使できる条件の整備について検察する<sup>264</sup>。

### 備考：

暫定留置及び勾留においてよく見られる違反行為は次の通りである。

- \* 法律の規定に違反する逮捕を執行した。
- \* 訴訟手続に違反する暫定留置を行う、又は被逮捕者引渡調書及び書類引渡調書を作成していない。
- \* 経歴、指紋登録書を作成していない、写真撮影を行っていない、又は管理帳に記入していない。
- \* 暫定留置室に収容する前に規律を徹底しない、又は身体、所持品の検査をしていない。
- \* 管理帳の作成が不十分である、又は管理帳の全項目の更新が不十分である。
- \* 同じ事件に関係する各当事者を同 1 の暫定留置室、勾留室に収容する、又は被暫定留置者を事件の被疑者、被執行待機者、受刑者と同じ居室に収容する等、被暫定留置者と被勾留者の区分が不適切である。
- \* 暫定留置期間、勾留期間満了が近づいている状況について通知していない、又は通知が不十分である。
- \* 暫定留置期間、勾留期間を超過している。
- \* 被暫定留置者、被勾留者の書類に、経歴、指紋登録書、被逮捕者の引渡調書、健康証明書が添付されていない。
- \* 被暫定留置者、被勾留者がタバコ、ライター、髭剃り刃等の禁止物品を室内に持ち込んでいる。
- \* 権限を有する機関の移送命令を受けずに移送した。

---

<sup>264</sup> 暫定留置及び勾留規則第 26 条第 1 項

- \* 警備、巡査、監視、押送が規定に基づいて厳格に行われていない。
- \* 被暫定留置者、被勾留者に室外労働させた結果、被逮捕者が逃亡した。
- \* 食事制度、とりわけ祝日における食事制度が規定に基づいて保障されていない。
- \* 室内面積が足りない、又は石鹸、タオルを提供していない。
- \* 衣服、寝具を貸与していない、又は貸与が不十分である。
- \* 暫定留置施設に医療職員を配置していない。
- \* 被暫定留置者、被勾留者に親族が差入れする物品を規定の回数又は数量を超えて受け取らせている。
- \* 懲罰書類が不十分である、又は書面で決定されていない。
- \* 女性又は未成年者に足枷刑を適用した。
- \* ラジオ放送がない、全国紙又は地方紙を配布をしない。

#### 4. 懲役刑の受刑者の管理及び教育の検察<sup>265</sup>

##### 4.1. 受刑者の管理、禁固及び押送の検察

- 懲役刑執行のため、有罪判決を受けた者を刑務所に収容する場合には、刑務所規則第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類をそろえなければならない。
- 収容した直後に刑務所の医療職員による受刑者の健康診断を行い、刑務所規則第 8 条第 3 項の規定に基づいて禁固区分を行う。
- 刑務所は、犯罪の性質及び言い渡された刑、受刑者の年齢等に基づき、刑務所規則第 7 条、第 8 条第 4 項、公安省決定第 919/2002/QD-BCA 号に基づいて受刑者を区分し、禁固区域への配置を行う。
- 刑務所監督者は、懲役刑の判決を受けた者を刑務所に収容した日から 7 日以内に、裁判執行決定書を発行した裁判所、刑務所管理機関、受刑者の親族に書面で通知しなければならない。

<sup>265</sup> 第 II 部「裁判執行の検察」第 3.3 項、第 3.5 項に記載された懲役刑の執行一時停止と執行期間短縮の検察

- 刑務所規則第 9 条、第 11 条の規定に基づいて受刑者を監房及び独居房の内外に出入させ、又は刑務所外への移送を行う。
- 刑務所は厳格かつ安全に保護され、監房及び独居房は、堅牢に設計され、十分な受光を確保し、環境条件を保障する。警備群は、24 時間体制による巡査、監視を行う。
- 受刑者は、公安省の規定に基づく必要な私物のみを監房及び独居房に持込むことができる。現金の使用は禁じられる。持込み禁止物品一覧表に含まれる物品の持込みは禁じることができる。
- 受刑者は、懲役刑の執行期間満了日に釈放され、懲役刑執行終了証明書の発給を受けることができる。
- 受刑者の釈放及び証明書発給、居住地及び勤務先の所属機関への紹介、裁判執行結果の通知は、刑務所規則第 14 条の規定に基づいて行われる（HIV/AIDS 感染者の場合には、居住地の県級医療機関に通知し、当該医療機関が感染者に対する管理、助言を行う）。

#### 4.2. 食事、生活、治療の制度執行の検察

- 受刑者の 1 か月の食事量は刑務所規則第 16 条に規定する。祝日には、通常の食事基準量の 5 倍を上限として食事の提供量の増加を受けることができる。
- 受刑者は、標準的な食事、安全衛生的な水の提供を受け、家族が差入れた物品を使用し、労務報奨金を使用し食事を追加することができるものの、1 名当たり 1 か月平均基準量の 3 倍を超えることはできない。アルコールその他の興奮剤の使用は禁じられる。
- 受刑者の子供は、刑務所内で親と同居している場合には、親と同等の食事基準量の提供を受けることができる。
- 受刑者及びその子供は、刑務所規則第 17 条の規定に基づいて衣服、寝具等の提供又は貸与を受けることができる。
- 受刑者の体育及びスポーツ活動、文化活動、文芸活動は刑務所規則第 18 条に規定する。

- 疾病に罹患した受刑者に対する治療義務化制度、健康診断、治療、薬剤提供、死亡した受刑者及びその処理方法等は、刑務所規則第 19 条、第 20 条に規定する。

#### **4.3. 受刑者の労働及び学習の制度執行の検察**

- 受刑者の労働及び学習の制度は刑務所規則第 4 章第 22 条ないし第 26 条に規定する。
- 受刑者は、1 日に 8 時間労働し、日曜日及び祝日に休息する。学習活動は土曜日に行われる。学習時間及び教育時間は、労働時間に含めない。時間外労働又は土日労働を行った場合には、振替休日又は現物による報酬の支給を受けることができる。
- 女性又は未成年である受刑者に対しては、適切な労働を与えることができる。これらの受刑者は過酷な労働に従事させてはならない。
- 受刑者は、グループ別に区分し、労働、学習、生活する。受刑者の労働活動、職業訓練からの収支は刑務所の財務会計システムに反映しなければならない。
- 刑務所内における労働制度、労働及び職業訓練の結果使用は、共同通達第 04/2010/- BTC-BCA-BQP 号に詳細案内される。
- 読み書きのできない受刑者は教育を受け、未成年者は小学教育を受けることができ、外国人及び少数民族者はベトナム語の学習を奨励される。受刑者は、刑務所の条件に基づき、職業訓練を受けることができる。

#### **4.4. 面会、信書の発受、差入、賞罰、不服申立て及び告発の制度執行の検察**

- 面会、信書の発受、差入、賞罰、不服申立て及び告発の制度は、刑務所規則第 5 章第 27 条ないし 31 条と第 7 章第 34 条ないし第 36 条に規定する。
- 受刑者は、月に 1 回親族と面会できる（懲罰を受けた場合を除く）。面会は刑務所の面会室です。1 回当たりの面会時間は 1 時間を超えない。大きな功労があった受刑者は、1 時間を超えて 2 時間以内で面

会する、又は月に 2 回面会する、又は配偶者と 24 時間以内に面会できる。

- 受刑者は面会の場合には、物品、信書、金銭を受け取ることができる。現金に限り、刑務所に領置される。
- 月に 2 枚の信書を発信、物品を 1 袋（7kg 以内）受け取ることができる。不服申立て書及び告発状は、捜査機関、検察院、裁判所、刑務所の上級監督機関宛に送達される。
- 受刑者から不服申立て書及び告発状を受け取ったときに、関連機関及び組織は、不服申立て告発法の規定に基づいてその内容を確認し、受刑者に回答しなければならない。
- 功績をした受刑者は、賞詞、賞金又は賞品の授与、面会回数の増加、差入回数の増加、差入物品の受領可能量の増加、懲役刑の執行期間の短縮により褒賞を受けることができる。
- 収容期間中における所内における反則行為及び、労働怠慢の場合には、警告、7 日間までの閉居刑、15 日間までの延長閉居刑、刑事責任の究明により懲罰を科される。

#### **備考：**

- \* 懲役刑の受刑者を暫定留置施設に収容する場合には、検察活動をする際、共同通達第 07/2004/BCA-VKSNDTC 号の規定に基づくものとする。
- \* 受刑者の区分と禁固区分、区分の変更は決定第 919/2002/QD-BCA (V26) 号と指導文書第 4079/2002/V26-P4 号に詳細案内される。
- \* 褒賞、減刑、特赦等の受刑者の各種制度と利益は、受刑者の懲役刑の執行結果に基づいた順位付によるものとするため、検察活動は、決定第 1269/2002/QD-BCA (V26) 号と指導文書 2499/2006HD-V26 (P6) 号の規定を把握する上で行わなければならない。
- \* 懲役刑の受刑者の管理及び教育においてよく見られる違反行為は次の通りである。

- 懲役刑執行のため受刑者を引受けて暫定留置施設、拘置所、刑務所に収容する際の通知、懲役刑の執行期間満了 2 か月前に行うべき通知、受刑者が HIV/AIDS 感染した時の通知、過料の執行未完了の通知に関する違反。
- 受刑者に対する各種制回の執行が不十分、又は不当である。
- 不当な区分、区分の不当変更、とりわけ反則行為の繰り返し、又は新規犯罪の違反。
- 懲役刑の執行結果による順位付が不当に行われる。反則行為をした者に対する違反がよく見られる。
- 労働制度の執行、労働及び職業訓練の報酬の使用に関する違反。
- 審理が有効に行われないことにより、被暫定留置者、被勾留者がタバコ、ライター、髭剃り刃、自己製作の刃物等禁止物品を室内に持込む。
- 懲罰書類が不十分、又は書面の決定がない。懲罰制度、懲罰形式が規定に従わない。
- 警備、巡査、監視、押送は規定に基づいて厳格に行われない。教育活動が適切に行われないため、逃亡、自殺、新規犯罪の違反、所内反則等に至る。
- 面会時間、面会の対象者が規定に従わない、食堂の販売可能性が既定数量を超える、又は販売価格が同様品の市販価格を超える等、面会の制度、食堂販売の制度が不適切に行われる。

### III. 自由刑執行の検察執行方法

- 検察官は、自由刑執行の検察を次の4つの方法により行う<sup>266</sup>。
  - +定期的に直接的検察する。
  - +臨ときに直接的検察する。
  - +暫定留置施設、拘置所、刑務所を直接に管轄する同級又は下級機関に対し、自ら検査した上で検察院に報告するよう求める。
  - +暫定留置及び勾留に関する責任を有する同級又は下級機関及び責任者に対し、暫定留置及び勾留における法律遵守状況を報告するよう求める。

#### 1. 暫定留置及び勾留、懲役刑の受刑者の管理及び教育の定期検察

- 検察官は、暫定留置の有無にかかわらず、暫定留置施設（県級の場合）又は拘置所（省級の場合）における暫定留置及び勾留の状況を毎日検察しなければならない<sup>267</sup>。
- 省級公安機関の拘置所における暫定留置及び勾留を毎週検察する。
- 暫定留置施設又は拘置所における暫定留置及び勾留状況について、部分的な検察を3か月に1回、全面的な検察を6か月に1回直接に行う。
- 刑務所の全面検察を年に1回行う。
- 検察院は、定期検察（四半期ごと、半年ごと、1年ごと）を終了した後に、書面で結論を作成しなければならない<sup>268</sup>。
- 検察院は、定期検察の範囲として、次の検察を行うことができる。
  - 自由刑の執行における法律の遵守性について全面的に検察する。
  - 必要な事項と認めた問題点について検察する。
  - 暫定留置施設長、拘置所監督者、刑務所監督者による検察院の過去の異議申立てに対する執行状況について検察する。
- 検察院は、検察終了後に、検察対象地の法律遵守性について、書面で結論を作成しなければならない。

<sup>266</sup> 人民検察院組織法第27条第1項、第4項、第5項、自由刑執行検察規則第7条、第12条、第13条

<sup>267</sup> 公文書第1181/2008/VKSNDTC-Vu 4号第3.5項

<sup>268</sup> 自由刑執行検察規則第7条

## 2. 暫定留置及び勾留、懲役刑の受刑者の管理及び教育の臨時検察<sup>269</sup>

- 暫定留置及び勾留、懲役刑の受刑者の管理及び教育の臨時検察をする条件は、次の通りである。
  - + 暫定留置施設、拘置所、刑務所における重大な違反の兆候があった場合。
    - 暫定留置及び勾留又は懲役刑執行の理由、期間、手続に関する違反。
    - 被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者に対する管理制度、食事及び生活及び治療の各種制度の執行に関する違反。
  - + 検察官が臨時検察の必要性について認めた場合。

例：被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者が逃亡、新規犯罪の違反、労災又は疾病による死亡、原因不明死、自殺した等の場合。
- 検察院は、いかなる時間においても検察を行うことができる。
- 検察院は、検察を終了した後、書面で結論を作成しなければならない。
  - + 違反行為の原因及びその影響を究明し、明らかにする。
  - + 暫定留置施設長、拘置所監督者、刑務所監督者に対し、違反行為を中止し、違反者を処分するよう求める<sup>270</sup>。

## 3. 暫定留置施設、拘置所、刑務所を直接に管轄する同級又は下級機関に対し、自ら検査した上で検察院に報告するよう求める方法<sup>271</sup>

- 検察院は、暫定留置施設、拘置所、刑務所を直接に管轄する同級又は下級機関に対し、自ら検査した上で検察院に報告するよう求める方法を、次の場合において採用する。
  - + 暫定留置施設、拘置所、刑務所における違反行為の兆候があった、又は違反行為があった場合で、違反行為の性質及び程度に

<sup>269</sup> 人民検察院組織法第 27 条第 1 項

<sup>270</sup> 自由刑執行検察規則第 7 条第 2 項

<sup>271</sup> 人民検察院組織法第 27 条第 4 項、自由刑執行検察規則第 12 条

基づき、検察院が直接的検察方法を採用する必要がない、又はその条件が整っていないと認めたとき。

- + 自由刑の執行における問題点の情報を把握する必要を認めた場合。
- 当該検察方法は、検察官が有効と認めた場合に採用される。
- 違反行為の兆候は次のものにより発見される。
  - + 過去の自由刑執行における法律遵守性の検察の結果。
  - + 状況管理活動、自由刑の受刑者又国民による不服申立て又は告発。
  - + 報道機関による報道又は国家機関若しくは社会団体からの提議。

#### 備考：

- \* 検察官は、必要と認めた場合には、暫定留置施設、拘置所、刑務所を直接に管轄する同級又は下級機関に対し、自ら検査した上で検察院に報告するよう求める。
- \* 検察官の請求書には、責任機関が自ら検査した上で検察院に報告するべき問題点を、具体的かつ明確に記載しなければならない。

#### 4. 被暫定留置者、被勾留者及び懲役刑の受刑者の教育及び管理に関する責任を有する同級機関、下級機関及び責任者に対し、被暫定留置者、被勾留者及び懲役刑の受刑者の教育及び管理における法律遵守状況を報告するよう求める方法<sup>272</sup>

- 検察院は、自由刑執行における法律遵守状況を報告するべき同級又は下級機関及び責任者に対し、違法な決定、対応策又は行為について回答し、違反を中止し違反者を処分するよう求めることができる<sup>273</sup>。
- 当該検察方法は、暫定留置施設、拘置所、刑務所における法律遵守性について把握するための重要な検察方法の一つである。当該方法は、検察院が必要と認めた場合には、随時採用することができる。

<sup>272</sup> 人民検察院組織法第 27 条第 5 項、自由刑執行検察規則第 13 条

<sup>273</sup> 共同通達第 02/1989/VKSNDTC-BNV 号

## 備考：

- \* 検察官は、最も有効な方法について研究し、検察院指導部に報告する。
- \* 検察官は、検察院指導部が間接的検察方法を採用すると決定した場合には、その請求書の草案を作成しなければならない。
- \* 自由刑執行に関する責任を有する機関及び責任者に対し、違反行為のあり方、原因、違反につながった環境条件、改善策、処分措置について請求すべき具体事項を想定しなければならない。
- \* 検察官は、請求する事項の内容に基づいてその内容を執行して報告する期間を請求書の受け取日から 30 日以内に規定する<sup>274</sup>。
- \* 請求書は、最高人民検察院の書式に基づいて作成し、また発行の理由を明記しなければならない<sup>275</sup>。
- \* 検察官は、自由刑執行に関する責任を有する機関及び責任者に対し、請求の執行を検査して督促しなければならない。
  
- \* 検察官は、自ら検察するよう求められた機関及び組織から回答書を受け取ったときは、その回答内容が請求の内容及び目的に合致しているかどうか、不明で再検査すべき点がないかどうか、違反の結論を行う理由が十分であるか等を検討及び審査した後に、検察院指導部に報告し、適時対応を求める。

## 5. 暫定留置施設、拘置所及び刑務所の直接的検察の手法

### 5.1. 暫定留置施設及び拘置所の直接的検察

- 検察官は、暫定留置施設においては毎日、拘置所においては毎週、又は定期的（3 か月又は 6 か月に 1 回）に自由刑執行について検察し、逮捕、暫定留置及び勾留又は懲役刑執行における法律違反を適時発見する。
- 次の情報源により違反を発見する。
  - + 暫定留置及び勾留の日常的検察。

<sup>274</sup> 人民検察院組織法第 27 条第 4 項

<sup>275</sup> 人民検察院組織法第 27 条第 4 項

- + 暫定留置施設、拘置所の職員であって管理、監視、押送に関する責任者からの報告。
- + 捜査検察、裁判検察、不服申立て書、告発状。
- + 国家機関、社会団体からの提議、報道機関による報道、世論等。

**備考：**

- \* 検察官は、情報を受け取ったときに、その情報が正しいかどうか確認し、決定を求めて検察院の指導員に報告し、決定書の適時発行を求める。
- \* 当該情報が正しくない、又は情報が正しいものの決定書を適時発行しない場合には、違反の発見ができなくなることがあり、検察の目的を達成できない。
- \* 検察官は、必要と認めた場合には、暫定留置施設、拘置所、刑務所を随時直接に検察することができる。
- \* 検察官は、検察終了後、違反の原因及びその影響（ある場合）について書面で結論を作成し、暫定留置施設長、拘置所監督者、刑務所監督者に対し、違反行為を中止し、違反者を処分するよう求める<sup>276</sup>。

**5. 1. 1. 暫定留置施設及び拘置所の直接的検察の内容**

- 被暫定留置者数及び被勾留者数について検査する（既存者数、新規収容者数、解決済み者数）。
- 被暫定留置者及び被勾留者に暫定留置施設、拘置所の内外を出入させる理由について検査する。
- 被暫定留置者及び被勾留者に対する各種制度の執行について検察する。
- 暫定留置期間及び勾留期間を検察し、被暫定留置者及び被勾留者に対する管理制度の執行について検察する。
  - + 被暫定留置者、被勾留者の生命、財産、名誉、尊厳その他の収用されない権利が尊重されることを保障する。

---

<sup>276</sup> 自由刑執行検察規則第7条第2項、共同通達第02/1989/VKSNDTC-BNV号

- + 規律及び秩序を維持し、被暫定留置者の健康を侵害するいかなる書式の行為及び体罰も禁じる。
  - + 被暫定留置者の生命、健康、名誉、尊厳、財産を侵害する行為はすべて法律の規定に基づいて処分されなければならない。
  - + 被暫定留置者、被勾留者の不服申立て及び告発等の権利を保障する。
- 検察官は、次の点を検討しなければならない。
    - + 勾留は勾留命令を受けたものか、当該命令を署名した機関及び個人が権限を有するか。
    - + 勾留命令に記載された期間は正当なものか、当該期間は満了又は残存しているか。
    - + 勾留期間の延長が法律の規定に基づいて行われているか。
    - + 拘置所監督者による被勾留者の釈放が刑事訴訟法第 94 条及び第 120 条の規定に基づいて行われているか。
  - 検察官は、暫定留置施設、拘置所に対する直接的検察活動を有効なものとするため、公訴権の行使と捜査検察又は公判検察担当機関と緊密かつ随時協力しなければならない。

**備考：**

- \* 検察官は、勾留制回の執行については、被暫定留置者、被勾留者が逃亡した、又は犯罪が発生したと発覚した場合には、事件書類を十分に作成、その原因を究明、その逃亡又は犯罪につながった環境条件を確定し、拘置所の関連職員が負うべき責任を明確に確定する。
- \* 検察官は、被暫定留置者、被勾留者が死亡した場合には、その原因を究明して埋葬の手続を検査する。必要な場合には、事件の調書を作成して関連書類を十分に収集し、対応策と違反者の処分を求め、検察院指導部に報告する。

- \* 検察官は、直接的検察を有効にするため、逮捕及び暫定留置及び勾留の理由に関する規定、暫定留置制度と勾留制度に関する規定に基づき、比較及び評価を行わなければならない。
- \* 検察活動においては、検察調書、検察官が行った作業のすべてを反映すべき検察書類、違反行為の確定に関する書類を作成しなければならない。

#### 5.1.2. 暫定留置施設、拘置所の検察活動の手順及び手続

- 検察院は、暫定留置施設、拘置所における単一又は複数の業務について 3 か月に 1 回直接に検察しなければならない。検察の対象業務は、検察官が暫定留置施設、拘置所の法律遵守状況に基づいて決定する。
- 検察院は、暫定留置施設、拘置所の全業務について、6 か月に 1 回直接かつ全面的に検察しなければならない。
- 検察官は、定期検察（3 か月、6 か月に 1 回）を開始する前に、定期検察の決定又は直接的検察（必要な場合）決定書の草案を作成し、検察院指導部に提出し、決定書の署名及び交付を求める。また、検察の目的及び請求内容を明記した検察計画書を作成し、当該計画書を暫定留置施設長、拘置所監督者に事前に送達し、準備を求める。
- 検察の通常手順は次の通りである。
  - + 暫定留置施設長、拘置所監督者に対し、当期内の逮捕及び暫定留置、処理に関する状況及び資料、法律遵守状況、暫定留置及び勾留における問題点又は優良点、提議又は提議（ある場合）について報告するよう求める。
  - + 逮捕調書、逮捕報告書、暫定留置及び勾留の命令又は決定、経歴、指紋登録書、引渡及び引受調書、移送手続、その他関連書類等の被暫定留置者、被勾留者の管理書類の作成を検査する。
  - + 被暫定留置者、被勾留者の引受、移送、処分における法律遵守状況を検査する。

- + 逮捕命令、逮捕承認決定、逮捕調書、被逮捕者の引渡調書、暫定留置決定、暫定留置期間延長決定、被疑者起訴決定、防止策変更決定、釈放決定、行政処分決定（ある場合）について検察する。
  - + 暫定留置及び勾留期間の執行状況、暫定留置及び勾留期間超過の通知について検察する。
  - + 暫定留置及び勾留の管理業務（巡査、監視、暫定留置区分、供述の調整の防止策、通信方法、安全衛生等）について検察する。
  - + 金銭及び財産の管理業務及び、食事、生活、治療、面会、差入物品の受取り、不服申立て又は告発等に関する各種制度の執行について検察する。
  - + 暫定留置施設又は拘置所に収容されている被暫定留置者、被勾留者の点検を行い、暫定留置施設、食事施設、居室、治療施設、娯楽施設、独居房、刑房等を検査する。
  - + 暫定留置及び勾留規則第 15 条の規定に基づいて暫定留置及び勾留の区分及び配置を検査する。HIV 感染者と感染しない者を別々に暫定留置及び勾留するよう留意しなければならない<sup>277</sup>。
  - + 検察官は、必要と認めた場合には、被暫定留置者及び被勾留者と直接に面会し、被暫定留置者及び被勾留者から質問、提議又は不服申立て若しくは告発を受理し、対応する責任を負う機関及び組織における暫定留置及び勾留における法律遵守状況について聴取することができる。
- 検察官は、検察終了後、暫定留置施設長及び拘置所監督者に対して開示する検察院の結論書を準備しなければならない。
  - 結論書の作成手法は、下記の第 5.3 項「暫定留置施設、拘置所、刑務所の直接的検察時の結論書作成手法」に基づくものとする。

**備考：**

---

<sup>277</sup> 共同通達第 05/2005/TTLT-VKSNDTC-BCA-BQP 号

- \* 検察官は、検察の場合には、資料の研究をし、必要な資料を複製しなければならない。また、検察項目ごとの検察調書を作成、検察終了後の結論及び提議を行う理由とする。
- \* 検察活動は、調書を作成し、検察官、暫定留置施設長、拘置所監督者、刑務所監督者の署名を必要とする。検察官は、検察の結果、暫定留置及び勾留に理由がない、又は法律に基づいていないことを発見した場合には、捜査検察及び公訴権行使機関と協議及び協力し、再捜査を執行するよう務め（関連機関及び責任者に説明を求めることができる）、検察院指導部に報告し対応を求める。
- \* 検察官は、自由刑執行検察規則の「暫定留置及び勾留の手続を毎週検察する」とする規定とは別に、違反等を適時発見するため、「被暫定留置者がいれば検察すること」を行わなければならない。
- \* 被暫定留置者、被勾留者の書類には、法的効力を有する暫定留置命令又は勾留決定、検察院による承認決定（承認を必要とする場合）、逮捕調書又は逮捕報告書、被逮捕者の引渡及び引受調書、被逮捕者の持参財産及び金品に関する書類（ある場合）、経歴、指紋登録書、健康書類、禁固処分決定その他の書類（ある場合）等が含まれる。被起訴者の場合には、起訴決定書も必要とする。
- \* 他所から移送された被暫定留置者、被勾留者の場合には、上記各書類の他に、移送命令書（又は転送決定書）の発行も求めることができる。
- \* 暫定留置命令書、勾留決定書に権限を有する者による署名があるか、検察院の承認があるか（検察院の承認を必要とする場合）を検査する。
- \* 暫定留置命令書、勾留決定書、逮捕調書の適法性及び根拠性について検察する（被暫定留置者、被勾留者がどのように逮捕されたか、その逮捕が適法かを検察し、緊急逮捕権の濫用及び不確定理由に基づく逮捕、明らかな行政違反行為があった者の暫定留置及び勾留を防止する等）。
- \* 暫定留置及び勾留期間の記載が刑事訴訟法の規定に基づいて行われているか、暫定留置期間が勾留期間に含めて計算されているか（これ以前に勾留された場合）について検察する。

\* 拘置所直属受刑者管理支所について検察する場合には、刑務所の検察内容を適用し行う。

## 5.2. 刑務所の直接的検察

### 5.2.1. 準備活動

- 検察官は、1年に1回、刑務所の全面的な検察を直接に行う<sup>278</sup>。
- 検察官は、刑務所の直接かつ全面的な検察を開始する前に、検察期間の刑務所における法律遵守状況について取り扱った情報を収集し、検察計画を立案するための理由とする。
- 情報は、次の手段により収集する。
  - + 懲役刑の受刑者の管理及び教育活動の検察院による監視結果。
  - + 関連書類と資料、責任者からの報告。
  - + 国家機関、社会団体による提議。
  - + 懲役刑の受刑者及びその親族による不服申立て又は告発。
  - + 国民の通報、報道機関による報道。
- 検察官は、検察すべき内容を想定し、検察院指導部に報告する。
- 検察官は、検察決定（必要な場合）と検察計画書の草案を作成し、検察院指導部に提出し交付の承認を求める。
- 検察計画は具体的かつ詳細なものとし、検察において留意すべき重点（検察官が違反の情報を入手した機関、違反が頻発している機関）を明確に示さなければならない。
- 検察官は、検察の執行に必要な資料、書類、データを提供の提供を受ける必要がある場合には、これらを計画書に明記しなければならない。検察計画書は、公開前に検察院指導部の承認を受けなければならない。
- 検察決定書及び検察計画書は、刑務所に準備期間を与えるため、一定時間（検察内容量の多少による）前に刑務所監督委員会に送達しなければならない。
- 検察計画に基づく各業務を執行する職員の配置を想定し、刑務所における直接的検察に必要な設備及び物品を準備する。

<sup>278</sup> 自由刑執行検察規則第7条

### 5.2.2. 直接検査の手順

- 検察官及び刑務所監督委員会は、直接的検査を行うに際し、検査内容、検査団の参加者、関連請求（刑務所が書類、資料、データを提供し、検査団に協力する職員を指定するよう求める）を承認する。
- 関連資料、運営状況、法律遵守状況、懲役刑の受刑者の管理及び教育における問題点又は優良点について、刑務所監督者の報告を聴取する。
- 検察官は、報告聴取後、不明点について質問する、又は具体的説明を求めることができる。
- 次の検査業務を行う。
  - + 書類及び資料を検査する。
  - + 受刑者の管理及び教育施設、労働施設、面会室、刑房、食堂、医療施設を実地に検査する。
  - + 懲役刑の受刑者と面会し聴取する。
- 検査活動のすべてについて記録して調書（必要な場合）を作成し、検査書類に保管する。調書には、検査団及び刑務所監督委員会が承認の署名をしなければならない。
- 検察官は、検査終了後、書面で結論を作成しなければならない。

### 5.2.3. 検査内容

- 懲役刑執行のため収容する際の理由及び手続について検査する。
  - + 懲役刑の判決を受けた者を執行のため刑務所に収容する場合には、次の書類をそろえなければならない<sup>279</sup>。
    - 確定判決書の写し（控訴審公判、上告審公判、再審公判の場合には、第一審判決書を添付する）。
    - 裁判執行決定、受刑者の身分を確定する経歴及び指紋登録書。
    - 懲役刑の判決を受けた者が外国人である場合には、パスポートの写しその他国籍を証明する書類。
    - 懲役刑の判決を受けた者の健康診断書その他健康に関する書類（ある場合）。

<sup>279</sup> 政令第113/2008/ND-CP 号第8条

- 懲役刑の判決を受けた者を刑務所に収容するとする刑務所管理機関の決定書。
  - 懲役刑の判決を受けた者に関するその他書類（ある場合）。
  - 拘置所における規則遵守姿勢の評価書。
  - 刑務所が変更された受刑者、又は拘置所に 1 か月以上服役している者であって刑務所に移送した受刑者の場合には、懲役刑執行の順位評価書を必要とする。
- 刑務所内の対象者別の区分について検察する。刑務所は、次の各禁固地区に分けることができる<sup>280</sup>。
    - + 15 年以上の懲役刑の判決を受けた者、無期懲役の判決を受けた者、危険再犯者に対する禁固地区。
    - + 15 年未満の懲役刑の判決を受けた者に対する禁固地区。
  - 刑務所監督者は、犯罪の性質、刑、年齢、性別、健康状態その他身分上の特徴に基づき、受刑者の区分及び禁固を組織する。
    - + 当該禁固地区においては、女性、未成年者、外国人、重大危険感染症に罹患した者が個別に禁固される。
    - + 所内において規則違反を繰り返した受刑者は個別に禁固される。
  - 受刑者の移送、押送について検察する<sup>281</sup>。
  - 食事、服装、生活、治療、労働、学習等に関する各種制度について検察する。受刑者の食事、衣服、生活、治療に関する制度は次の通りである<sup>282</sup>。
    - + 1 か月当たりの食事量は、米 17kg、肉類 0.7kg、魚 0.8kg、平均基準量の砂糖 0.5kg、塩 1kg、野菜 15kg、ギョシヨウ 0.75 リットル、調味料 0.1kg、薪炭の薪相当 15kg 又は石炭相当 17kg とする。

<sup>280</sup> 刑事裁判執行法第 17 条

<sup>281</sup> 刑事裁判執行法第 35 条

<sup>282</sup> 刑事裁判執行法第 42 条ないし第 48 条、政令第 113/2008/ND-CP 号第 16 条、第 17 条

- + 法律の規定に基づく一覧表に含まれる過酷な労働又は有害な労働に従事する受刑者は、1 か月当たりの食事量を上記基準より15%増加することができる。
- + 祝日には、日常の食事基準量の5倍を上限として食事の提供量の増加を受けることができる。受刑者は、労務報奨金又は家族からの差入物品により食事量の追加ができるものの1名1か月当たりの平均基準量の3倍を超えることはできない。
- + アルコールその他の興奮剤の使用が禁じられる。
- + 受刑者1名につき、普通の布から作られた長い衣服2着を提供する。衣服の形状は統一される。また、下着2着、タオル2枚、菅製マット1枚、サンダル2足、菅製帽子又は菅笠1個の提供を受けることができる。
- + 1か月に石鹼0.3kg（女性は生理用品1.5kg相当分を受けることができる）、4年に掛け布団1枚と蚊帳1枚の提供を受けることができる。
- + Da Nang 市までの南部地域においては、繊維掛け布団を提供する。
- + Thua Thien Hue 地域までの北部地域においては、2kg以下の木綿掛け布団、5年間使用分のセーター1着を提供する。受刑者の子供で所内において親と同居している者は1年に普通の布から作られた衣服2着、タオル2枚、石鹼2kg、3年に蚊帳1枚と年齢に基づく掛け布団1枚の提供を受けることができる。
- + 受刑者は年齢に基づき、体育及びスポーツ活動、文化活動、文芸活動を行うことができる。また、新聞及び書籍の読書、テレビ視聴、ベトナムラジオ聴取が認められる。
- + 受刑者が精神疾病その他の認識能力又は行為制御能力を失う程度の疾病に罹患した場合には、専門医療施設における治療義務化の措置を適用される。治療期間は懲役刑の執行期間に含めて計算する。

- + 受刑者が疾病に罹患した場合には、所内医療施設において診断及び治療を受けることができる。食事制度、薬剤の投与、医療的養生は、病理に基づいて指定する。治療薬剤の金額は、1名1か月当たり米相当2kg分とする。
- + 刑務所監督者は、受刑者が重大な疾病に罹患し、所内医療施設の治療能力を超えている場合には、治療のため国立病院への移送を決定する。治療費用は、刑務所が病院に支払う。
- 受刑者による不服申立て又は告発を行う権利の行使について検察する。
- 懲役刑の受刑者の書類について検察する。
  - + 確定懲役刑判決書又は決定書の写し。
  - + 管轄裁判所の裁判執行決定書、経歴、指紋登録書。
  - + 刑務所管理機関による決定書その他の関連書類等。
- 刑務所監督者は、懲役刑の執行期間が満了した時点において別の犯罪で勾留されていない場合には、懲役刑執行終了証明書を発行し、直ちに釈放しなければならない。
- 受刑者を釈放する理由は次の通りである。
  - + 刑務所監督者が署名した懲役刑執行終了証明書。
  - + 国家主席による特赦決定。
  - + 懲役刑執行の一時停止決定。
- 生命、健康、名誉、尊厳、個人財産の保護権、学習権、8時間労働権、労働保護権、面会権、受診権、受刑者の管理及び教育に対する不服申立て権及び告発権、提議権等懲役刑等の、受刑者が有する法律上の権利の行使について検察する。

### 備考：

- \* 検察官は、懲役刑執行が一時停止された場合には、一時停止決定書を発行した者の権限、一時停止を受けることができる対象者、一時停止の要件について検察しなければならない<sup>283</sup>。

<sup>283</sup> 刑事訴訟法第276条、第277条

- \* 刑務所監督者は、一時停止決定書を受け取った場合には、これに基づいて釈放手続を行う。
- \* 一時停止期間満了後の執行残存期間を継続する場合で、懲役刑執行期間短縮のときは、服役中の受刑者が重大な疾病に罹患した等の場合における検察の手法は、本マニュアルの「刑事公判の執行検察」第 II 部第 3.4 項、第 3.5 項において述べる。
- \* 検察官は、受刑期間に重大な疾病に罹患した受刑者について不当な理由により一時停止を拒絶した文書を発見した、又は違法な一時停止決定書を発見した場合には、これを検察院指導部に報告する。検察院指導部は、権限を有する機関に対し、異議申立てを行い、改善を求める。
- \* 懲役刑の受刑者の管理及び教育の検察業務、とりわけ「備考」にあるよく見られる違反の部分について十分に把握する。
- \* 犯罪者の禁固は、厳格性を確保しつつ行い、犯罪者の引渡し及び引受けから検査、移送、懲罰、独居房刑までにおける業務は、政令第 113/2008/ND-CP 号の規定に基づいて行わなければならない。
  - 受刑者の移送について検察する<sup>284</sup>。捜査、起訴、公判等のため受刑者を暫定留置施設外に移送する場合には、公安省刑務所管理局長の移送命令を必要とする。移送命令書には、移送の目的及び期間を明記しなければならない。
  - 受刑者が刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門、国家医療施設において死亡した場合には、法律遵守性について検察する。受刑者が刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門、国家医療施設において死亡した場合には<sup>285</sup>、
    - + 当該機関及び組織は、原因究明のため、受刑者の死亡地を管轄する県級検察院、捜査機関に直ちに報告しなければならない。
    - + 刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門は、死亡申告の手続を行い、また埋葬の手続を行う前に、死亡者の親族又は合法的代理人に通知する。

<sup>284</sup> 刑事裁判執行法第 35 条、政令第 113/2008/ND-CP 号第 9 条

<sup>285</sup> 刑事裁判執行法第 49 条

- + 受刑者が医療施設において死亡した場合には、当該施設は、死亡申告書を作成し、刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門に送達する。
  - + 死亡した受刑者が外国人である場合には、刑務所監督者は、原因究明のため受刑者の死亡地を管轄する省級検察院及び捜査機関に直ちに報告しなければならない。同ときに刑事裁判執行管理機関にも報告する。また、死亡者が国民である外国の代表機関への通知のためベトナム外務省に報告する。刑務所は、権限を有する機関からの許可を受けた後に死亡者の埋葬を行わなければならない。
  - + 刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門は、死亡者の親族又は合法的代理人に通知してから 24 時間以内に、かつ、権限を有する機関からの許可を受けた後に地理的条件及び風習に基づいて火葬又は土葬を行い、裁判執行決定書を発行した裁判所に通知する。
  - + 裁判執行決定書を発行した裁判所は、通知を受け取った日から 3 営業日以内に、懲役刑執行中止決定書を発行し、死亡者の親族、刑務所、拘置所、受刑者の死亡地を管轄する県級公安機関の刑事裁判執行部門、中止決定書を発行した裁判所の所在地を管轄する法務局にその決定書を送達する。
  - + 刑務所、拘置所、県級公安機関の刑事裁判執行部門は、死亡者の親族又は合法的代理人が遺体、遺骨又は遺灰の受取り、自費負担を希望した場合には、安全、秩序、環境衛生に悪影響を及ぼす恐れがあると認めることができる場合を除き、その検討及び決定をすることができる。
  - + 遺骨の受取りは埋葬を行った日から 3 年後に行われる。受刑者が外国人である場合には、遺体、遺骨又は遺灰の受取りは、刑事裁判執行管理機関が検討及び決定しなければならない。
  - + 受刑者が懲役刑の執行期間中に死亡したもののその以前に義務社会保険に加入していた、又は年金の給付を受けていた場合には、遺族厚生年金は、社会保険法の規定によるものとする。
- 受刑者の労働制度、学習制度の執行について検察する<sup>286</sup>。

<sup>286</sup> 刑事裁判執行法第 28 条ないし第 30 条、刑務所規則第 22 条

- + 受刑者は、1日に8時間労働し、日曜日及び祝日に休息する。学習は土曜日に行われる。
- + 受刑者の学習時間、職業研修時間、時事、政策及び法律情報の受信時間、国民教育プログラム時間は労働時間に含めて計算する。
- + 刑務所監督者は、臨時の場合には、受刑者に対し、1日に2時間を超えない時間外労働、又は1日に8時間を超えない土日労働に従事するよう求めることができる。時間外労働に従事した場合には、振替の休息、又は物品で手当を受けることができる。
- + 女性又は未成年の受刑者は、年齢、性別、健康状態に適した労働を与えられる。これらの受刑者を、女性労働者及び未成年者に対する禁止労働一覧表に含まれる過酷な労働又は有害な労働に従事させることはできない。
- + 受刑者の労働活動、職業訓練の収支は、国家の現行会計システムに基づいて刑務所の財務会計システムに反映しなければならない。
- + 受刑者の労働結果は、次の通り配分される<sup>287</sup>。
  - 物資、原料費用及び外部からの雇用費用を差し引く。
  - 光熱費、部門別の過酷な労働又は有害な労働への追加食費を差し引く。
  - 時間外労働又は休日労働の手当を差し引く。
  - 資産償却原価、労働直接管理費を差し引く。
  - 受刑者の追加食費に充当する。
  - 懲役刑執行終了後の社会復帰基金への寄付金に充当する。
  - 福利厚生及び褒賞基金への寄付金に充当する。
  - 優秀な労働をした受刑者への報奨金に充当する。
  - 労働、教育、職業訓練を組織するための再投資金に充当する。
- + 刑務所は、上記各種費用を十分に製品原価に算定しなければならない。

---

<sup>287</sup> 刑事裁判執行法第30条

- + 受刑者は、時間外労働手当、休日労働手当、優秀な労働結果による報奨金を親族又は刑務所に預けることができる。また、規定通りに使用する、又は懲役刑執行終了後に刑務所から取り戻すことができる。
- + 受刑者の労働活動及び職業訓練による収支は、次の通り行われる。
  - 刑務所は、会計書類を作成し行政事業会計制度に基づいて記録し、財務収支の会計及び財務報告を行う。
  - 受刑者の労働活動及び職業訓練による収支は、刑務所の財務会計体系に反映しなければならない。
- + 受刑者の労働活動による収支報告は、受刑者の労働活動による収支に関するデータ、状況及び結果について整理した総合的な報告である。刑務所監督者は、総合報告書及び受刑者の労働活動による収支結果を詳細に説明する報告書を作成し、公安省刑事裁判執行管理機関に送達する。
- + 公安省刑事裁判執行管理機関は、受刑者の労働活動による収支結果報告書を審査及び承認し、公安省財務管理機関に報告する。公安省財務管理機関は、総合的に整理し、法律の規定に基づいて公安省の年度予算の決算報告をする。
- + 読み書きのできない受刑者は文化教育を受け、又は未成年の受刑者は小学教育を受けることができ、外国人及び少数民族出身者はベトナム語の勉強を奨励される（週 3 回、1 回労働時間内 4 時間）<sup>288</sup>。
- + 受刑者は、刑務所の条件に基づき、適切な職業訓練を受けることができる。未成年者の職業訓練は義務とする。
- 受刑者の学習、執行状況の評価及び順位を 1 か月ごと、四半期ごと、半年ごと、年ごとに検察する。また、教育協力のための受刑者の親族に対する定期順位結果の通知について検察する。
- 受刑者の面会、信書の授受、差入物品の授受、不服申立て又は告発に関する各種制度の執行について検察する<sup>289</sup>。

<sup>288</sup> 刑事裁判執行法第 46 条、第 47 条、刑務所規則第 25 条

<sup>289</sup> 刑務所規則第 5 章

- + 受刑者は、親族と月に 1 回面会できる。面会は刑務所の面会室において行う（懲罰を受けている場合を除く）。
  - + 1 回当たりの面会時間は 1 時間を超えることはできない。刑務所監督者は、大きな功労があった場合には又は特別な場合には、2 時間以内の面会を許可し、又は月 2 回の面会の許可を決定することができる。
  - + よく進歩している受刑者、又は大きな功労があった受刑者は、配偶者と 24 時間以内に面会できる。
  - + 受刑者は、面会の場合には、物品、信書、金銭を受け取ることができる。現金の場合には、刑務所に領置き、規定に基づいて使用する。
  - + 3 時間以上の面会時間が許可された受刑者は、面会施設内の個室において面会する。
  - + 刑務所監督委員会の監視下において、国内電話により親族と連絡することができる。1 回の連絡時間は 5 分以内とする。連絡に際してはベトナム語を使わなければならない。
  - + 信書を 1 か月 2 通発信することができるものの信書はすべて検査される。
  - + 差入物品を 1 袋（7kg 以下）受け取ることができる。受取りの前には、検査される。
  - + 受刑者による不服申立て書、告発状は、捜査機関、検察院、裁判所、刑務所の上級機関に送達しなければならない。
- 受刑者の賞罰制度の執行について検察する<sup>290</sup>。
- + 受刑者が忠実に反省及び後悔する場合で、所内規則の遵守、目標値を超えた労働又は功労があった等のときは、次の書式により褒賞を受けることができる。
    - 賞詞、賞金又は賞品の授与、面会回数及び面会時間の増加、差入回数の増加、差入物品の受領可能量の増加。
    - 法律の規定に基づく懲役刑の執行期間の短縮。

<sup>290</sup> 刑事裁判執行法第 36 条、第 38 条、刑務所規則第 34 条、第 35 条

- + 所内規則に違反した、又は労働を怠慢した場合には、次の書式により懲罰を科される。
  - 警告、7 日までの閉居刑、15 日までの延長閉居刑。更正している場合には当該期間が短縮される。
  - 刑務所監督者は、受刑者の違反行為が捜査機関の捜査権限に属する場合には、事件の起訴を決定し、初期捜査をした上で管轄捜査機関に事件書類を送達する。
  - 受刑者は、刑務所又はその他受刑者の財産を破損、紛失した場合には、その賠償をしなければならない。

### 5.3. 暫定留置施設、拘置所、刑務所の直接的検察の結論書作成手法

- 検察院は、検察終了後に、書面で結論を作成しなければならない<sup>291</sup>。
- 結論書は、暫定留置所長、拘置所監督者、刑務所監督者の前に開示される。
- 結論書は、検察の結果を十分に反映し、自由刑執行における法律遵守における刑事施設の良点を明記し、問題点及び欠点を提示して改善、修正を求める。
- 検察官は、結論書の草案の作成を次の通り行う。
  - + 検察活動の結果のすべてをまとめる。
  - + 自由刑執行における違反及び問題点、その原因と発生につながった環境及び条件、違反の法律上の理由について確定する。
  - + 違反と問題点の改善策を想定する。
- 結論書は最高人民検察院の書式により作成する。
  - + 結論書の前書き部分には、次の事項を記載する<sup>292</sup>。
    - 検査活動を行う法律上の理由。
    - 検察団の参加者。
    - 検察期間、検察開始時点。
  - + 結論書の主要部分には、次の主な内容を記載する。

<sup>291</sup> 自由刑執行検察規則第 10 条

<sup>292</sup> 人民検察院組織法第 26 条ないし第 29 条

- 暫定留置、勾留、受刑者に関する資料（結論書の別紙として公布できる）。
  - 法律遵守状況：
    - 優良点。
    - 問題点。
    - 問題点の原因。
- + 結論書の結論部分：異議申立て又は提議、請求。
- 法律遵守状況の記載部分においては、暫定留置、勾留又は懲役刑執行を反映する資料を明記し、分析しなければならない（優良点、欠点、問題点及びその原因）。具体的には、次の通りである。
    - + 被暫定留置者、被勾留者、受刑者の引受手続。
    - + 自由刑執行の組織制度及び管理制度の執行。
    - + 被暫定留置者、被勾留者、受刑者に対する物質的及び精神的制度。
    - + 受刑者の教育、労働、職業訓練の各種制度。
  - 検察官は、違反を発見した場合には、その違反を確定するため検査し、どの法律及びどの条項に違反するかを明確に引用しなければならず、曖昧な記載をしない。
  - 結論部分においては、中止を求める各違反を明記し、違反のある決定の修正又は破棄、違反行為の中止を求める。違反行為者に対する懲戒処分を求める。また、法律の規定に基づく異議申立てに対する解決結果を回答するよう求める。
  - 検察官は、結論書の草案の作成後、暫定留置施設長、拘置所監督者、刑務所監督者に通知し、当該結論書を開示する時間及び場所、開示に参加する者について統一する。
  - 暫定留置所長、拘置所監督者、刑務所監督者は、結論書の草案が開示された後に、不同意事項について自己の意見を提示することができる。

- 検察官は、法律の規定に基づき、理由のある結論書の各内容について説明し、保護する責任を負う。理由のない内容又は誤った結論に達した事項については、その修正、補足をしなければならない<sup>293</sup>。
- 検察官は、法律上の指導内容又は解釈方法が統一されないことにより不賛成又は反対した内容については、検討及び決定のため検察院指導部又は上司に報告しなければならない。
- 検察官は、法律上の理由がそろっているのに被検察機関が不賛成又は反対した場合にも、自己の責任により異議申立て又は提議の結論書を発行する。
- 検察官は、結論書の草案を開示した後に、草案を修正して完成し、正式な結論書を発行する。
- 暫定留置所長、拘置所監督者、刑務所監督者又は暫定留置施設、拘置所、刑務所を管轄する責任者による暫定留置及び勾留における重大な違反を発見した場合には、検察を直接に行った検察院長官又は副長官は、結論書、異議申立て決定書を署名して公布し、違反の中止、違反のある決定の修正及び破棄を求め、違反の原因及び違反につながった環境及び条件を改善し、犯罪の発生を防止し、違反者を処分するよう提議する。

#### 備考：

- \* 検察官は、結論書の説得性を確保するため、事前に研究するため、当該結論書の草案を暫定留置所長、拘置所監督者、刑務所監督者に事前に送達しなければならない。
- \* 検察官は、違反を発見した場合には、違反調書を作成し、検察終了後に出す結論のため関連書類と資料を収集して保管する。同ときに、検察院指導部に直ちに報告し、指導意見を求めなければならない。
- \* 結論書においては、収集した書類及び資料のすべてを提示する必要はなく、証明するための資料を単一又 2 つ引用し、違反があった規定及び法律上の文書を正確に引用する。

---

<sup>293</sup> 共同通達第 02/1989/BNV-VKSNDTC 号第 II 部第 7 項

- \* 違反を確定するための法的理由を引用するときに、違反があった法律上の文書及び規定が複数ある場合には、最も合理性のある法律上の文書の規定を選択し引用する。
- \* 単一の部門の複数の違反、又は複数の部門の違反を発見した場合には、各部門において引用例として単一又は 2 つの違反を選択し提示するものとし、すべての違反を列挙しない。
- \* 結論書の法律用語の使用は、総括的かつ簡潔に行われなければならない。用語は法律の現行規定に規定する一般的なものでなければならず、地方の用語は使用しない。

#### IV. 自由刑執行における違反に対する検察院の排除対策

- 自由刑執行における違反を排除するため法的対応を適用するのは、検察院の職務、権限及び責任である<sup>294</sup>。
- 検察官及び自由刑執行の検察職員は、自由刑執行の検察において、違反を摘発する意識を随時持ち、違反の原因を究明し、関連機関及び組織及び違反者の責任を明確に確定する。
- 違反排除対策は、違反の性質及び程度、影響、違反の種類に基づいて適切に適用する。

##### 1. 不適正又は不当の被害の発見と処分

- 検察官は、不適正又は不当な被害を受けた者から不服申立てを適時受理する責任を負い、次の業務によりこれを確証し、関連書類を収集する<sup>295</sup>。
  - + 被逮捕者、被暫定留置者、被勾留者の書類を検査する。
  - + 刑事施設を直接に検察し、被収容者と直接面会して聴取する。
  - + 自由刑執行における権限又は責任を有する者に対して行われた不服申立て及び告発、関連情報について研究する。
- 検察官は、研究の結果、不適正又は不当の被害を発見した場合には、検察院指導部に報告し、対応を求める。

##### 2. 釈放の決定<sup>296</sup>

- 法律上の理由なく不当に刑事施設に収容された者について釈放を決定するのは、自由刑執行における違反に対する検察院の対応の一つである。
- 検察官は、法的理由なく不当に暫定留置又は勾留された者及び懲役刑の受刑者に対し、次の場合において釈放を決定する。
  - + 被暫定留置者

---

<sup>294</sup> 人民検察院組織法第6条、第27条、第28条

<sup>295</sup> 自由刑裁判執行規則第16条

<sup>296</sup> 検察院組織法第28条第1項

- 検察院が緊急逮捕を承認しないのに暫定留置された場合。
  - 権限を有する機関又は責任者の決定がないのに暫定留置された場合。
  - 暫定留置決定が検察院により却下されたのに暫定留置された場合。
  - 被暫定留置者が釈放決定を受けた場合。
  - 検察院が被暫定留置者の暫定留置期間の延長を承認しない場合。
  - 暫定留置期間が満了し、かつ、その他適法な暫定留置決定がない場合。
- + 被勾留者
- 権限を有する機関の勾留命令がない、又は勾留命令があるものの刑事訴訟法に基づく検察院の承認がないのに勾留された場合。
  - 検察院が勾留期間の延長を決定しない場合。
  - 勾留を破棄する決定がなされた場合。
  - 釈放決定、その他予防措置の適用がなされた場合。
  - 捜査の中止決定、又は事件の中止決定がされ、かつ、その他犯罪により刑事施設に収容されない場合。
  - 裁判所の審理により釈放決定が申し渡され、又は無罪宣告がなされ、又は刑事責任の免除、刑の免除、懲役刑でない刑を受け、又は懲役刑の執行期間が勾留期間より短い場合。
- + 懲役刑の受刑者
- 懲役刑の執行を終了し、かつその他犯罪により刑事施設に収容されない場合。
  - 懲役刑執行の残存期間の免除決定を受けた場合。
  - 国家主席による特赦決定を受けた場合。
  - 懲役刑執行の一時停止決定を受けた場合。
  - 裁判執行の中止決定を受けた場合。

- 受刑者が管轄裁判所から刑法第 55 条の規定に基づいて時効満了の通知を受けた場合。
- 釈放決定書は、最高人民検察院の定める書式によるものとする（2008 年 5 月 9 日付公文書第 1327/VKSNDTC-V4 号第 6 号書式）。

#### 備考：

- \* 勾留期間より短い刑の判決を受けた者及び、懲役刑でない刑又は執行猶予付判決を受けた者で、その他犯罪により刑事施設に收容されない者は、判決言い渡し直後に釈放される。
- \* 検察官は、上記の者らが刑事施設に收容されていることを発見した場合には、検察院指導部に報告し、釈放決定を求めなければならない。

### 3. 異議申立て又は提議

- 異議申立て又は提議は、違反のある決定の中止、修正又は破棄し、暫定留置及び勾留及び懲役刑の受刑者の管理及び教育における違反行為を停止し、違反者を処分し、犯罪の防止をするよう求めるための検察院の重要な法的措置である。
- 検察官は、検察の過程において、刑事施設の過失でなく、訴訟機関等の過失による違反であることを発見した場合には、検察院指導部に報告し、適時対応を求める。

#### 3.1. 異議申立て

- 検察院は、次の場合において異議申立てを決定する<sup>297</sup>。
  - + 暫定留置所長、拘置所監督者、刑務所監督者による違法な決定。  
例：暫定留置所長、拘置所監督者、刑務所監督者が権限を有する者からの決定又は命令がないのに暫定留置、勾留、懲役刑の執行を決定した。また、理由なく被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者の懲罰を決定した等。

---

<sup>297</sup> 暫定留置及び勾留規則第 14 条

- + 懲役刑執行期間の短縮、懲役刑執行の一時停止に関する裁判所の違法な決定。
- + 自由刑の執行において責任を有する機関及び組織及び個人による違法な行為。
  - 例：自由刑の執行において責任を有する機関、組織及び個人が規定に従わず、被収容者に体罰を科した、各種制度を勝手に減少した、被収容者に不当な労働をさせた等。
- 検察官は、異議申立ての場合には、違反及び違反を確定すべき理由を明確に確定し、違反をしたのが誰か（機関、組織又は個人）を明確にしなければならない。
- 異議申立て書は、最高人民検察院が定める統一の書式（2008年5月9日付公文書第1327/VKSNDTC-V4号の第6号書式）によるものとし、「前書き」、「主要部分」、「異議申立て」の3つの部分からなる。
- 検察官は、異議申立てを発行した後に、自由刑の執行において責任を有する機関及び組織及び個人による当該異議申立ての執行状況を監視しなければならない。
  - + 被異議申立て機関及び組織は、異議申立て書を受け取った日から15日以内に異議申立てを執行し、その結果を検察院に報告する責任を負う。
  - + 被異議申立て機関及び組織は、検察院の異議申立て内容に同意しない場合には、上級の直属検察院に対し、不服申立てを行うことができる。上級の直属検察院は、不服申立てを受け取った日から15日以内に、解決しなければならない。上級の直属検察院の決定は、最終決定として施行される<sup>298</sup>。

### 3.2. 提議

- 検察院は、自由刑の執行において責任を有する機関及び組織及び個人による行為であって、これが法律違反につながる原因若しくは条件として認められた行為、又は適時改善しなければ法律違反につながる可能性のある行為に対して、提議を決定し、適時防止する。

<sup>298</sup> 刑事裁判執行法第141条、第143条、人民検察院組織法第27条、第29条

例：巡査又は監視の怠慢行為は、被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者の逃亡につながることもある。また、衛生面が確保されなければ、疾病等が発生する。所内規則に違反して面会をさせた、暫定留置及び勾留を不当に行った等。

- 提議書は、提議を提示するための法的理由<sup>299</sup>、法律違反につながる原因及び条件となった又はなる可能性のある行為の分析及び確認の 3 つの部分からなる。
- 検察官は、提議を提示した後に、その執行状況を監視しなければならない。権限を有する機関及び個人が提議を十分に執行しない場合には、検察院指導部に報告し、適切な対応を求める。

#### 4. 刑事事件の起訴

- 検察官は、検察の過程において、犯罪の兆候を発見した場合には、初期段階の必要な活動として、資料の収集、現場の撮影、事実の確認、供述の聴取、録音等を行わなければならない。
- 起訴の審査のため、権限を有する捜査機関に事件書類を送達する。

---

<sup>299</sup> 人民検察院組織法第 6 条

## V. 業務上関係

- 検察官は、次の業務上の関係を十分に構築しなければならない。
  - + 受刑者に対する懲役刑執行期間の短縮を提議する業務において、刑務所及び拘置所と協力する。
  - + 被暫定留置者、被勾留者、懲役刑の受刑者が逃亡、死亡、労災、新規犯罪の違反をしたその他重大な事変が発生したときに、現場検査の業務において、公訴権の行使及び捜査検察機関と協力し、最高人民検察院（省級検察院の場合）に適時かつ十分に報告する<sup>300</sup>。
  - + 捜査機関、公訴権の行使及び捜査検察機関に対し、暫定留置施設、拘置所、刑務所における違反又は犯罪、法的効力を失った検察院の承認決定、暫定留置及び勾留に関する不服申立て及び告発、被暫定留置者、被勾留者の生命、健康、尊厳を侵害した行為について、適時かつ十分に通知する。
  - + 関連機関から、暫定留置及び勾留期間の延長拒否、緊急逮捕の承認、暫定留置の破棄、暫定留置、暫定留置延長の承認、緊急逮捕、捜査中止決定、予防措置の破棄又は変更、釈放決定等に関する情報を受け、検察する場合には、これにより検査及び監視し、刑事施設との対照を行う。期間超過した又は命令がない暫定留置及び勾留を適時発見し、検察院の各種命令又は決定の厳守を保障する。
  - + 公訴権行使と刑事公判検察機関と随時協力し、不適正又は不当な被害に関する兆候を通知し、上告審又は再審手続に基づく異議申立てを受理し、裁判執行の一時停止決定を受け取り、検察院及び裁判所の各種決定の法律の規定に基づく執行を保障する。
  - + 裁判執行検察機関に次の事項を通知する。
    - 判決の法的効力が生じているものの管轄裁判所による裁判執行の決定がなされていないため、有罪判決を受けた者が依然として拘置所に収容されていること。

<sup>300</sup> 暫定留置及び勾留規則第 29 条

- 懲役刑の執行一時停止の提供を受ける条件がそろったこと。
  - 裁判執行の一時停止決定を受けた者を引受け、検察を執行し当該決定の適法かつ適時執行を保障すること。
- + 自己の業務の範囲に属する不服申立て書及び告発状の受理業務において、不服申立て及び告発を審査する検察機関と緊密に協力し、十分、適時かつ適法に対応し、その結果を不服申立て及び告発を審査する検察機関に通知する。
- + 捜査機関又は捜査活動の一部が委任された機関、裁判所、刑事裁判執行機関と緊密に協力して情報を交換及び提供し、関連業務を案内し、又は下級機関に対する業務の指導及び検査において協力する。
- + 検察官と、自由刑の執行上に責任を有する機関、組織及び個人との間において、互いに次の内容を随時通知する。
- 暫定留置、勾留、懲役刑の受刑者の管理及び教育に関する制度及びその手続についての指導文書、案内文書。
  - 被暫定留置者数、被勾留者数、受刑者者数の増減に関する定期状況。
  - 逃亡、死亡、疫病発生、刑事施設の破壊等刑事施設において発生する非常な事件、暫定留置及び勾留及び懲役刑の執行におけるトラブル及び問題点。
  - 暫定留置、勾留、懲役刑の執行等の期間が超過したこと<sup>301</sup>。
- + 検察官は、捜査機関に次の事項を適時かつ十分に通知しなければならない。
- 暫定留置施設、拘置所において発生した違反、犯罪。
  - 供述の調整及び供述の強制に関する状況、不適正又は不当な暫定留置及び勾留に関する不服申立て又は告発。
  - 被暫定留置者、被勾留者の生命、健康、尊厳を侵害した行為。
  - 業務上の情報及び業務案内を相互交換する。

<sup>301</sup> 共同通達第 02/1989/ VKSNDTC—公安省号

**備考：**

- \* 自由刑執行の検察活動その他の検察活動との協力体制及び自由刑執行における管理責任を有する関連機関との協力体制は、非常に重要な役割を果たすものであり、これを維持強化しなければならない。
- \*自由刑執行の検察活動は、その他検察活動が訴訟段階ごとにおける法律遵守状況について検察するにとどまるのに対し、暫定留置及び勾留段階から懲役刑の執行段階まで、訴訟の全過程について検察するものである。したがって、業務上の関係をよく構築できることは、刑事検察活動の効果の強化に貢献するものである。

## VI. 自由刑執行の検察書類の作成及び保管

### 1. 目的、要求

- 自由刑執行の検察書類作成は、自由刑執行の検察活動の効果の確保を目的とする検察官の不可欠必要な業務である。
- 検察書類とは、各種資料を集合したものをいい、自由刑執行における法律遵守について検察する場合において、検察官又は検察官の業務を十分に反映し、必要な場合には、各種資料を管理、運用、使用できるよう好条件を整える。

### 2. 自由刑執行の検察書類の内容

#### 2.1. 暫定留置施設、拘置所の定期又は臨時検察の書類

暫定留置施設、拘置所又は刑務所の定期又は臨時検察の書類には、次の資料が含まれる。

- 検察計画。
- 検察の時点における暫定留置施設長、拘置所監督者、刑務所監督者の暫定留置、勾留及び懲役刑執行における法律遵守状況についての報告書（報告内容は検察官が求める）。
- 暫定留置施設、拘置所、刑務所の各専門部署との準備協議調書。
- 検察計画に基づく各種書式書式。
- 検察過程において収集された資料で、結論の理由とするもの。
- 結論書草案を開示する会議の議事録。
- 検察院の結論書。
- 暫定留置所長、拘置所監督者、刑務所監督者による異議申立て引受書及び違反改善方法の提議書（ある場合）。
- 暫定留置施設、拘置所又は刑務所の検察書類は、検察の開始から終了までに検察官が行った各種活動を十分に記載し、保管所に送達する。

#### 2.2. 懲役刑執行期間の短縮決定に対する上告審又は再審手続に基づく異議申立ての書類

- 上告審又は再審手続に基づく異議申立てに必要な書類。
  - 拘置所、刑務所の検察過程において検察官が発見した資料。
  - 省検察院、市検察院、自由刑執行管理機関による報告、業務上の指導請求。
  - 直接的検察の結論書。
  - 関連当局（最高人民裁判所、公安省）との業務交流活動から得られた資料。
  - 不服申立て書、告発状。
- 受刑者の書類（要公証）。
- 上告審又は再審手続に基づく異議申立てをするため、確認、収集又は追加した書類の写し。
- 最高人民検察院指導部の報告書。
- 最高人民検察院指導部の指導意見を記載する書類。
- 上告審又は再審手続に基づく異議申立て決定書。
- 上告審又は再審決定等。

### 2.3. 懲役刑執行期間の短縮の検察書類

- 懲役刑執行期間の短縮の検察書類には、次の資料が含まれる<sup>302</sup>。
  - + 判決書の写し、刑事判決書（抜粋）の写し。
  - + 懲役刑執行機関による懲役刑執行期間の短縮提議書、
  - + 有罪判決を受けた者による懲役刑執行期間の短縮請求書。
  - + 功労があったとする受刑者の申告書（実際に功労があった旨について、権限を有する機関からの証明が必要となる）。
  - + 有罪判決を受けた者の病状に関する省級病院による診断書（重大な疾病に罹患した場合）。

- + 刑務所、V26 局、拘置所、省級公安機関の長官又は省級人民検察院による当該減刑の提議幅。
- + 有罪判決を受けた者の服役地を管轄する省級人民裁判所による懲役刑執行期間の短縮決定書。
- + 検察院の異議申立て書（ある場合）。
- + 控訴審、上告審又は再審（ある場合）決定書。

#### 2.4. 懲役刑執行の一時停止の検察書類

- 懲役刑執行の一時停止の検察書類には、次の資料が含まれる。
  - + 判決書の写し、刑事判決書（抜粋）の写し。
  - + 刑務所監督委員会、拘置所監督委員会による提議書（刑務所監督委員会、拘置所監督委員会が懲役刑執行の一時停止を提議する場合）。
  - + 検察院の提議書（検察院が懲役刑執行の一時停止を提議する場合）。
  - + 有罪判決を受けた者に関する県級以上の病院による診断書（妊娠中の場合、36 か月未満の乳幼児がいる場合には、当該乳幼児の出生証明書の写しを必要とする）
  - + 管轄人民裁判所による懲役刑執行の一時停止決定。
  - + 検察院の異議申立て決定書（ある場合）等。

#### 2.5. その他の場合には（逃亡、死亡、新規犯罪の違反等）の検察書類

- 検察官は、被収容者が逃亡、死亡又は新規犯罪の違反をした場合には、管理の利便性を図るため、それぞれの検察書類を作成しなければならない。
- 検察書類には、各事件を十分に反映する資料及び調書が含まれる。

### 3. 検察書類の整理と表示

- 自由刑執行の検察書類の作成は、業務書類に関する規定に基づいて行われる。
- 検察書類は時系列及び解決順序に基づいて整理する。

- 検察書類は、各種資料の目次を表示し、将来の使用及び研究の利便性を図るため、順次番号を付す。
- 自由刑執行の検察書類は、守秘制度に基づいて保管されるものであり、絶対に紛失又は損失等が発生しないようにしなければならない。